

川上村のおもかげ



川上村PTA編

序

村誌の編纂の議は十數年前より村會の席上にも屢々議題として上り其後村費にも計上されたのであつたが戦時中としてその實
が結ばれず、今日に及んで居たのであります。

たまたま本年八月PTAの役員會の席上川上校創立六十周年記念事業の一つとして川上文化史編纂の議が起り、之れに就て
慎重討議したのであります。結局PTAの立場より編纂の必要性を認め、渡部高義氏を委員長として編纂委員が選定され編
纂に取つかつたのであります。

資料蒐集には専ら委員長が當られることになり、氏はこのため家業を放擲し晝は松山に村内に史料を求めあるき、夜は之が
撰擇淨寫にとめるなど晝夜をわかつたぬ努力が百余日に及んだのであります。さうしてこの間菊澤よしゑ、樋口久子兩委員な
どの御盡力などもあつて十月に蒐集の事業も終り ついで組織的編纂の段階に至ると川上小中學校の委員の先生方の夜を日に
つゞ御協力があり、十二月に到つてやつと完成した次第であります。こゝにつゞしんで猷身的な御努力なさつていただいた、
委員長初め各委員、適時教を垂れて頂いた顧問の方に衷心より感謝の意を表す次第です。

知る事はそのものに對し愛心が起るものであります。幸に此の少本をひもとかる、村民諸兄姉、殊に青少年、諸士の愛郷の
精神が一層燃えん事を念願する次第であります。

昭和二十六年二月

川上村PTA會長 渡部 満久

川上村の面影目次

序 文

自然誌

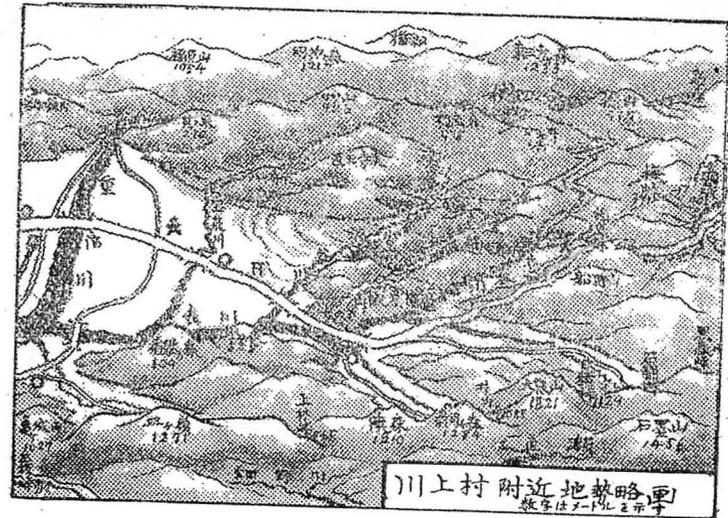
- (一) 位置、面積…………… 一
 位置、境界區劃、面積
- (二) 地勢、地体…………… 四
 総説、山川、池と水利、地質
- (三) 氣候…………… 一〇
 総説、氣温、降水、風向、天氣、天氣に関する諺
- (四) 變遷…………… 一九
 旱害、水害、地震、火災
- (五) 生物…………… 二二
 動物、植物、天然記念物

人文誌

- (一) 沿革…………… 二六
 村のあけぼの、拓け行く村、にきわら驛路、新しい村づくり
- (二) 人口…………… 三六
 戸数人口
- (三) 政治…………… 四一
 役場、駐在所、登記所
- (四) 經濟…………… 四五
 財政、生業(農、牧畜、林商工)、金融

(二) 地形 地体

總 説



川上村は、道後平野の東端にあつて、北部、北東部は高繩山塊によつておわれ、南には四國山脈の支脈があつて、山が割合に多い。本村の中心をなす西南部の平野は、この兩山脈にはさまれているので、東はせまく、西にくにつれて、ひろがつている。重信川が、その西を北から南西に流れて北吉井、南吉井兩村と境しているので、ほぼ三角形をしている。この平野の北から東の山裾にかけては、台地になつてはいるが、ここも耕地として、よく耕されてはいる。

又この平野の東に、小山をへだてて、本谷川の川筋に、松瀬川の細長い平地が連なつてはいる。

山

川上村の南、三内村、拜志村から上浮穴郡にかけて黒森山、大熊山、前司ヶ森、皿ヶ嶺等の、千米を越える山々が連なつてはいる。

北も亦重信川のきざむ山之内の谷をへだてて、千米以上の福見山、明神ヶ森、東三方ヶ森等の山が重なつてはいる。

本村内でも、ヨッ山、横倉山、捨山等の連なる。北方の山は、千米に近い。

南の塩ヶ森は、航空燈台が出来てから、有名になつた。北の経座ヶ森、皿ヶ森から、奥松瀬川の部落を切りはなすように、南に延びる低い二條の山な

山の名	高さ(米)	みがある
捨山	九一七、一	川の三軒屋を結ぶ近道である。
横倉山	八九四、五	檜皮峠は、道後、道前の兩平野をつなぐ、讚岐街道の要地で、昔は大鳥越、小鳥越を経て、
経座ヶ森	七三五、五	七曲坂を登り、この峠に出て、更に、櫻三里のけわしい山路を、周桑郡の來見驛に、出たものである。現在は、國道が通じ、峠も岩を掘り切つたので、坂もゆるやかになつてはいる。高い
皿ヶ森	六四一、〇	山の連なる、南と北の上浮穴、越智郡地方へは、近代的な交通路の開発が、遅れているため、
ヨッ山	九二八、四	今日これ等の地方と、本村の交渉は、少なくなつてはいる。
旦ノ采	三九〇、九	山椒ヶ崖は、大鳥越から南に延びた山の先にあつて、端が、表川にけづられて屏風を立てた
塩ヶ森	五二五、五	ような絶壁になつてはいる。下を流れる表川の川床から四十米、水成岩の地層が横縞のように、
檜皮峠	三二二、〇	はつきりとあらわれ、實に見事である。
山椒ヶ崖	二二四、七	

川

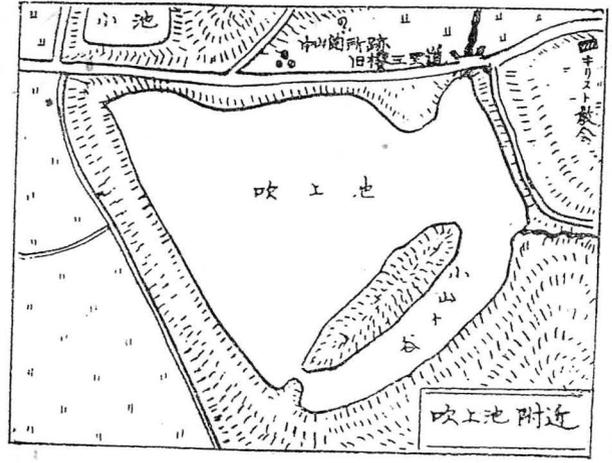
川上村を流れる大きな川は、西の村境を流れる重信川と、村の南を流れて重信川に入る表川とである。これに次いで主要なもの、本谷川(三軒屋川、松瀬川ともよぶ)澁谷川、寶泉川等で、北部の山地から南流して、表川にはいつてはいる。

以上の川々は平野に出ると、水は伏流水となつて、地下にもぐり、水無川となつてはいるところが多い。水源の山々は、近時禿山が多くなつてはいるので、大雨の際は、兩岸の堤防も、洪水を防ぐのに十分ではない。

川の名	長さ	川	市	水	源	地
重信川	約一五軒(四里弱)	一	九〇、二米(横河原橋橋下)	東三方ヶ森方面		
表川	〃一二軒(三里)	九	七、七米(畑川橋橋下)	唐岬、白猪の瀧方面		
本谷川	〃八軒(二里)	一	三、二米(三軒橋橋下)	捨山方面		
澁谷川	〃三、五軒(一里弱)	七	二米(澁谷橋橋下)	経座ヶ森、長谷方面		
寶泉川	〃五軒(一里一〇町)	七	〇米(上砂橋橋下)	ヨッ山、本谷方面		

重信川が、山之内から流れ出たとこの大畑を扇の要として、見奈良、吉久にかけての扇状地は、この川が流しだした、砂礫によつて出来たもので、時代によつて、川の流れは扇の骨のようにうつりかわつたもので、或る時は、且の上のすぐ下、崖下のあたりを流れていたものと考えられる。今の重信川の河道は約三百年前、足立重信の治水工事によるもので、それ以前以後ともに、度々洪水が繰かえされたことであろう。海上から吉久にかけての東岸の地形や堤防の様子を見ると、昔から現在までの村人の苦心が、うかがわれる。今日この川筋一帯に建設省の治水大工事が續行せられている。表川の柳土手も重信の工事です手に残る松は、其の頃植えられたものだといひ傳えている。

池と水利



川上村は、瀬戸内平野の例にもれず、夏の稲作に設えて池が多く、大小合せて約二十の溜池がある。特に前松瀬川から、北の山裾にかけて並ぶ池の群は、本村農業の強みであり、又山裾の風景に一段の趣をそえている。

吹上池は、本村第一の大池で、前松瀬川の横灘にある。もとは現在の三分の一位の池であつた。萬延元年に、北野田村、南野田村(現南吉井村の内) 南高井村(現浮穴村の内)の三村が合同して、現在のような大池につくつたが、引き水の水路が長く、不利な点が多いので、明治十年に、南方にゆづつたものである。

見奈良の水源

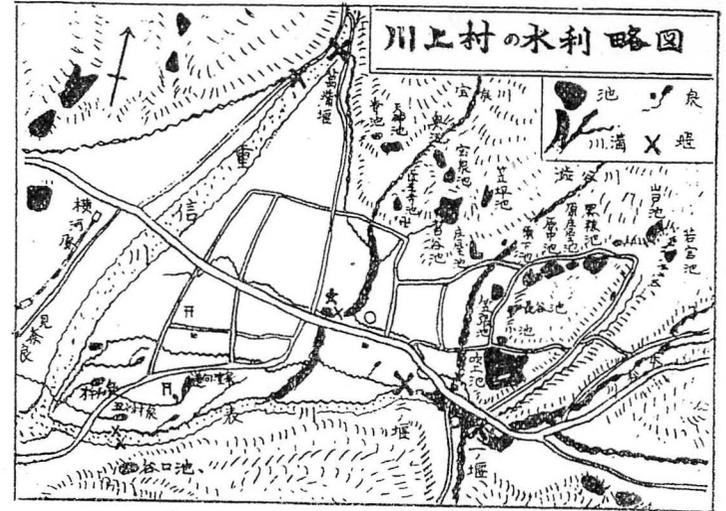
吉久の吉井神社を中心として、吉久方面はきれいな水に恵まれ、泉が多い。南吉井村の見奈良部落は、吉久を水源地としている。表川、五ヶ村泉、オキチ泉等、吉久方面の水を集め、重信川の川底を、暗渠によつて渡し、見奈良へみちびいてる。

川上村の水利

本村の水利は、主として村内を流れる川をせいて、水を引き入れ、利用している。池の水は農業用水の不足を補い、高い台地の稲田に、利用せられる。

池の名	場所	大きさ其他	記	録
吹上池	松瀬川	池周六五〇間水深九間半 面積五町一反一畝二五歩	萬延元年増築(北野田、南野田、南高井、合同) 明治十年南方にゆづる	
小池	松瀬川	約七反歩にかゝる 面積約一反弱	昔沼地であつた北方村の牛馬の水呑場であつたとも云ふ吹上池を築く時西吹上畑の土を使用して畑田を作つた同時に沼を小池とし畑田に引く事とした以来南方水利組合に屬し地主は出益米として毎年米五斗余を南方部落長に納めてゐた	
山戸池	松瀬川	面積四反一八歩	明治二十八年高上工事以前の記録はないが、寛永年間築造とゆふ	
若宮池	松瀬川	面積一反五畝〇歩	明治二、三年頃築造明治十七年伏樋がいたみ土手がきれたことがある。明治五年増築修理	
黒穂池	松瀬川	池周四八〇間水深五間半 面積一町六反六畝二一歩	眞享五年築く(現在の五分の一の大きさ)。嘉永六年増築出願安政二年完成	
原庄屋池	松瀬川	面積六反九畝一〇歩	個々持で水利組合の管理外となつてゐる	
原上池	松瀬川	面積二四〇間水深五間半 面積一町三反一畝七歩	築造の年不明 附近の池の中最も古いといわれている。 弘化、嘉永、慶應の各年間に修理した記録がある。	
原中池(原大池)	松瀬川	面積二反五畝二歩	天保、嘉永の修理記録がある	
笠張池	松瀬川	面積四反二四歩	年代不明、原上、原中両池と同じ頃の築造とゆふ	
長谷池	松瀬川	面積九反三畝一〇歩	築造は眞享元祿の頃か 文久年間の修理記録がある。	
西組庄屋池	松瀬川	面積九反三畝一〇歩	個人持で水利組合の管理外	
笠坪池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩 池周二八間水深三間 (三段にかかると)	明治三年起工(人夫延日數四一〇八四人役) 大正七年七月十二日大雨の時土手が切れた(被害水田一町) 安政五年起工、同七年完成か (池の上に陶器の燒釜あとがある)	
菅谷池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		
谷池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		
醫王寺池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		
寶泉池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		
奧池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		
天神池	松瀬川	面積二町三反一畝八歩		

谷口池	吉畑	面積約一段	牛淵村(南吉井村の内)がつくり、明治初年見奈良部落が改修、現在は畑川部落が利用している
曲谷池	北海	面積一反三畝二歩	昭和二十五年着工 総工費三十万円の豫定



川上村の広い山地は、殆んど砂岩及び頁岩によつて、おおわれている。

地質

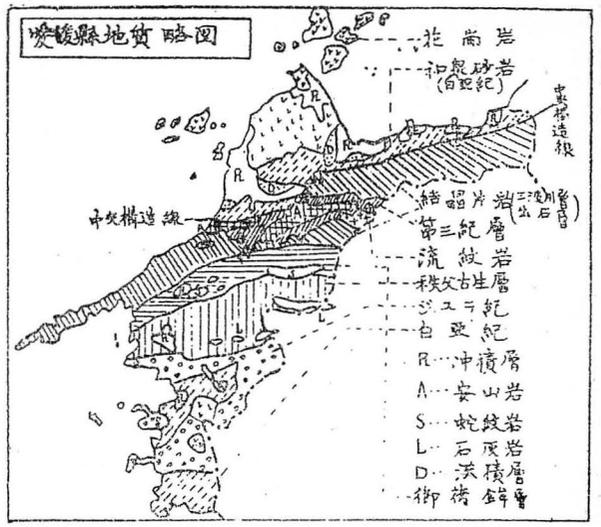
近年は泉を掘つて、水揚ポンプで、田に水を引くことも始められているが道後平野内の、他の村と比べると、少ない。

水利については、各部落ごとに、水利組合があつて、昔からの慣行によつて配水が行はれている。

川に設けた堰の中、重信川の菖蒲堰、表川の一の堰、二の堰は、水の取り入れ口として特に重要なものである。

その中で、菖蒲堰は、すぐ下手に、北吉井村一体にかゝる北吉井村の堰がある。分水については實に細かいきまりがある。現在は河川法によつて川上六割八分、北吉井三割二分の割合で分けられている。昔からこの分水問題では争いが繰かえされた。北方部落には河野家下付の、嘉吉年間(五百余年前)の記録をはじめ古記録が大事に保存せられておるとゆうことであり、村役場にも、これに関する澤山な記録がある。これによると、分水問題に關して、度々松山藩役人の出張があり、明治に入つても、水争をしづめるために、警官隊の大出動等のが記されている。

一粒の米も、粒々辛苦。とゆうが、川を治めて、田を開き、池を掘り、溝をつくつて水をみちびく。眞に今日の一粒には、祖先以来の苦心が含まれてゐる。



この地層は、大阪の和泉山脈の地質と同じもので、和泉砂岩層と呼ばれている。和泉砂岩の層は、紀伊半島から淡路に渡り、香川縣に入つては、讃岐山脈にあらわれ、その連りが、愛媛縣に入つて、三島の東から新居濱西條間の丘陵、道後平野の南北の山地、天山、星の岡、城山等にあられ、さらに、長濱沖の青島におよんでいる。上部白亜紀時代に、堆積したもので、接觸變質を受けた和泉砂岩は粒子がこまかく、かたい。

塩ヶ森の頂上附近には、黒雲母安山岩があり、番駄ヶ森の頂上から南にかけては、斜方輝石安山岩が露出している。

塩ヶ森、番駄ヶ森の頂上の南には、有名な中央構造線が、通つていて、この線の附近には、地質學上變化に富むところが多い。

中央構造線は東は櫻三里の鞍瀨から、小松、三島を経て、香川縣から、紀伊半島を経て、中部地方の諏訪湖に達し、西は砥部、郡中を通つて、九州の長崎縣に及ぶもので、西日本を地体構造上、内帯(北)外帯(南)の二帯に區分する主要な線である。

この線を境にして、北側が斷層で陥落したので、山の端が三角面をしている。川上、郡中間など、北から眺めると、三角面が明らかに見られる。

平野部の北から東にかけての台地、並びに奥松瀬川の谷合は、洪積層からなり、砂が多く含まれている。





(三) 氣候

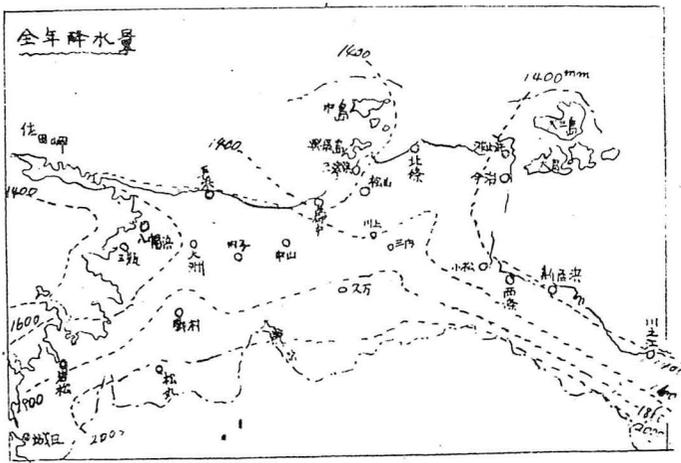
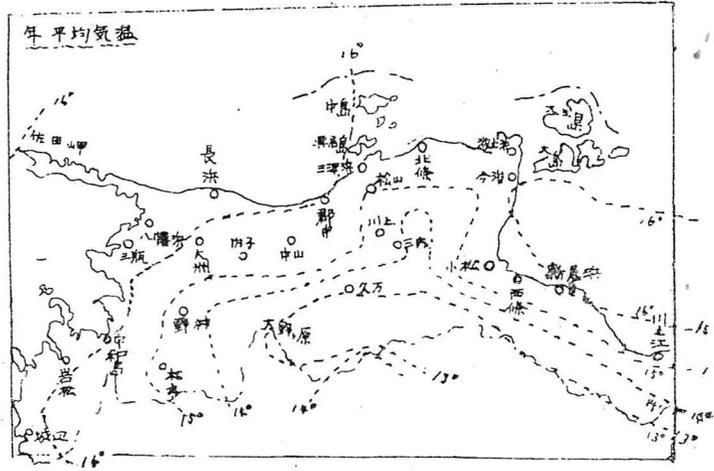
1 總説

川上村の氣候は瀬戸内海型といわれる型である。大体に溫和で、惠まれた氣候である。川上小學校の、昭和八年三月から現在に至る十五ヶ年間の観測によれば、午前十時一回の観測で年平均氣温一六、九度（攝氏）である。註 松山は午前十時の平均一七、四度、一日六回観測では平均一四、九度となつてゐる。

最高氣温の極は昭和十七年八月一日の三十六度で最低の極は昭和二十四年二月四日の零下七、二度であつた。松山市にくらべて、夏はやゝ高く冬はやゝ低いのは、海から遠いためであらう。降水量は十五ヶ年間平均で年一、四五八、一ミリメートル、年により相當の變化がある。最も雨の多かつたのは昭和十八年二年二、二四九、六ミリ、一番少なかつたのは昭和十四年で九一一、九ミリ、それぞれ大水害大旱害をきたしてゐる。また一日の降水量で一番多かつたのは、昭和十八年七月二十二日の三七五、五ミリメートルで、一年の約四分の一を一日に降らせてゐる。松瀬川では山地部であるから多量といふであらう。

平野の廣い低地は、沖積層で、粘土砂及び、砂の層から、出来てゐる。この平野部には、河岸段丘や、扇状地が至るところで見られる。大宮神社下、且の上の西のがけも、川によつて削られたものと考えられる。扇状地としては、澁谷川のおつた、原から、西側、西組、横灘にかけてひろがるものは、特に、見事である。今の川上町のあたりは、扇端にあつてゐる。扇端は、伏流水が湧き出るところで、深い井戸をつくることのむづかしかつた大昔は、きれいな水が出るので、家がこの集つたものである。現在残つてゐる、大宮神社を中心とする古墳の群や、川上驛がここにおかれた事などと、考え合せてみるのも、面白い。

農業をすすめていくのに、地質や土壤をしらべることは、大切な研究の一つである。昭和二十五年十月から、村内の土壤の酸度調査が、手はじめとして行われてゐる。



また雨は七、六、九月に多く日本の夏雨型でこれは梅雨と台風の影響である。

風は冬夏に強く、夏秋に弱い、地形が東西の谷になつてゐるため東と西の風がすぐれてゐる家々の塀や生垣も大体東西と北とを圍つてゐる。

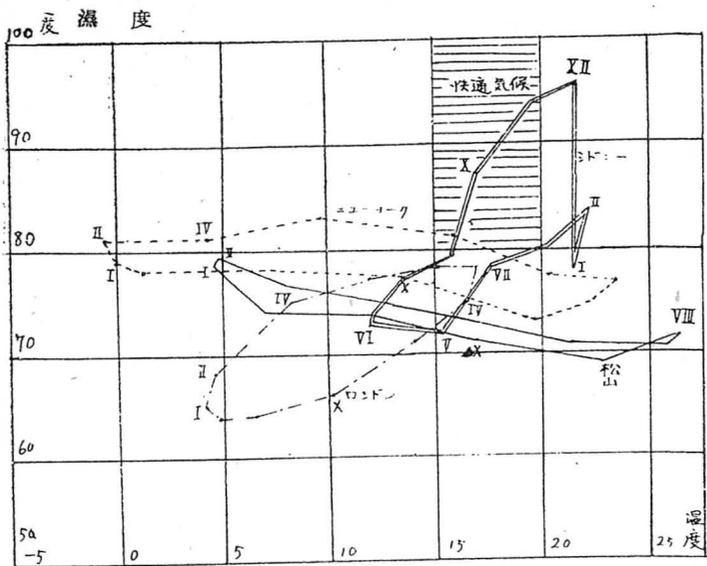
日和は四、五、十一、八月に多い。

霜雪は平均十一月十四日と十二月一日が初であるが初霜が十月二十八日（昭和十六年）初雪十一月十二日（昭和十三年）という記録もあり、終霜五月六日（昭和十五年）終雪三月二十九日（昭和十六年）なども作物の栽培上注意が必要である。積雪は日數、量ともに少い。

2. 氣 温

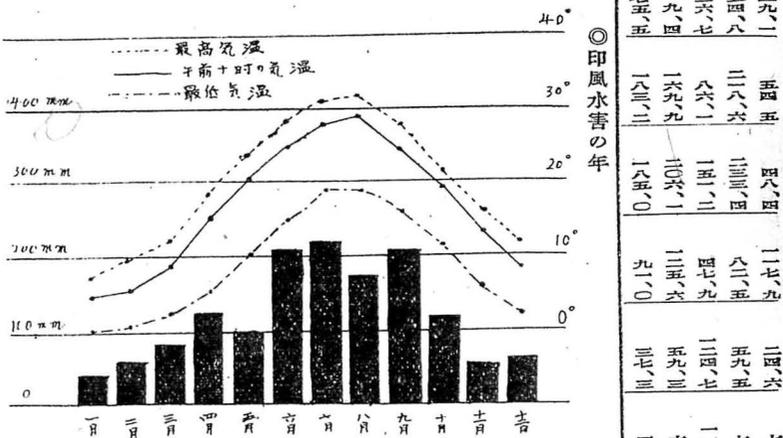
○午前九時の氣温

奥松瀬川は海拔五百米地形も複雑で、従つて氣象も相當の違がある。



● I II III は 1月2月3月を示す
 ● 右下から左上へ曲線をかき、のこす
 ● 松山5の村(木公山)を以て日本は湿度が低いのは夏、冬は湿度が低くなる

川上村の気温と降水量(15年平均)



昭和の風氷害
 昭和十八年 七月廿二日 (廿一日—廿五日の雨量 八〇二、六耗)
 昭和二十年 九月十七日 (十六日—十七日 一七一、〇耗)
 昭和二十年 十月十日 (八日—十一日 二二四、四耗)

昭和の旱害
 昭和九年 六月二十六日—七月十二日
 昭和九年 七月二十七日—八月十六日 (十七日に〇、三耗)
 昭和十四年 八月十八日—八月二十九日
 昭和十四年 七月五日—七月二十一日
 昭和十四年 八月七日—八月二十一日
 雨のない日が続いている

○一ミリメートルは坪當り一升八合三勺

△印 旱害 ○印 風水害の年

年	月	最高気温平均	最低気温平均	最高気温の極	最低気温の極	同年月日
昭和二十年	一	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	二	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	三	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	四	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	五	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	六	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	七	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	八	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	九	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一〇	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一一	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一二	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
平均						

○月別降水量(單位ミリメートル)

3 降水量

年	月	最高気温平均	最低気温平均	最高気温の極	最低気温の極	同年月日
昭和二十年	一	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	二	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	三	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	四	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	五	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	六	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	七	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	八	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	九	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一〇	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一一	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
	一二	三、九	三、二	七、二	四、七	一、二
平均						

○最高気温 最低気温

年	月	最高気温	最低気温
昭和二十年	一	三、九	三、二
	二	三、九	三、二
	三	三、九	三、二
	四	三、九	三、二
	五	三、九	三、二
	六	三、九	三、二
	七	三、九	三、二
	八	三、九	三、二
	九	三、九	三、二
	一〇	三、九	三、二
	一一	三、九	三、二
	一二	三、九	三、二
年平均			

○風向(最高)及び風力

年	月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年
昭和二十年		西	西	西	西	南西	西	東西	西東	東	東	東	西	西
昭和二十一年		西	西	東	西	西	西	西	東	東	東	東	西	西
昭和二十二年		東	西	西	西	西	北東	西	東	北東	東	東	西	西
昭和二十三年		西	東	東	西	東	西	西	東	東	東	東	東	西
昭和二十四年		西	東	西	西	東	東	西	東	東	東	東	東	西
昭和二十五年		西	東	西	西	東	東	西	東	東	東	東	東	西
十ヶ年平均		西	東	西	西	東	東	西	東	東	東	東	東	西
年	月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
十ヶ年平均		二.5	二.4	3.0	3.4	2.0	3.2	2.5	1.4	2.2	2.2	3.9	2.0	2.5

○曇風日数

年	月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十一年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十二年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十三年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十四年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十五年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
十ヶ年平均		二.5	二.4	3.0	3.4	2.0	3.2	2.5	1.4	2.2	2.2	3.9	2.0	2.5

○天気

年	月	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十一年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十二年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十三年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十四年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
昭和二十五年		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年平均
十ヶ年平均		二.5	二.4	3.0	3.4	2.0	3.2	2.5	1.4	2.2	2.2	3.9	2.0	2.5

6 雑象

年	月	初霜	終霜	初氷	初氷	初霰	終霰	初雪	終雪	最大積雪量			
昭和八年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和九年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十一年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十二年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十三年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十四年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十五年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十六年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十七年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十八年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十九年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十一年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十二年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十三年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十四年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十五年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
十ヶ年平均		二.5	二.4	3.0	3.4	2.0	3.2	2.5	1.4	2.2	2.2	3.9	2.0

年	月	初霜	終霜	初氷	初氷	初霰	終霰	初雪	終雪	最大積雪量			
昭和八年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和九年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十一年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十二年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十三年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十四年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十五年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十六年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十七年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十八年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和十九年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十一年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十二年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十三年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十四年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
昭和二十五年		二二	二六	一一	一五	一一	一七	一一	一三	三三			
十ヶ年平均		二.5	二.4	3.0	3.4	2.0	3.2	2.5	1.4	2.2	2.2	3.9	2.0

氣象に關する俚諺

氣象に關する俚諺はその數が多い。天氣を豫知することは、昔も今も人々の生活にとつて必要であり、人々は強い願いを持つていたにちがいない。天氣についての知識をあまりもつていなかった大昔の人々は、占いなどをやつていたであろう。今も子供達がやつている。下駄をボンとほうつて表が出れば天氣、裏が出れば雨、横になつたら雪というのや、運動會遠足の前の日に、てるてるぼうずを作つて、明日の天氣を祈るなどは、その時代の名残であろう。大人も長い日和や雨の續く時、雨乞や、御祈禱をさえるのである。

しかし人々は次第にいろ／＼なものに目をつけて天氣を豫知しようと試みてきた。例へば、生物の行動から天氣を豫知しようとするものがある。それは生物が變災の時に取つた行動が、その變災を豫知していたと思われようなどもある。

生物には何か神秘的な感覚があるかのように考えたのである。このような例を次にあげてみよう

○鷹が午前空を舞えば晴、午後舞えば雨或いは上に向けて飛べば晴、下に向けて（低く）飛べば雨
○猫が上を向いてあくびをすれば晴、顔をかくして眠れば雨
○鶏が遅くまで餌をたべているときは雨
○もすが鳴けば雨があがる

○蛇が出てくれば雨、道を横切れば雨、木に上れば雨
○むかでが出てくれば雨、一寸むかでが人をさせば雨
○ひぐらしが鳴けば雨ははれる。

○わたうりがとべば雨（わたうりはぶとの一種）

○ありじごくの背が黒ければ雨、白くかわいていけば晴

○雨降り前にはみみずが出ない

○蚤を火にくべて音が高ければ天気が良い

植物では

○たんぼの花がしぼめば雨（夜とか雨天の時はしぼむ運動をしている）

これ等はあまり科学的な根拠はないが、いろいろな物の乾湿から天気を豫知しようとするものには、科学的な根拠のあるものもある

○茶碗の飯粒がよく取れると天気がわるい。

○飯釜をおろしたとき底に星（すがもえてきらきら光る）が散れば天気がよい
前者は空気に湿度が多く、後者は少いことを示す。

○あかぎれがかゆければ雨 これは湿度と温度の変化による。

割合確かな天気の豫知は雲、風、虹など大気の変化や天体を見てのもの（観天望氣の法といわれる）である。今日の天気豫報術の進歩は目ざましいものであるけれども、これ等の中には科学的にも理由があり今も有力な豫知法であるものも含まれている

私たちの祖先は、こゝまで達するのに幾代を費し、何千年の年月を要したことであろうか？

○秋の夕焼鎌をとげ 夏の夕焼川向へ行くな（水門を下げ、川越するなと變つたい方もある）

中緯度の地方では天気は西から東へと移る。秋の美しい夕焼は西方の天気の良いことを示すものであるから翌日は必ずやよい日和であろうし、夏の日は翌日も又よい天気で強い日光がカンカンと照りつけければ、地面から水蒸気が盛んに立ち上りて上昇氣流を足し入道雲となり、それがくずれて夕立を起して、川に出水を見ることは考えられるであろう。

○月に雨傘 日に日傘

傘は巻層雲によつて生じる、地上には別に變化もない時、上空には低氣壓の先ぶれである巻雲、巻層雲が雨の近づいていることを知らせている。しかし巻層雲は低氣壓の前にはかり出るとは限らないから、雨とならない場合もおこる。雨のあたる場合は六十%くらいだといわれる。

○朝降りと女の腕まくり

朝早く山から海に向つて吹く風が、海の上の空氣とふれ合つて、すこしばかり雨を降らせるもので、この雨はすぐ消えて晴となる。女の腕まくりなら大したことはないとは、今の世時女の人に少々失禮ない方だが、女の人も腕まくりをして働きましようというにしたら……ついでに「と」を「は」と變えて

○朝虹は雨 夕虹は晴

朝虹は西の方が降っているのだし、夕虹は雨はもう東へ過ぎていっているのだから、當然のこと

○朝焼に蓑を持つて

○虹が川をへだてて立てば雨、山から山へかゝれば晴、地形にもよるが之だけでは理由がない

○空が高い時は晴

○綿雲が出れば晴、さば雲は雨の兆

○霧のあしが揃つて一度に晴れれば晴、片上りは雨

○西の空に雲が土埃を作れば雨（お日の入りが高かつたら雨、お日の入りが見えたらお天気）

○山が近く見えたら雨が近い

○川の瀬音、汽笛が近く聞えたら雨が近い

○星がチラチラとまたたくと雨が近い

郷土的のものでは

○石槌山に雲がかかれば雨、反対に（お山のむぎ出しは雨が近い）山の近く見える場合も雨が近いわけである
○岩伽羅山が曇れば雨 ○青島が見えているうちは雨は降らない
○雨は低部から

○山之内から降つて来た雨はひどくない
○夏南が鳴れば雷雨

○晝は西、夜は東が吹けば天気（朝東へ雲が走れば晴、西へ走れば雨、夕方東風が吹けば天気がい）これらは海風陸風をい
つたものである

○西風が吹けば晴、東風は雨
○夏は南、冬は西

○五月六月の頃風南へまわれれば天気日和なり 十一月十二月正月の頃風北へまわれれば日和なり（年曆掌箋慶應二年伊豫屋善兵衛板）

五月西、春は南に秋は北、いつも東風にて雨降ると知れ これらもよく合う
○つむじ風が西へ走つたら雨

○冬東が曇れば雲

○日が沈む時白黄の雲が出ていたら大風
○燈台（塩ヶ森）の光が空に二重に見えていたら雨、これは亂雲など下の方に出る雲の場合である、新しい俵諺が生れてくるのは おもしろい

長期の豫知では ○夜上りの雨は天氣が長続きしない ○初霜の翌日雨が降ると霜のたびにふる
○亥の子に降つたら翌年は日焼け
○寒に雨雪が降れば夏日焼はしない

その他 ○朔日和は三日の雨 ○つち日和等は氣象の週期性を ○十月の西しぐれ ○十月の神もどし（西風） ○半夏のはげ上り ○梅雨あけの雷 ○八十八夜の名殘の霜 ○伊豫の夕風等季節の特徴や、移り變りなどをうたつたものがあるが科学的な天氣豫報の發達につれて次第に忘れられて行く。

しかしその土地の正確な天氣の豫報にはこのような地域的な氣象の變化の特徴の研究が必要である。

（四）變 災

明治二十九年の水害

明治二十九年十月稻の完熟期に豪雨が午後三時頂になつて、北方海上地區三嶋神社裏の重信川左岸が、百五十米程破れ重信川の本流は猪之笹、せんだの笹を経て、西古市東の低部より南方の森部落をなめつくして、相の川より表川に至る間、田も稻も共に流失し、その流域四十町歩は全くの河原となつた。

そして復舊に當つては、決潰場所に巨石で、丈夫な石壁式堤防をきつき、耕地は長いものは十五年の免租措置によつて、地主負担で長年月と、多量の勞力をかけ、復舊した。随つて、此の被害地域には、とり除いた石が各所に山のように寄せられ、石塚として残つていたが、耕地整理の道路新設に利用し、取りのぞいたので、現在は各所に其の跡形を僅に止めている。

大正十一年の雹害

大正十一年十月上旬から、氣温が降下し、稻の完熟がおくられていたところ、十一月になつて、蠶豆大の降雹があり、稻粒は脱粒し、農家の人は手筈で田の糶を掃き集めた。收穫は半作ぐらいになつたという。

昭和九年の旱魃

昭和九年は冬期から降雨少く、吹上池においても平量の貯水程度であつたが、植付期になつても降雨なく、各水利組合では度々の會合を重ね、晝夜兼行で田植の完了に務めた。而し九月に至るも、雨らしい雨なく、苗代で出穂するところもあるくらいであつた。大休七月二十日頃田植は終つたもの、養い水なく、稻は枯死するし、田は眞白に亀裂を生じ慘たるものであつた。八月になつても穂水がなかつたので、稻は黒く變色し、稔りに至らなかつた。

昭和十八年の水害

昭和十八年七月下旬縣下にわたる豪雨があつて、近村拜志村では、重信川の堤防が決潰し、下林より荏原村に至る田畑、家屋が流失し、慘狀を呈した。

本村では、部分的な被害はあつたが、拜志村や荏原村ほどではなかつた。

昭和二十年、二十一年の水害

昭和二十年十月、數日にわたつて降雨が續き、表川二の堰より道向、吉久に至る堤防が決潰し、多くの水田を流失した。こ

れにより高木部落は、一戸残らず現在のところ転住のやむなきこととなつた。
吉久においても宮の西より田中にかけて、石礫堆積して河原同様になつてしまい、復舊も絶望された程であつた。
翌二十一年、堤防の復舊が完成しないうちに、又も豪雨があつて、以前の流れ口は益々流失し、寶泉川、澁谷川、本谷川などを始め、小河川の流域に多大の流失田を生じ、總被害前年分と合わせて、六十町歩にもなり、村の耕地の一割二分が流失或は埋没した。

昭和二十五年の台風

昭和二十五年九月、キジャ台風があつて、稲作は大被害を受け、村の生産目標一万七百五十九石の二割五分、又風害に誘發された諸病虫害を加えて、村の耕地の四割四分が被害田となつた。

地震

醫王寺文章によると、天正十二年頃、大地震があつて、殿堂、樓門てんぶくなどの記事を見る。又安政年中に大地震があつて、石垣をこわし、土地に亀裂を起したところがあつたと傳えられている。
近年では昭和二十一年十二月、大地震があつて、村内各所の石燈籠、石塔、家屋など倒壊し、人畜にまで被害があつた。

火災

寛政九年南方村百姓兵次郎納屋より、出火し各所に飛火延焼し、四十戸の家屋が灰燼に歸した。大正七年春、釋迦の日北方苔谷山百町歩余りを焼き被害が甚大であつた。明治の初、檜皮田山の大火災以來、年々各所にあるが町余に達することはない。
昭和十五年早害見舞

全縣的に見て、昭和十四年は、昭和九年に次ぐ早魃の年であつた。此の時秋田縣から米三百二十俵、新潟縣北魚那廣瀬村、酒井俊一氏個人から米二十五俵を本縣の早魃見舞として寄贈されたので、本村ではこの割當三俵をいただき罹災農家へ配給した。

翌十五年三月、岩手縣からも同様な意味で二百俵の寄贈があり、本村へも二俵の割當があつた。

經濟土木事業

早害復舊應急施設事業
昭和九年の早魃と十年の風水害の罹災農家救済のため、政府においては應急對策事業を起したので、本村では事業主体を水利組合に指定して、北方では水路を改修し、南方では吹上池の腹付工事、松瀬川では下池、山戸池の修繕を、吉久では水路の修繕を行つた。

時局匪救事業
昭和五、六年は、世界的な不況時代であつて、銀行の閉鎖するもの多數あり、金融は極度に硬塞をした。したがつて農村では格別な危機に當面したので、政府に農村振興の目的で、全國に匪救土木事業を起した。本村ではこの時、奥松瀬川に本谷林道、三千四百米を新設し、北方では苔谷池の修繕を行い、松瀬川では黒穂池の腹付工事を行い、北方且の上、本谷林道も新設した。

(五) 生物

本村の生物

本村は北境に、ヨツ山九二八メートルをはじめとして、横倉山、捻山、経座ヶ森、皿ヶ森の山々をめぐらして、松瀬川の谷を抱き、東南に表川、西に重信川が流れ、その間に平地が開けて居るので、種々環境が異なり、生物の種類も少なくない。
特に珍らしいのは天然記念物に指定されているオキチモツクであるが、これについては別に述べる。

動物

野生の動物中、鳥獸の類は、年々その數や種類が少なくなつてゆく。
哺乳類ではノウサギ、イノシシがよく獵の対象となるが、サル、アナグマ、キツネ、タヌキも時々見うけられイタチ、ムササビ、リス、コウモリは誰の目にもよくとまる。少くてよいネズミは種類數共に多く、ネコを飼ひ、また近年世間の不安からイヌを飼う家も多い。

鳥類ではゴイサギ、カモの渡る姿の美しさが目をひく、ツバメにはさすがのいたすら手も手を出すが少いが、このくらいに他の鳥も愛したいものである。クマタカ、ハヤブサはよくスズメをおそう。キジ、カモ、ハト、ヒヨドリ、ツグミ、アラジ、カケス、ホウジロ、モズ等獵銃のほか無免許の空氣銃にまでねらはれる。メジロ、ヤマガラ、シジュウガラ、ヒタキ、ミソサザイ、コマドリ、クワツコウ、ウグイス、ヒバリなど昔から詩や歌によく詠まれているが、同じ詩歌に出ている、ホト

トギスやクイナなどの聲は近代の人にはよく知られていないようである。その他河原によく見かけるキセキレイ、セグロセキレイ、明けくれのトビ、カラス、夜のフクロウなど私たちに親しいものである。

魚類ではコイ、フナ、ハヤ、モッコ、ドジョウ、シマドジョウ、ナマズ、アユ、ヒメマス等がある。

何といつても最も種類の多いのは昆虫類である。

ツバメが來、ナタネの花が麥の緑に映える頃にはまづモンシロチョウ、キチョウ、キアゲハ、スズメバチ、ジガバチ、ルリバチ、ミツバチが花から花へ忙しい。舞を始める。やがてアラスチアゲハ、クロアゲハ、オホウラギンヒヨウモンが軽快に空をかけり、簾かげにはジヤノメチョウ、コヂヤノメ、ミスデチョウ、コムシヂ、アカタテハ、ヒオドシチョウ、サカサハチモンジ、路の草かげに小形のシジミチヨウ、ダイミヨウセセリなどが飛びたつ。

アシナガバチ、マルハナバチ、グマバチ、スズメバチ、ジガバチ、ルリバチ、ミツバチが花から花へ忙しい。

甲虫の王は推古の昔からめられたタマムシであろう。コメツキムシ、ハネカクシ、コガネムシ、テントウムシと色形共にめづらしく美しいものが多いのはこの仲間である。

田畑にヨトウムシ、アブラムシ、テントウムシダマシ、カメムシ、カナブン、つゞいてズイムシ、ツマグロヨコバイ、ウンカなど春から夏にかけては害虫驅除に忙しい。

家の害虫 ゴキブリ、シミ、イエバイ、シマバイ、ルリバイ等のハイ、ヤブカ、アカイエカ、ハマダラカ等は最も多くこれ等の驅除は生活の衛生化近代化の第一歩としての急務である。

苗代に水がはられるとツチガエル、トノサマガエル、ヒキガエル、アマガエルが時を得顔に雨をよぶ。

溪流に玉をころばせる、カジカガエルに、夕やみがせまれば、ゲンヂホタル、ヘイケホタルが青い灯を水面に美しく亂れさせる、が四月初頃から雨の夜や、明方、川端の草や石といはず、道路にまで這上つてくる、尻に火をつけた毛虫がこの螢の幼虫であること。卵も光つていることなど知らない人も多い。

キチョウもこの頃は、羽先の黒い夏型となり、ルリタテハ、ベニシジミ、イチモンジ、キマダラヒカゲチヨウ等が春の蝶に代つて出てくる。

ヤンマ、オニヤンマ、ギンヤンマ、ムギワラトンボ、シオカラトンボ、オハグロトンボ、イトトンボ、シヨウジョウトンボ、ツノトンボ、ヘビトンボは初夏の爽快を思わせるが、本格的な夏を代表するものは蟬であろう。

ハルゼミに始まつて、ニイニゼミ、アブラゼミ、クマゼミ、ミンミンゼミは夏の王者である。

ミンミンが、ヒグラシにツクツクボーシにかわるとようやく秋が訪れてくる。

河原の焼けつく砂原にはまだ、アリヂコクがアリを待つている。

日中の炎熱が去つて、夕風の立ち始める頃オニグモ、シヨログモ、クサグモ、チグモなどが網を張つて待てば、燈火をしたつて、フクラスズメ、ヤママイ、スカシバ、アケビコノハの類からヨトウガ、カノコガ、ズイムシガ、ハアリ、クワカミキリホシカミキリ、カナブン或は、水生のゲンゴロウ、ミズムシ、タガメ、ミズカマキリガムシ、タイユウチなどが、網をくゞつて晝間の水遊びに溺れた子等の枕邊にまでよつてくる。

朝露をわけて草刈る頃、シマヘビ、アヲダイシヨウ、ヤマカカシ、マムシに肝を冷やすことがあるが、トカゲ、カナヘビなど爬虫類は別に害も少ないが嫌ふ人が多い。

イナゴ、バツタ、シヨウリウバツタ、トノサマバツタ、がそろ／＼秋のおとづれを思わせる。

アカトンボが飛びかい、朝夕涼しくなる頃秋の夜長を草にすたく虫は、キリギリス、ウマオイムシ、スズムシ、マツムシ、コホロギ、などである。クツワムシは檜皮田峠から東に多く、平地部には不思議に見られない。

虫の音のおとろえと共に生物は、冬の眠りについて行く。

ミノムシ、カマキリノ卵、イラガのまゆ、などよく見受られる冬越の姿である。

植 物

村を貫く國道に立つて先づ私たちの目につくものは西重信川、南表川土提のクロマツの巨樹の並木である。これらは私達祖先の治水のための苦心を物語っている。

クス、カシ、シイ、ムク、エノキ、などの暖帯林を代表する常緑樹は村の各所の神社佛閣の境内や村の要所に或は森を作り或は巨大な姿を張つて人々の目じるしとなつている。

村内にある代表的な巨樹をあげると次のようなものがある。

北方醫王寺のトチノ木

海上三島神社のクロマツ

北方揚神社のクス

吉久長泉寺のビヤクシン

松瀬川長福寺のイテフ

次に目を北に移すと海上から松瀬川へ連る北方の山々をおぼふアカマツの林が縁の中に赤い幹を並べている。秋の頃マツタケを澤山に出すこともさこそうなづかれるのである。

その他杉、檜、ムロ等の針葉樹の林を綴つて、ナラ、クヌギ、クリ、サクラ、ケヤキ、ニレ、ウルシ、ハゼ、フジ、イテフ、クルミ、などの潤葉樹が春は燃える若葉に、秋は美しいもみぢをいろどる。

其の他山に多く茂っている。木には、ヤナギ、ツゲ、ノブ、ネムノ木、エンジュ、サンジュ、ブヨウブ、ヤマモモ、ツバキ、ケンボナシ、アラキ、クロガネモドキ、カシワ、等がある。

松瀬川方面にはマダケ、ハチク、ニガタケ等も多くモウソウの竹藪も多い。また、コウゾ、ミツマタ、チャ、シキミ、等の栽培も行なわれている。

南方の山々には梨、みかん等の果樹園が開かれ、これらの園の堺や家々の生垣には杉の他カラタチ、ホソバノトキワサンザシ、のほかノバラ、なども用いられる。

山裾から田中の路傍には四季さまざまの草がある。春の七草をつむ頃は野山はまだ雪や氷に閉ざれているが、春のかすかなおとづれば、ススメノカタビラ、ノミノフスマ、オオイヌノフグリ、のかすかな花にはじまり、スミレ、サギゴケ、ハルノノゲシ、ニガナ、ジシバリ、タンポポ、アザミ、レンゲソウ、サワオグルマ、等とともに春もたけなわとなる。スイバ、ギシギシ、チガヤ等は子供等のままごと材料となり、ツクシ、ワラビ、ゼンマイは春の野の幸として食膳を賑わす。

夏になると畑には、スベリヒユ、スズメノテツボウ、カモジグサ、エノコログサ、ニワボコリ、イヌタデ、ドクダミ、ツユクサ、メヒジワ、コブナグサ、アレチノギク等、次から次へとつてもつても生えてくる。

可憐な山かげのホタルブクロや、ウツボグサ、ヤマユリ、河原にはマツヨイグサ、ヒルガオなどが花をつける。水中にはフサモ、マツモ、キンギョモやアヲミドロが茂る。

秋の訪れは七草のキキョウからはじまりカルカヤ、オミナヘシ、クズ、ハギ、ススキ、ナデシコは冬の頃まで横河原の土境には衰えもせず咲いている。

ヨメナ、リンドウ、ワレモコウ、ミズヒキ草は七草にも劣らず、かわいらしい花である、夏からつづいてオイジワ、メイジワ、コブナグサ、カヤツリグサ、ヌカキビ、チカラシバ、ハツカ、ミヅノバは水を落した田の畦を埋めている。

山や野から歸へる人のすそに、イノコズチ、ヤブジラミ、センニングサ、スズビトハギ、メナモミ、チヂミグサの實がくつついている。

川上校庭に並ぶアメリカスズカゲの一風變つた實とその種子のとび方と共に小學校で習つた理科のことが思い出される。秋の山幸にはヤマノイモ、アケビの實なども少くない。茸には松茸、クロコ、シメジ、ハツタケ、コウタケ等がある。

薬用植物には

アカネ(熱さまし) リンドウ(熱さまし) オオバコ(せき止め) センブリ(胃痛) ゲンノシヨウコ(下痢止) ドクダミ(利尿) 等が昔からよく用いられている。

これらの生物は誰の目にもよくとまる。ごく普通のものをあげてみただけである

表川原から、水田や畑、山裾の池や泉、山境の山々から、奥松瀬川の谷々等を、くまなくたずねたら、まだ研究されていない種類もあるであろう(たとえばオキチモズクなどのように)

私たちが心なく見すごしている水田の、或は道ばたの水たまりの水の一滴を、顕微鏡下にうかがうなら、どのような名工の織物にも劣らぬアヲミドロの纖維細胞の美しさや、緑色の色素体を規則正しく、その透明な体に四つづつ並べて、水中をふるうように回轉運動して行くゴニウム等の單細胞生物のいじらしい姿に思わず感歎の聲を發せずにはいられないであろう。

オキチモズク

天然記念物オキチモズクは淡水産の紅藻の一種である。學名を *Nemaionopsis Tochiusa* ネマリオノプシス、トルツオサといふ昭和十三年愛媛縣の生物學の權威松山高校の八木繁一先生によつて發見研究され、昭和十九年九月二十九日天然記念物に指定された。世界中で川上村と熊本縣とただ二ヶ所だけにしかない。學問上非常に珍らしい大切なものである。

お吉の傳説(傳説の頃参照)で知られた吉久部落「おきち泉」の流れ口から下方約四百メートルの間、茂みにおおわれた高い堤防と重信川の河床をくぐる暗渠とで、日陰となつているところにだけ、浅い流れの中の小石に生えている。

毎年十一月初に發生して一月の中頃から二月初にかけて最も茂り三月ごろには大方はなくなるが一部は四五月まで残つていることもある。

濃い紅褐色の何本にも枝分れした糸状の粘りのある藻である。長さは五―三〇センチメートル、長いのは四〇センチメートルもあつて、一面に水になびいている様はお吉の黒髪を思わせる。

体の表面に胞子が出來てこれでふえる。

これに似た植物は世界でフイリツピンのバターン半島にあるだけだといわれている。日本では熊本縣にチスジノリといふオキチモズクによく似たものがあつたが、北海道大學の山田教授が實地に調査し比較道研究せられたところチスジノリではなく

(一) 沿革

一村のあけぼの

悠久の昔

靈峰石鎚の嶺にあかつきの光がさしはじめた頃、北方の山の麓には朝げの煙があがり始めた。見下す南西のあたりは、まだ拓かれない扇状地に、幾筋かの川が流れている。

まもなく石のやじりのついた弓矢を持ち、山へ狩にゆくものや、石庖丁をもつて、苦心の末ようやく、この土地に育つようになった稲を刈りとるため、いそぐ人々の姿が見え出した。

このような大古のわが村の姿を、私達は海上の山や寶泉から掘り出された石のやじりや、註1石庖丁や註2土器註3によつて、想像することが出来る。そうして只の上、寶泉にある古墳や大宮社の前方後圓の古墳群や、註4その北方にかけてあつた多数のよこ穴の古墳跡註5により、當時の人々が、今の北方の山麓から大宮社附近に聚落をなして、住んでいたことがおしはかられる。

かく悠遠の原史時代に川上の地は拓けていつたのである。

註

- 1 石のやじり 大字北方寶泉の北方の丘にある畑から數多く發見。多くは打製である。
- 2 石庖丁 (石小刀) 海上の山畑(渡部四郎氏有)から一佃發見。打製のものである。
- 3 土器 寶泉の新池工事中發見。破片であるが、模様も明かで、三種類あつて彌生式のものと思われる。
- 4 古墳 且の上の山上に塚穴とよばれ、巨石を殘している。寶泉の渡部政義氏宅西南の森に巨石あり、古墳と思われる。
- 5 大宮神社古墳 前方後圓式古墳で長さ二十一間、巾十二間、高さ三間で、内部は石槨である。大正二年發掘の際の出土品は土器約八〇、馬轡一、刀劍二、杏葉四、金環銀環數個、弓矢等で古墳上には雜木茂り、周圍には木柵をめぐらし、完全に保存されている。

二 拓けゆく村

中央に於て大和朝廷の勢力が確立されると、伊豫の國には五つの國造が任命された。

その中小市の國造であつた子致命は、この國に定住して越智氏の祖となり、その子孫は豪族として榮えて來たが、二十一代目の玉澄は分れて、溫泉郡河野の地に住んで河野氏の祖となり、ここに伊豫第一の名門が誕生した。この頃(和銅五年)伊豫の國に十四郡を置き、七十二郷を設けた中に、久米郡余戸郷野々口邑があることが、久米誌註1に見えている(異説あり註2)之がわが村が歴史にあらわれた始である。

更に野々口が桓武天皇の延暦二十三年になると、河之内と野々口に分れ註3、然してその野々口は、北方味畝川南方よりなるとあるをみると、山沿いの松瀬川方面や、扇状地帯である南方方面も、ようやく開拓がすすみ、各所に小さいながらも聚落が形づくられて、いつたものであろう。

部落が形成されると人々は、その年の豊作を祈り、生命の安全を希つて産土の神をまつり、寺院を建立して、心の據りどころを求めたのちがいない。

このゆかりを基として、開拓のあとをこれらの神社や寺院の縁起に求めてみよう。

原始時代に大きな聚落があつたと思はれる北方の地帯には、さすがに早くから文化が進んだと見え、文武天皇の御世、醫王寺建立の記録があり、又聖武天皇の天平七年に、北方揚天王社再建の棟札が註4殘つている。

そうして此邊一帯の地は河野家の勢力下にあつたらしく、松瀬川上福寺を小子玉純が建立したり、河野氏の氏神である大山砥神社を、一郷一宮といつてその勢力下の郷に設けた時、わが海上に一宮三島大明神を造營した註5。

河野氏は民政によく留意して、AD一三〇七年に野口保の荒地を醫王寺の莊園として、寄贈し開拓させたりした。

この頃には南方の聚落は相當大きくなつていたらしいことは、以前三軒屋船野城主としておつた堀口堯氏註6(新田の一族)が退官して、野口郷に住んで高須賀氏となつたが、その曾孫堯倫というものが、南方板戸邑主となつて、後小松天皇の應永二年紀州熊野權現を勸請して、竹の鼻に熊野神社を作つたことや、これと同時代に吉井神社が造營されたなどから、推察することが出来る。

然しこの中、曲里吉久方面の開拓はすこしくれたらしいと思われるのは、曲里の氏神が則之内三島神社であることは、昔曲里方面の荒地を開いたのは則之内出身の人々であつた故だと云う古老の言や、戰國時代頃、吉久村畑川に、大西八兵衛正次が荒地を開墾し、その没後大西大明神と祀られたと云う、碑文から證こでたられる。

之を要するに、わが川上村の開拓は現在の川上町、北方、前松瀬川方面より南進して、天正十五年豊臣秀吉によつて、七十代一千七百有余年續いた、伊豫の名門河野氏が滅された頃には、現在の形に近いものが出来ていたのではないかと思われる。

1 伊豫久米誌。(成立)元和八年三月依領主命藩臣加藤内記著、延寶九年正月松山藩奉行稻川八右衛門本好、御代官林源太兵衛信秀増補貞享五年正月成

(前略) 元明天皇の御宇和銅五年に至り、五畿七道に國號を滅じ郡號を増し、境界を直し給ひ、驛場を増して便宜を與えらる。即伊豫國に十四郡を置き七十二郷を設く。此地を久米郡余戸郷野々口邑と呼ぶ。其後に延曆廿三年に至り余戸郷を分割而河野内と野々口とを置く。神龜より延喜の頃迄には、分郷及郡の組替分割等の所數々有り、川上驛名、來見驛、久米驛等、和銅の頃よりみる。古き驛場の部なり(中略)

故に此の地を野々口郷と號し其の内を南方名、北方名、昧畝側名と呼ぶ(後略)

2 異説。景浦稚桃著、伊豫史精義七三頁に、久米郡吉井郷とは、今の北吉井村川上村邊なるべしとある。

3 伊豫漫遊記。(成立)起慶長二年至寛永十五年成、佃十成外池備中著

一、久米郡余戸郷野々口と河野内と、分郷の時野々口郷をおく。

4 温泉郡誌及川上村誌の宗教の項参照のこと。

5 二名洲神祇令鈔の中、伊與國古神社勅祭口社の部の黒瀧神社の項と、伊豫漫遊記中一宮三島大明神の項参照。

6 高須賀氏系圖

堯氏——新田之一族堀口備中守家貞子堀口備後守堯氏住干紀州熊野人王八十七代後嵯峨院御宇寛元二年航干伊豫國和氣郡堀

江之浦。八十八代後深草院御宇康元年中暫住同國久米郡熊畑邑。平昔崇敬於伊勢大神宮最篤矣年年往詣大神宮憑神

宮久保倉氏某頂受御祓爾後。後人王八十九代龜山院時弘長年中住干同國道前與道後之中山船野城雖主三國務一有

故下三千民間是爲高須賀高祖云云

堯寧 號次郎作——人王九十代後宇多院時弘安年中、住伊豫國久米郡干川上野口郷

堯重 次郎作——

堯尋 九郎兵衛——

堯倫 号源左衛門、住久米郡南方村板戸邑爲莊主、後小松院御宇應永二年九月十七日勸請熊野神社創建宮殿。

三 になわう驛路

驛路のうつりかわり

和銅年中、諸國に驛場を設けて、旅人の便宜を計つたとあるが、その頃のこの村は、荒れた扇狀地に、奥松瀬川、河之内川井内川、それに澁谷川などが合して、一つの大きな川となり、柳堤のない頃は大水が出ると、今の大宮神社下の邊まで水がやつて來たらしい。(地質の項参照)

又海上の三島神社の裏の堤のない頃は、山之内より溢れ出た洪水が、北方の西部を侵したことも、屢々であつたらう。そのような變化常ない地帯を避けて、安全な流れない土地を旅人は通つたこと、思われる

今、その順路と思われるものを、古老よりうかがつて表示してみる。

海上——醫王寺前——上福寺前——原島の子——小檜皮田峠——三軒屋——七里——大檜皮田峠

つぎに、久米誌によると延曆二十三年に、久米郡余戸郷野々口郷を分けて、野々口と河之内を置くとあり、又後に川上驛を設けて、來見驛、久米驛と相應じ、又驛路をはさんで南北を、南方、北方と名づくの記事がある。之から判斷すると、自然のまま、流れていた重信川(舊久米川)表川は人々の努力によつて堤もできて、洪水の害を防ぎ、道路も新に平坦部の中央を貫くものが出來たと思われる。

そうして、年を経るにつれて人々の往き來は多くなつて、驛路の制度は次第にととのつて、江戸時代に到つた。

一里塚

今江戸時代の驛順と里程とを表示すると

松山驛(札の辻を基点とする)——久米驛久米村傳馬繼場(一里二十一町)——川上驛松瀬川村傳馬繼場(二里二十一町)

——周布郡來見驛來見村傳馬繼場(四里三丁)——小松驛大頭村傳馬繼場

のようになつてゐるが、その間札の辻を基点として、一里塚が建立され、道の別れには道案内の立石が、心ある人によつて立てられ、旅ゆく人をよろこばした。

それらのものを現在の川上村にたづねると

茶堂 道 標 金毘羅大門より廿七里、嘉永九申年、松木屋

齊院木一里塚 松山札の辻より四里

中之町 道標 金毘羅大門迄廿七里、施主嘉永三年米田屋仙助
 名越座前道標 左讃岐金毘羅道、右河之内金毘羅道
 永壽橋一里塚 松山札之辻より五里
 土屋 一里塚 松山札之辻より六里

にある。いわゆる櫻三里というのは、小檜皮田峠あたりから、土屋——千原(七里)——落合(八里)の間を云うので、ここをすぎると、道前の平野が拓けている。

驛のおもかげ
 川上の名の生れたわけは、重信川の上流に位することかららしい。この地は、大宮神社の北の古墳群や、物部塚によつて示されるように、古くから開けており、そうして聚落が次第に大きくなると、ここが川上の中心地となつて来た。

そこで従来この邊の中心と思はれた中村より應永三十四年に、川上五社大明神を遷座申して守護神とし、いつきまつた。後天正十五年河野家滅亡の時、神社の變革あつてより、この宮を川上大宮五社大明神と號し、北方村、南方村、松瀬川村下分の一氏宮とあがめまつるようになった。

伊豫の名族河野家が滅び、このあたりを治める大名は小早川、福島、加藤(嘉)、蒲生と移りかわつたが、伊勢桑名より、久松定行が入國するに及び、政局は安定し、その子孫十四代この地に臨んだ。

この間二百余年、世は泰平を謳歌し、神佛相共に崇敬され、川上驛は、讃岐金毘羅宮や石鎚山大権現等の講参りが宿場に出入し、諸國の商人も集り、又それを送り迎えのかごや馬又は駄馬が、むれをなして往來は激しかつた。

當時川上驛には、傳馬屋(庚申様、山伏靈場)さては大宮社の邊には、挿繪にあるような、商家や、宿屋が立ちならび、完全な驛町の姿をしていた。

松瀬川字廣見には傳馬屋があつて、そこには駄馬組合などがあつて挿繪の下に書いてある村々から、助郷といつて交代に、馬や勞力を供給したものが、そこにつめておつて旅人や荷物を運んだ。

驛の舊家には、領主代官等の泊る御定宿があつて、代官以上が入驛する折には、小走をもつて村中に鳴物しづめのおふれがまわつた。

商家には、笠方役所から駄馬の持ち出す材木の間置屋があつた外、挿繪のような、各種の商賣が行われていた。それらの營業は代官所の許可のもとに行われ、勝手に出来なかつた。

そうして時折、久米(後に平井に新築)の代官所から、店の目録検査や商品改めにきた。商品仕入は概ね大阪方面から買込み、三津ヶ濱より駄馬で運んだ。その頃大阪への舟路は帆船で往復に四十日もかかつたと云う

明治六年ごろの、世のうつりかわりが激しくて人心がおだやかでないとき、久方に一揆がおこつて、その騒はこの村にも及び、夜になると、各商店を竹槍などでおどして荒し廻つたり、各村の庄屋の宅をおそつて、火をつけたり、書類を焼いたりする亂暴をはたらき、翌朝は平井の方面にいって、代官所をおそつたりした。

その中には、この村の人もまじつていて、あとで罰せられたと古老は傳えている。

以上のことがらから推察できるようにわが川上驛は當時近郷に於ける、文化の中心地であつたのである。

四 新しい村づくり

江戸時代に於けるわが村は、松瀬川村、南方村、北方村、吉久村にわかれていた。今そのなりたちを、各村ごとにたずねてみよう。

松瀬川村

松瀬川村は以前、奥と下分といつてよんでいたが、今は前、奥の名を冠してよんでいる。

奥松瀬川は、中村の五柱神社、長福寺、神子野、船野等から考えると、割合に早く拓けたものらしい。

然し未開拓の土地も多かつたことは、維新前後まで大檜皮田峠から小檜皮田峠にかけては、檜の大森林があり、野獸が住んでいたが、大火があつて、それが烏有に歸したので、村人は之を拓いて稻田としたので、人家も増して来たとの記録があることからもほぼわかる。人々は汝々として耕作、開墾につとめる傍、炭も焼いたり、或は良土のある山麓で陶器を作つたりする副業をしていたようである。

下分の松瀬川は、澁谷川の扇状地の上になりたつていて、その扇端に當る邊りでは、聚落が早く出来ていたことは、水の關係(地質の項を参照)や古墳群(前出)の存在で、證明できる。

したがつて文化も早くから進んで、神龜年間に上福寺の建立があつた。その他由緒の古い大元神社がありなどして、村人に深い影響を與えていた。現在この地は、河水が少ないため、各所に溜池を作つて灌漑し、水田を耕作している。

この村の舊上納石高は二七九石余で、西組に庄屋玉井氏がいた。

北方村

この村は北に山を、南西に拓けていて、川上村で一番古くから開けた土地であり、古昔は川上の中心であつたと考えられる。醫王寺、揚天王宮、八幡宮、神明宮、荒神社、三島社、西法寺等の古い由緒や、小字の由来註1は之を物語っている。はじめは山麓にいたが、だん／＼下えおりて扇状地を開拓していつたものと思われる。

しかし、その道は安易でなかつた。嶮難の一路であつた。まづ苦しんだのは灌漑の水であつた。溜池を七個作つてゐるが、その大部分は山之内の葛浦井闕に仰いでゐるため、隣村北吉井村との間にもすれば紛争がおこりがちであつたので、兩村の間に嚴重な水利のとりきめが行われたことは、幾多の古文書註2によつて明かである。

それでも旱魃の時等は水喧嘩がおこつて、あわや血の雨を降らせんとするまで切迫したことも珍しくなかつた。實に灌漑水の確保こそは、農民の生命線であり、又負ねねばならぬ宿命である。

次に新炭を供給し堆肥を採取する入會山をもたなかつた農民は生活に不自由である。殊に近くに山を眺めながら、その所有權を他村に有せられていた北方農民の嘆はいかばかりであつたらう。ここに義人與右衛門が蹶然たつて訴願をなし一死以て農民一同の素願を成就したのは今より二百余年前である。

かくの如き先人の努力の集積の上に北方の地は拓けて來たのである。

尙舊政治の中心地は中村で、莊屋元があり、庄屋に、前は會根氏が當つていたが、後、重松氏が代つた。又當村の上納高は二二七九石余で、御藏元に殿藏があつて、蓄米をしてゐた。

南方 村

舊國道の南部を云う。南に表川をへだてて、塩ヶ森をびえ、西は重信川に接する大平坦地で、表川、一之堰、二之堰より水を入れる外、吹上池の大貯水池を有して、耕作に好適の良田地帯をなしている。

開拓は、大宮社附近は古くより開け、驛場をかたちづつて來たが、新國道がつくやそれに沿うて、人家が立ちならび東西に長い街道町を形成した。西部の部落は次第につくられていつたことはすでにのべたが、その間、荒地を拓き、水を治めるなどの努力は、村人をして勤勉、惇厚の氣風をつくらしめたものか、寶曆十三年二月五日將軍家治代替の時孝子として表彰され正史に名をとどめた孝子九郎兵衛註3を出している。

このごろの南方の状態を古文書註4よりみると

田 畑 百三拾町七反三畝 上納高 千三拾石三斗三升七合

戸數 貳百三十四軒

人口 八百五十八人

牛馬 百拾貳匹

で之が庄屋は代々高須賀氏で竹の鼻にすんでおつた。尙、道向には御藏元があつた。

神社佛閣には大宮神社、一の宮稻荷社、熊野神社、森天神、森正八幡宮、應觀寺、南昌寺がある。

吉 久 村

この村は、浮穴郡に屬してゐた。位置は南方の西南端にあり、重信川、表川の合流点で純然たる扇状地でむかしは河原であつたらしく少しく堀れば、砂が出るという。

永祿二年、會津の浪士大西八兵衛、諸國をめぐるつて此地に到るや、以つて墳墓の地と定め、畑川の荒地を開墾し、没後、大西一家より小社をたてられたとの碑傳は、この村開拓の一面を語つてゐる。

開拓がだん／＼進むと、南の山麓にあつた横瀧権現をうつして吉井神社といひつきまつた。

その他、寺としては長泉寺があり、その境内の柏の巨樹はその由緒の古さを物語つてゐる。この寺と社の中間に莊屋所があつて、相原氏がその任に當つてゐた。

尙、吉久の納石高は、二二四石である。

以上で各村の昔のおもかげの一端をのべたが、どの村にも共通した自治制度の姿があつた。

まづ村三役註5といつて、庄屋、大百姓、組頭が最も重んぜられてゐた。

又、河川道路の取締や村の治安を保持するため郷筒というものがおかれてゐた

その他、連絡係として小走、水利の係の水番や、藏番などの仕事をうけものもいた。

下部組織としては、五人組が設けられていて、お互に助けあい、又罪惡をおかさないう相戒めあつたり、昔のゆいの名残りとして、勞力供給の單位となつたりしてゐた。

この制度が維新になつて崩れたが、念佛講となつて今なおその名残りをとゞめてゐる。

新しき村え

明治維新の變革は、古い封建制度の殻を破つて、その巨歩をすすめ、我が村にも大變革をもたらした。その激しいうつり變りには、種々の形であらわれたが、その中の最も大きい面である政治をとりあげてみると、庄屋はじめ從來の役割はすたれて、

明治十一年四ヶ村に、村會が開かれ、ついで役場が設けられ、戸長がおかれた。それから、四ヶ村は他の村と合併や分離をくりかえした末（政治の項参照）明治二十三年四ヶ村合併し、遂に現在の川上村が誕生したのである。

註

①小字の由来

- 海上 大古、この邊まで潮がよせて来たので、海上とつけたと古老は傳えている。
- 且上 こゝは古くから開けた高い岡である土地故名付けたらしい。
- 寶泉 よい泉のあつた處であるからだらう。今でも井戸を堀るにもすこし堀るとよい水が出る。
- 揚 この村の安全地帯で地が揚つている故とも又揚天王宮があるによるとも云う。
- 客の宮 客の宮と云う小社ありしによる。
- 大門 醫王寺の大門ありし處から名付けらる。
- 岸の下 往古、川が且の上の簷下邊まで流れてきた故、高地の岸の下に當るので云ふたのである。
- 御藏元 藩政時代に大名の藏があつた故この名が出来た。
- 胡の元 我神社のある土地故この名がある。
- 古宮 大宮社の上古御鎮座の地故、名付けたものである。
- 中村 北方の平坦部の最も中央にあたるためである。昔この名のつく所は多く村の中心であつたと云う。
- 片山 片山某の祀つてある地であるからこの名が生まれた。
- 小坂 ここは疊石の坂が六ヶ所程あり、その他小さい坂道が多いのでつけられた。
- 苔谷 苔谷山醫王寺の奥の院のあつた所でこの名がある。
- 八幡采 八幡宮の鎮座の采で名付けられ麓は聚落の地であつた。
- 醫王寺采 醫王寺が采崎にめるのでこの名がある。
- 荒畑 荒地を開いて畑とし、はじめて人家が出来たことからつけられたらしい。
- 茶堂 むかし通行の人々にお茶の接待をした一字のお堂があつた故名付けられた。
- 天神 天神社をおまつりしてあるため。

○光法 光法天神社があつた故とも、當時耕作道路が三つに分れていたのによるともいわれる。

○市場 大宮社前に市場があつたのが地名となつた。

○町裏 驛路の裏の意。

○拂川 表川が自然のまゝ流れていたのを、堤防をつくつて山つけの方を流れるよう拂つたので名が出来た。

○向井 表川の向になるから。昔は出百姓の地であつた。

○八幡 正八幡宮の鎮座の地であるから。

○経塚 小さな塚が田の中にあるから。

○五本松 學校前をすこし東南竹の鼻へゆく小道附近に五本の松があつたから云つていたものらしい。

○曲里 則之内村三島社が古宮から今の所へ御還座の時御移轉にこの邊の人家がまがるのでその氏子の何軒かが今の地

え來て荒地を開き往んだからだというが、外にも説がある。

○御塚様 西之側、天王宮北に塚があるので名つけた。

○塚穴 且の上に塚穴があつて大正十年頃土器、人骨、古錢等が出た。巨石は運び出されている。

○上砂 年間通じて風多く、そのため砂を吹き上げるから名付けて上砂と云う。

②水利の古文書 本書の水利の項参照。

③寶曆十三年二月五日、松山領孝心者、南方村、左七郎、召遣、九郎兵衛

今年將軍家（家治）御代替に付諸國巡見使四月下旬松山領御通行の節於當領孝心者有無の儀御尋に付左の通書付を以て、

郡奉行より差出之下賤の身として、其の名を官使に達する事、實に忠孝の大徳なり。

④南方村の古文書（暮末の頃）

- 高千三拾石三斗三升七合
- 一、百三拾町七反三畝 田畑
- 高三石九斗三升三合 高三石
- 内九反貳畝九步 四反貳畝拾九步 田方
- 高九斗三升三合 畑方 池床御引地

高千貳拾六石四斗四合
残り 百貳拾九町八反拾一步
(中 略)

一貳百三十四軒 宗數
内百五拾三軒 本門
五拾八軒 無給門
貳拾三軒 無縁門
一八百五拾八人 宗門人高
内男四百貳拾三人
女四百拾四人

出家四人、道心三人、山伏二人、社人五人、神子二人、座頭二人、鼓目女二人、醫師一人。
内牛 六十五疋
馬 四十七疋

⑤北方、南方の三役(幕末の頃古老傳)

(大庄屋)曾根氏、重松氏(年寄)波部藏五郎(組頭)仙波五平、花山忠八、一色忠良(郷簡)向井利衛門
(改庄屋)高須賀氏(大百姓)波部英四郎方(組頭)佐伯久次郎、高須賀三四郎、松木覺右衛門、菅喜三郎(郷簡)菅山郷平(南方)

⑥戸長

- 一、明治十五年頃 北方村戸長 仙波慶次郎
- 一、同 同 一色 忠長
- 一、同 十七年頃 同 仙波慶次郎
- 一、明治十九年頃 北方村外一ヶ村戸長 横田市太郎
- 一、明治十五年 下浮穴郡南方村戸長 高須賀堯晋
- 一、(川上大宮五柱大明神氏子札に明治五年久米郡南方とある)

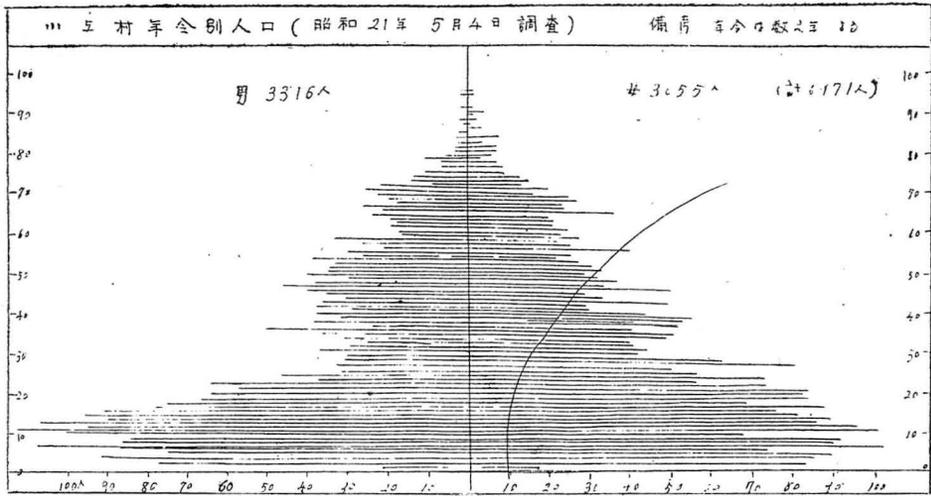
○明治十八年頃 下浮穴郡南方村外四ヶ村
吉久村、井内村、河之内村、則之内村 戸長 高須賀堯晋 (古老傳)

(二)人口 戸數

人口

温泉郡誌によると、明治三十八年の統計として、男二八三九、女二七三九計五六二八人となつていて、それ以前の統計は不明である。其後の資料は役場を調査したが見出せず、判つた三ヶ年については次の様になつてゐる。

區名	昭和十六年	昭和二十年	昭和二十五年	區名	昭和十六年	昭和二十年	昭和二十五年
上ヶ成	九三	一〇七	一七	東	一五二	三五八	二四二
水越	六五	六九	一〇四	西	一一〇	三八六	一〇五
川段	一八〇	二五五	六八	神	二四四	一九五	三三一
添筋	七九	一四六	八九	場	二八五	一八三	三六六
檜皮	五一	六五	七三	町	一一九	一三三	一七六
音田	五八	二二九	七五	坂	一一〇	一五五	一九七
三軒	一七三	一五七	二二七	町	一〇一	二四四	二二五
原鳥	一四八	一九六	二二七	沖	一〇八	二四四	一五六
横灘	一四八	二二二	二二七	砂	一〇八	二四四	一五六
西組	一五五	二二二	二二七	木	一〇八	二四四	一五六
西佛	一四四	二〇一	二二七	上	一七九	二七二	二三五
寶泉	一六四	二〇一	二二七	高	一八九	二七二	二三五
原中	一三〇	一四五	二〇三	竹	一一一	一一四	一一〇
且上	一七三	二三五	二〇八	板	七八	九三	二八四
海ノ上	一四二	一六八	一五三	道	七七	一一五	一三九
				院	七七	一一五	一三九
				森	九七	一一五	一三九
				堂	一〇六	一六五	二六八
				茶	一八七	二四三	二七七



藩政時代には、現在の川上村を、久米郡松瀬川村、全北方村、久米郡南方村、浮穴郡吉久村の四ヶ村に分ち、各庄屋、年寄、組頭を置き諸般の事務を取扱っていたが、明治四年廢藩置縣と共に之を廢し、藩政時代の區分のまま、各戸長役場を設け事務を引繼いた。明治十八年松瀬川村は北方村に合併した。古老の言によれば、南方村は明治十八年頃吉久村、井内村、則之内村、河之内村の四ヶ村と合併し、一人の戸長の下に役場を現川上村中の町四七番地(阪本東地)に置いていた。同二十三年郡制發布と共に井内村、則之内村、河之内村三ヶ村は合併、三内村として分離下浮穴郡南方村、全吉久村、久米郡北方村同松瀬川村の四ヶ村を合併し、村名を川上の地名にとり現在の川上村となり、久米郡川上村として阪本公賢氏が初代村長に就任した。後明治三十年郡制實施と共に温泉郡に編入され、現在に至つた。役場は合併當初、北方字川上二二五六番地西門事渡部藏五郎氏宅を使用していたが、後大字南方字川上四四七番地阪本公賢氏の持家を使用、次で北方川上二二五五番地の城氏持家(現駐在所)後松本喜一氏村長の時代北方一二七七ノ一番地(現在地)に新築移轉今日に及んでいる。

(三) 政治

川上村役場

北森	八	一五	二八	五一
八幡	八	一六	一八	二一
向幡	二	二六	二八	二八
曲道	二	一四	一三	二六
里	二	一四	一三	二六
合	二	一五	一六	二六
計	九	六八	九九	一三六
猪	九	六八	九九	一三六
下	一	三六	三三	四二
沖	一	三六	三三	四二

区名	昭和六年	昭和十六年	昭和二十五年	区名	昭和六年	昭和十六年	昭和二十五年
上水越	一〇七	一五九	一六四	神場	四二	四八	六九
上ケ	一〇七	一五九	一六四	町	二六	二八	三六
音添	二二六	二九〇	三〇九	坂	三九	四二	五七
三皮	二二二	二九〇	三〇九	側	二五	二七	三六
檜軒	一三八	二〇五	二一〇	砂	二五	二七	三六
原鳥	一三八	二〇五	二一〇	原	二五	二七	三六
西軒	一三八	二〇五	二一〇	泉	二五	二七	三六
宮添	一三八	二〇五	二一〇	中	二五	二七	三六
宮軒	一三八	二〇五	二一〇	市	二五	二七	三六
高軒	一三八	二〇五	二一〇	市	二五	二七	三六
竹軒	一三八	二〇五	二一〇	上	二五	二七	三六
板軒	一三八	二〇五	二一〇	久	二五	二七	三六
寮院	一三八	二〇五	二一〇	上	二五	二七	三六

詳細なる資料乏しく、役場の資料により判明した三ヶ年について記載する。尙温泉郡誌によると、明治三十八年、八七二戸となつてゐる。

戸数	昭和六年	昭和十六年	昭和二十五年
上猪	一〇四	一七一	一〇六
下古	一〇四	一七一	一〇六
古古	一〇四	一七一	一〇六
中市	一〇四	一七一	一〇六
古市	一〇四	一七一	一〇六
中市	一〇四	一七一	一〇六
古市	一〇四	一七一	一〇六
西村	一〇四	一七一	一〇六
西村	一〇四	一七一	一〇六
東村	一〇四	一七一	一〇六
東村	一〇四	一七一	一〇六
合計	一〇四	一七一	一〇六

代	氏名	就任年月日	期	出身部落
一	阪本 公賢	明治二三、一、一	五、三	南方字川上
二	渡部 秀四郎	同二八、四、一	四、〇	南方字八幡
三	他波 茂次郎	同二八、八、一	四、〇	北方字川上
四	仙波 慶三郎	同三三、四、一	三、二	北方字寶泉
五	渡部 平太郎	同三五、五、九	二、〇	松瀬川字横灘
六	渡部 儀三郎	同三八、一〇、二	二、六	北方字鈍泥
七	松木 喜三郎	同四〇、一〇、一	二、〇	南方字八幡
八	仙波 喜一郎	大正八、一、一	一、二	南方字森
九	松木 喜一郎	同四、九、二六	五、一	北方字寶泉
〇	渡部 喜一郎	昭和五、九、一六	三、〇	南方字八幡
一	仙波 秀一	同八、一、一	八、〇	南方字寶泉
二	津山 保太郎	同二〇、二、一五	四、〇	松瀬川字西組
三	西時 久	同二〇、二、一八	一、〇	吉久字畑川
四	西時 久	同二三、四、六	一、一	吉久字畑川
公選	西時 久	同二三、四、六	一、一	吉久字畑川

現在役場は、村長、助役の下に、庶務、戸籍、經理、厚生、教育、會計、稅務の七部に事務を分擔し、村を四大區四十三區に區分し、一區一名の世話人(囑託員)を以て村行政に當つてゐる。

村會議員定數 二二名

註 郡制發布明治二十三年以前は記録不充分にして、戸長氏名、役場位置等詳かならず、參考資料としたものを左に掲げる。

- 明治十五年土地賣買の書類に
久米郡北方村戸長 一色忠長殿
- 明治十五年北方村地誌編纂の書に

久米郡北方村戸長、仙波慶次郎

○明治十七年家督相續願に

久米郡北方村戸長、仙波慶次郎殿

役場所在地、北方村大字中村二六一六

○明治十六年書入書類に

下浮穴郡南方村戸長、高須賀堯普殿

○明治十九年建物賣渡證に

久米郡北方村外一ヶ村戸長、横田一太郎◎

○明治二十年絶家再興願に

久米郡北方村外一ヶ村戸長、横田市太郎殿

○年代不詳(明治十八年以後ならん)

下浮穴郡南方村外四ヶ村戸長 高須賀堯普 小山朝秋

○仙波覺三郎氏履歷書

一、明治七年八月より全十月まで松瀬川村組頭助勤在務

一、明治十一年九月より全十三年十月まで松瀬川村々會議長在勤

一、明治十三年十一月より十五年まで松瀬川村戸長用係在勤

一、明治十五年十月より十八年一月まで選舉によつて松瀬川村戸長率務

一、明治十五年十月十日付久米郡松瀬川村學務委員申付兼務

一、明治十八年十一月より十九年十月まで松瀬川村々會議員在務

一、明治二十年二月地押之調に付き地主惣代在務

一、明治二十年九月より久米郡北方村、松瀬川村聯合會議員及村會議員兼務

一、明治二十一年一月十五日より舊松瀬川東組長在勤

任免狀寫

仙波覺三郎

愛媛縣久米郡松瀬川村戸長申付候事
 明治十五年十月十日

川上村駐在所

愛媛縣

藩政時代は各村ごとに庄屋の下に郷筒の職を置き、道路河川諸取締の事務を取扱っていたが、明治六年石鏡、神山の二縣を合せて愛媛縣とし縣廳を松山に置き、廳内に廳訟課を設けた。後明治九年九月裁判所に移管、罪人を處置し捕亡のことを掌り、又別に警察掛りを置き、各地に邏卒を配置した。此の時、第六大區第十一支屯所として川上村邏卒を配置、同十年屯所を改名、松山警察署川上分署と稱した。古老の言に明治十一年頃大字南方字川上四三二ノ一番地に玄關造り二階建、裏に牢舎附の廳舎を新築、明治三十年十一月十九日警察の區畫改定郡廢合に伴ひ所轄を川上、北吉井、南吉井、三内、拜志の五ヶ村とした。明治三十六年、巡査部長派出所が設置され、昭和十二年仙波秀一村長の時、大字北方二二五三番地（現在地）に廳舎新築今日に至る。

登記所

沿革 明治四十一年六月二十四日司法省令第二〇號を以て、松山區裁判所の管轄に屬する温泉郡川上村、北吉井村、南吉井村、小野村の四ヶ村及び、伊豫郡麻生出張所の管轄に屬する温泉郡拜志村、三内村の二ヶ村を分轄して、川上村大字北方二二〇六番地に仮廳舎を設け、川上出張所を新設し、松山裁判所書記古茂田市之丞氏初代主任として當所詰を命ぜられた。後四十二年五月北方二二七九番地（現在地）に廳舎新築移轉し、大正七年六月周桑郡櫻樹村大字滑川を管轄に加えた。昭和二十二年四月十五日松山司法事務局川上出張所、同二十四年六月一日松山地方法務局川上出張所と改稱現在に至る。

代	就任年月日	氏名	代	就任年月日	氏名
一	明治四一年七月二日	古茂田市之丞	四	同 九、三、八	加藤正泰
二	同 四二、四、五	隱岐憲太郎	五	同 一三、三、一四	西原徳次郎
三	大正二、七、九	安東貞亨	六	昭和 四、四、八	西村勇三郎

職務内容	氏名	就任年月日	氏名
七 同 一〇、四、四	古茂田信義	一〇 同 一、九、三、二二	日野三太郎
八 〇 一四、九、六	柳原敏夫	一一 同 二、三、一九	丹下時寛
九 同 一四、一、一三	加地喜一	一二 同 二、三、二五	田邊貢

職務内容
 不動産登記 商業登記其他法人登記の事務を取扱ひ、昭和二十五年八月一日より、税務署所管の土地台帳、家屋台帳の事務を加え、今日に及んでいる。

(四) 經濟

財政

昭和二十五年度の本村一般歳入は主として、村税五百参拾九万九千圓、平衛交付金壹千六百七万圓、國庫支出金貳百壹萬壹千圓、縣支出金七拾参万五千圓、財産收入参万四千圓、手数料貳萬五千圓、などがあげられている。村税の特に目立っているのは本年度より國家財政の大巾地方移讓によるものであり、地方自治行政確立をねらう民主的國家の一つの規れである。本村には先人の識見と苦心の賜になる約百二十町歩の村有林があり、ゆるがぬ基本財産となつてゐる。ために學校建築など超多額の出費をまかなうことが出来ている。村民は先人の偉業を偲び後から後から植林のことに力をつけている。

其の他國營植林縣營植林があつて村の収入を補つてゐる。これらは村の健全な財政の一つの要素をなしているものである。歳出を見るに終戦前見なかつた社會事業費が戦後一段ときわだつてゐる、これは生活保護を要する戦争犠牲家族の多いことを物語つてゐる。

次に村財政の今昔を表にあらわしてみよう。

年度	總經費	役場費	教育費	衛生費	臨時費	摘要	年度	總經費	役場費	教育費	衛生費	臨時費	摘要
明治 三三	一、三三、五	六、六六	五、五五	二	二		昭和 九	一、四、七、三〇	六、八、三五	二、一〇〇、四〇	三、八〇	八、七、九	
三三	一、三三、五	六、六六	五、五五	二	二		一〇	一、四、七、三〇	六、八、三五	二、一〇〇、四〇	三、八〇	八、七、九	

畝、畑七畝、樹園地二畝半、となる。

米作及麥と雜穀

灌漑様式は流水、溜池、湧泉利用など色々な型があり、又これらの複合地域もある。北方方面は主として菖蒲堰により重信川の流水を引き入れ、溜池を加え、寶泉川の河水を利用し、南方部落は一の堰、二の堰にて表川の流水を利用、合せて吹上の溜池其の他湧泉などで補っている。松瀬川は主として大小数々の溜池、吉久部落では主として湧泉を利用している。一般に水利よく、良くみのる。

戦前は川上来米として市場価値も高く評價されていた。且つ早生品種の適地多く郡内第一の早期生産村として、有名である。麥類に於ても適地多く品質の優良なものを多量に生産している。

供出制度

太平洋戦争の進展に伴い食糧確保の見地から昭和十五年に供出制度が施行せられる様になつて農村としての使命に徹し増産確保に努めて来たものであつた。終戦後も食糧確保の緊急に迫られ少い肥料の配給を克服して、生産につとめ其の成績優良なるものとして昭和二十三年には、軍政部から表賞を受けて面目を施したこともあつた。戦争中は強制供出の意味で農家では先ず割當てられた供出を優先に残りを保有にして飯用にあてていたが、終戦後は農家保有を優先にするという型に變つたが、供出には常に壓迫感を受ける状態であつた。此の間昭和二十年食糧調整委員会を作り、昭和二十三年には公選による農業調整委員

昭和二十二年

	收穫面積	實收高	反當り量
米	4277反	9599石	2.244石
麥	3490	3778石	1.830石
小麥	476	518石	1.094石
大麥	16	5石	0.313石
馬鈴薯	45	10120貫	225貫
甘藷	269	64022貫	238貫
小豆	19	?	?
アワ	5	4石	0.800石
ソバ	3	2石	0.667石
トウモロコシ	2	2石	1.000石
大豆	118	47石	0.400石
ウシ	35	18石	0.510石

昭和八年

	收穫面積	實收高	反當り量
米	5050反	10437石	2.067石
麥	3593	3086石	0.859石
小麥	774	1044石	1.349石
大麥	38	105石	2.763石
甘藷	100	27000貫	270貫

明治四十一年

	收穫面積	實收高	反當り量
米	4680反	14646石	3.129石
麥	4323	7873石	1.822石
甘藷	?	84000貫	?
大豆	?	245石	?
小豆	?	25石	?
トウモロコシ	?	616石	?

員會を構成して自主的な農業計畫を立てることとなつた。又昭和二十年には、農地委員會を構成して従來の小作制度を改革し物納は金納に改めると共に貸地は一戸當り六反を限度として當時の小作人に解放することとなり田二百二十三町歩其の他

の耕地三十七町歩を小作人に賃貸價格の田では四十倍、畑では四十八倍の價格で賣買せしめた。尙耕地として適當な山林も希望者の申請により賣買せしめ開墾をした。その面積二十五町歩に達し上ヶ成部落は此の際出來た入植者の集團である。昭和二十二年の統計ではその作付反別及實施高は次のようである。参考に明治四十一年と昭和八年の統計を併せあげてみよう。米麥の産額は温泉郡の町村では上位を占めている。馬鈴薯は主として稲作、及野菓收穫の後地に、甘藷は畑に、大豆は稻田の畦に、トウモロコシは主として松瀬川部落の山間部に良質のものを産す。キビ、アワ、ソバ、等の雜穀には見るべきものがない。

果樹

	農家戸數	收穫面積	産額
梨	32戸	237畝	264本
リンゴ	2ヶ	32ヶ	
桃	15ヶ	3ヶ	26ヶ
柿	188ヶ	534ヶ	1047ヶ
ぶどう	4ヶ	0	13ヶ
いちじく	12ヶ	1ヶ	17ヶ
すもも	23ヶ	0	27ヶ
あんず	14ヶ	0	15ヶ
うめ	47ヶ	11畝	89ヶ
きり	32ヶ	0	37ヶ
みかん	25ヶ	24ヶ	74ヶ
温州みかん	52ヶ	486ヶ	453ヶ
夏みかん	16ヶ	0	25ヶ

本村では農業の多角的經營は先づ果樹栽培からと、明治三十九年曲里區菅國一氏は南山に、西ノ側藤井繁太郎氏は菅谷山に、渡部綱久氏は天神山にそれぞれ密柑、梨などを植付けると共に一般農家に呼びかけて本村果樹栽培の草分け時代を作り、次いで昭和二年御大典記念事業として其の當時村になかつた富有柿苗を多量に村で買入れ約二十戸に一本の割で無償配布する等果樹栽培の刺戟を加えた。其の後一進一退はあつたが戦時なつて平坦地の果樹は伐採せよとの強力な勸奨に依り、ほとんど掘取つて甘藷に轉作した。其の上肥料及び資料の割合も減少した爲、急速に衰えていつた。終戦後或程度の回復を見るにいたつた。昭和二十五年二月の農業センサスによつて其の收穫面積は上表の通りである。

梨、柿、温州みかんには稍見るべきものがあるが他は屋敷などに散在しているものである。一般に農家の兼業として行はれており、氣温果樹園などの諸條件が海洋地方のように恵まれずでない。主なる果樹の收穫高を昭和二十二年の

調べによつてみると次のようである。

その産額を昭和二十二年の統計表によつてみると、次の通りである。

	農家数	作付面積
れんこん	18戸	2畝
わさび	2	3/10
しょうが	28	5
キャベツ	323	25
白菜	375	44
きょうな	55	3
つけな	485	96
ほうねんそう	346	20
ふだんそう	31	3
ねぎ	554	34
たまねぎ	672	125
たけのこ	41	45
ご	81	9
らつかせい	24	3
さいも	741	342
なす	825	218
トマト	317	21
きゅうり	673	48
しるり	55	3
かぼちや	408	47
いか	16	8
まくわうり	1	3/10
メロン	1	3/10
とうがらし	38	8
だいこん	853	625
かぶ	292	25
ごぼう	742	59
にんじん	589	32

本村の野菜栽培は、消費市場が遠く、気温の関係から促成栽培に適せず加えるに其の技術も遅れており、都市近郊の野菜に壓せられて、見るべきものはなく、自家用として耕作している程度に過ぎない。野菜の中、腐敗しにくいものは、その食べ残り

野菜

(昭和二十二年)

	作付面積	實收高
わた	2反	14貫
たばこ	60ヶ	2100ヶ
こうぞ	27ヶ (黒皮)	7.0ヶ
みつまた	250ヶ (黒皮)	7582ヶ

(昭和八年)

	實收高	價格
たばこ	1541貫	87,000円
なたね	39石	644ヶ
みつまた	1150貫	345ヶ
こうぞ	350ヶ	120ヶ

	農家数	收穫面積
わた	22戸	14畝
たばこ	39ヶ	629ヶ
さとうきび	6ヶ	2ヶ
茶	13ヶ	2ヶ
こうぞ	32ヶ	5ヶ
みつまた	28ヶ	655ヶ
はぜ	6ヶ	2畝

昭和二十五年二月の農業センサスによると、本村の工藝作物の種類、農家数及び收穫面積は次の通りである。この調査にはあがつていないが、最昔は茶種の栽培が多くなつた。併し、自家用の程度を出ていない。葉たばこは大正十四年、本村竹の鼻、八幡部落に栽培をはじめたが、品質余り良好と言えず、その将来性も氣づかれていたが、昭和十年松瀬川地方の換金作物の少いのを考えた當時の農業技術員菅野頼一氏の熱意ある指導によつて上段、水越部落に奨励して平坦地にも栽培をはじめた農家もあり、現在では主要食糧作物に次ぐ村としての現金収入の第一位となつたみつまた、こうぞは主として松瀬川の山間部に産する。その他の工藝作物は自家用程度で見ると盛に行われ製産組合も作つていたものである。大正午間頃は、相原千代太氏などのあつて盛に行われ製産組合も作つていたものである。

工藝作物

	收穫面積	實收高
らめ	2反	1000貫
みかん	60ヶ	5500ヶ
リンゴ	3ヶ	70ヶ
ぶどう	0	50ヶ
梨	60ヶ	13000ヶ
くり	7ヶ	100ヶ
柿	75ヶ	700ヶ

(昭和八年の調べによると)

	實收高	價格
梨	29000貫	5220円
柿	2130ヶ	639ヶ
栗	2石	60ヶ
みかん	6960貫	1600ヶ
梅	23000ヶ	207ヶ

(明治四十一年の調べによると)

	收穫面積	實收高	價格
桃	8反	100貫	60円
梨	60ヶ	560ヶ	280ヶ
みかん	20ヶ	270ヶ	21ヶ
夏みかん	2ヶ	50ヶ	35ヶ
リンゴ	8ヶ	8ヶ	4ヶ

養蠶	作付面積	實收高
だ い こん	45反	31500貫
か ね ぶ ぎ	5	2500
な つ け	8	5000
な つ け	13	10000
白 れ ん こん	8	4000
た た き	4	2000
た た き	1	400
し ゅ う り	14	650
か ぼ ち や	24	14400
す い か	12	6000
ト マ ト	5	2000
キ ヤ ベ ツ	52	2600
ほ ら れ ん そ う	15	9000
さ と い も	8	4000
	7	2100
	11	4400
	140	8400

養 蠶

大正の末期縣當局では、本縣を養蠶製糸王國にしようとの方針を確立し、指導奨励をしたので、本村でもこの線に添って、養蠶は急速に發達した。昭和三年、四年の全盛時代には、役場に養蠶専任技術員を京都府から雇い入れ、又南方、北方、前松瀬川、奥松瀬川等の部落には技術員を特に雇い、畑はほとんど全部桑園、水田にもかなり多くの桑園があり、盛んに養蠶が行なわれていたが、昭和六年の世界的な不況にあつて一時に衰微してしまつた。

昭和二十五年二月の農業センサスによると、その農家數掃立卵量、及收繭高は次のようである。

春 蠶				夏 秋 蠶			
農家數	掃立卵量	收繭高	繭量	農家數	掃立卵量	收繭高	繭量
5戸	25gr	145貫	2戸	9gr	45貫		

次に大正八年、同十三年、昭和三年、昭和八年、同十五年、同二十二年の養蠶農家數と收繭高をあげてみると

	農家數	春 蠶 收繭高	夏 秋 蠶 收繭高
大正八年	89戸	621貫	594貫
大正十三年	203	1913	1930
昭和三年	372	5020	4905
昭和八年	253	2403	2460
昭和十五年	67	824	771
昭和廿二年	5	19	7

牧 畜

大正八年、牛二百七十二頭、馬二十五頭の本村畜産は、昭和五、六年度の農村不況時代の切り抜け策として、牛の肥育熱高まり、昭和九、十年頃には多數の肥育牛を販賣して、是の収入も少くはなく、竹の鼻、三軒屋、森などは、特に優秀で各種品評會などにもよく入賞し、牛の肥育全盛時代を作つたが、戦争になつて、飼料難から衰微して犢牛の生産に變つた。特に横灘地方では多數の登録牛を飼育して、其の成績も良好であつたが、やがて是も衰

え、戦後に及んで國民の食生改善に呼應して、乳牛の將來性を考えて、酪農組合を作り、昭和二十五年には、乳牛三十頭、牛乳一日に一石二斗の生産状態になつた。其の間昭和二十四年には、本縣の畜産模範村に指定され五ヶ年計畫で斯業の發展に貢献した。昭和二十五年二月の農業センサスによると、本村の畜産状況は次の通りであつた。

畜 類	飼 養 家 數	飼 養 頭 數
役 用 牛	515戸	552頭
乳 用 牛	14戸	18頭
馬	1戸	2頭
山 羊	17戸	18頭
豚	11戸	16頭
兎	73戸	139頭
にわとり	514戸	1832頭
あひる		36羽

明治四十一年		昭和八年	
牛	79頭	牛	371頭
馬	35頭	馬	27頭
にわとり	2500羽	にわとり	2183頭

林 業

本村の地形からして林業は主要な産業の一つであり、地質及び土壤の基岩は大部分白亜紀層に屬し、南方、北方方面に沖積層、洪積層を見る。表土は概して肥大であるため、林業經營に適している。森林總面積は二千四百七十三町で、内公有林七百六十町歩、社寺有林十一町歩、私有林が一千七百町歩である。森林所有戸數は四百二十二戸で最高四十町歩、最低一畝、平均一戸當り二反二畝となつている。一般に樹林の生育状態は良好で杉は三十五年生で胸の高位で直徑七寸、樹高六十五尺、檜は杉について四十年生で、直徑六寸、樹高五十尺、赤松は三十五年生で徑六寸、高さ四十五尺

位が普通である。本村の樹種別材積を昭和二十四年の調べによつてみると(上表)

針 葉 樹		闊 葉 樹	
樹 種	材 積	樹 種	材 積
杉	112,007石	くぬぎ	5718石
檜	217,289石	雜 木	46968石
赤 松	152,755石		52,686石
計	482,051石		
竹			
眞 竹	19,091束		
は 竹	7,591束		
	26,682束		

昭和六年に村有林の施行案をたてて計畫的な植伐を行つていたが、昭和十七年川上村森林組合設立と共に昭和二十三年より十ヶ年計畫で保安林八十二町を含めた總森林面積を三十六林班區に區分して計畫植伐を行つている。昭和二十四年度の植林面積は四十三町三反で、くぬぎ六萬五千五百本、杉、檜七万七千五十本の樹苗を要してい

る。主なる林産物は、用材、木炭、松茸等であり統計表でみると次の通りである。

松茸は概して北方山に多く産するけれども小野村、荏原村には及ばず、松山方面に搬出されている。昭和二十二年の愛媛縣統計表では本村販賣高百七十三貫である。

商工業

明治以前は、川上驛の名と共に商業は發達

大正三年 昭和十五年 昭和十五年 昭和十五年 昭和廿四年	木		薪		木		炭	
	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額
大正三年	12500才	510円	40000才	1000円	14000才	1000円	10000才	1000円
昭和十五年	10000才	3100円	40000才	1000円	14000才	1000円	10000才	1000円
昭和十五年	12000才	3100円	40000才	1000円	14000才	1000円	10000才	1000円
昭和十五年	11000才	3100円	40000才	1000円	14000才	1000円	10000才	1000円
昭和廿四年	11000才	300000円	10000才	100000円	10000才	100000円	10000才	1000000円

し、市場もあつたという故、市場の地名がある。商はみな、代官の許可制にして酒屋、醬油屋、金物、太物、米屋、小間物商材木問屋、宿屋等あり東温での一中心になつていた。其の後交通機關の發達にもない、村の商工業な村外を客とする店少くしたがつて繁華ではなく大正三年には商工業戸數六十五戸程度であつて多くは半農半商の形であつたが、人口の増加によつて昭和十五年には百十戸に増加し專業商家も次第に増して來た。明治四十年初めて渡部次郎氏によつて機械による精米業が行われ、同年名越啓次郎氏によつて名越座の劇場が建てられ、大正四年には川上發電會社が創立され、電燈がつくなど文化の進むに伴ひ商工業も順次活潑となり、米を精白して阪神地方に賣出したり、岡部綾太郎氏は川上産米を神戸大阪等に賣る等村外との取引も發達するようになったが、今次の世界戦争になつて物資はほとんど統制され、商家もしたがつて企業の整備に合ひ、酒造、米穀、織維、青果等ほとんど統制されてしまつた。終戦後は物資の生産増強とその他統制緩和によつて一時に商工業者が増加し、昭和二十四年には其の數百九十戸になつてゐる。現在本村の商工業關係の内譯をみるに總戸數百九十戸、内工業部門二十四戸、商業部門八十四戸、技術部門十六戸、特殊部門六戸となつてゐる。工業部門は精米精粉業六戸、瓦製生産業一戸野鍛冶業二戸、下駄製造販賣業四戸、製材業三戸、調整業二戸、綿打業一戸、製繩業三戸、農具製造業一戸、傘製造業一戸となつており、瓦年産四万枚、下駄六萬足、製材八千石、製繩六萬貫の生産をあげてゐる。商業部門は物品販賣業十七戸、時計修理販賣業三戸、自轉車修理販賣業六戸、宿屋營業一戸、豆腐製造業三戸、飲食營業六戸、菓子製造販賣業七戸、新聞販賣業一戸、生魚販賣四戸、食肉販賣業二戸、運送業七戸、青果販賣業二戸、古物營業六戸、葬具販賣業一戸、藥種販賣業二戸、風呂營業一戸、演劇業一戸、牛乳販賣業一戸、雞周旋業二戸となつてゐる。一般的に昭和二十一年から二十三年末までは商業の隆盛時代で其の後爲に業者が激増して、現在では稍々營業不振のきざしが見えてゐる。

技術部門は、大工職三十五戸、在官職十戸、理髮美容職七戸、表具職二戸、籠屋職二戸、仕立職六戸、ラヂオ修理販賣業一戸

土木請負業五戸、周旋業三戸、石工業二戸、寫眞業一戸、ブリキ業一戸、あんま業三戸となつてゐる。
特殊部門は醫師營業四戸、齒科醫營業二戸となつてゐる。

金融

本村では現在農業協同組合が唯一の金融機關であり、これに郵便局、又縣金庫關係は主として北吉井村横河原にある伊豫合同銀行支店を利用している。
昭和二十五年十月の調べでは、農協の貯金三千八百一十一萬二千三百十圓貸付、總額六百一十二萬二千五百圓となつてゐる。又川上郵便局では、昭和二十五年十月の一ヶ月間に六十七萬一千三百九十五圓の貯金があつた。尙農協の貯金の種類及利率貸付の種類及び利息は次の通りである。

貯金	小口當座預金	日歩五厘	年歩一分八厘三毛
	特別貯金	日歩四步三毛	年歩五分二厘
	定期貯金		年歩五分二厘
	定額貯金		年歩四分五厘

信用貸付 日歩三錢
協同組合担保貸付 日歩二錢六厘
其他担保貸付 日歩二錢八厘

戦後インフレーションの爲貯金に不安な心をかきたてて來たが、經濟九原則の實施と共に稍々村民の生活も安定の度が増し、現在では貯蓄状態も大体安定の傾向になつてゐる。

昭和二十一年終戦と共に戦時多額に發行された日本銀行の發行紙幣は、悪性インフレーションの傾向を増し、國民の生活をおびやかすまでに進展して來たので、政府では預金保險拂込金、有價證券等の通貨價值のあるものと現金とを合せて一戸當り平均四千圓の保有を認めて残り全額一時封鎖した。又五圓以上の流通紙幣は新圓と切り換えた。世にこれを通貨封鎖、預金の棚上げなどと傳えられていた。尙この政治措置は昭和二十三年六月になつて解除になり自由に出來るようになった。尙時の本村での封鎖状態は、農協では總額四百八十六萬六千八百七十六圓であつた。

貯蓄運動

本村の貯蓄運動は大正初年縣當局の方針として聖徳貯金と名付けて貯蓄を奨励し、各村の成績表を發表したりして激勵した。大正四年の本村の成績は六百九十人で一千五百七十六圓であつた。昭和になつて年二回の收穫時に備荒貯金として不時の災害に備える特別預金をはじめたり、又常會貯金として毎月の定例常會には必ず現金金を持ち寄つて貯蓄に勵んだ。昭和二十三年には救國貯蓄運動が起り一人二千六十一圓を目標に貯蓄にはげみインフレ防止につくした。昭和二十三年次に農協に於ける昭和元年よりの貯金高を調べてみると次の通りである。

年	月	貯金高	年	月	貯金高
昭和元年		一六八、五三二圓	昭和十七年		一二七二、一九四圓
昭和五年		二五七、九九五圓	昭和十九年		三二五六、四四九圓
昭和九年		二八六、三九五圓	昭和二十一年		六二七五、八九九圓
昭和十三年		四八六、三〇一圓	昭和二十三年		二〇四六七、八七八圓
昭和十五年		八二九、二五一圓	昭和二十四年		二一三八六、九二六圓

(五) 教育

寺小屋教育

寺子屋教育は、鎌倉時代に寺院の一部を學舎として、寺僧がその教師の任に當つたのに始まり、以後足利戰國時代にわたつては、もつぱら僧侶が教育の任に當り、士庶人共は寺に行つて僧侶に學んだ、しかし當時は設備も不充分であり又一般社會にも普及されていなかった。

江戸時代に至り、庶民教育の發達にともない從來の寺子屋は、主として一般人の教育機關となり、多く民家を其の教場とし、教師も僧侶のみでなく、幕臣、藩士、浪人、醫師、神官等が其の任に當るようになった。そして寺院以外でも生徒を寺子入學を寺入といつた。教場は普通疊敷で、師の席は上席の中央に高く設けられ、生徒は各自持參の机で學習した。生徒は七、八才より十四、五才までの男女を普通とし、男女共學であつたが其の席は男女によつて別にしてゐた。教科は習字、讀方、珠算等日常生活に必要なことを主として教え、教科書としては、童子教、庭訓往來、商賣往來、農業往來、四書五經、實語教、消息往來などが用いられてゐた。授業時間は必ずしも一定してゐなかつたが、およそ午前七、八時より午後二、三時頃まで行つてゐた。

まず最初は「いろは」、數字算の習字から初め數名づつ教師の面前に呼び出され、その前にそなえられた机によつて、交々筆法と手本の讀み方とを教えられ、終ると自分の席に歸り、教えられた讀み方を復習し、又文字の筆法を習い、かくして次第に習字と共に往來本の讀み方、日常書簡文の書き方等を學び又それと共にそろばん等も習つた。毎月一日、十五日、二十五日の三日及び正月、節句、盆、祭等には休業してゐた。又毎月一回手本の浚えがあつて、記誦をためし、又毎年一回手浚いといつて交る交る師匠の面前に呼び出して一年間に習ひ終つた手本の中から讀書させて、其の成績をためした。寺子屋の維持の方法は一定してゐなく、多くは自家の資財によつて支え、他に生徒の束脩及び、年始、盆、節季等に多少の金品をうけてゐた。このように江戸時代の一般の人々の教育は、寺子屋において行われ、明治初年に於ける全國の寺子屋の數は、實に一萬五千八百有余に及び、明治に至り小學校の設けられるに及び、次第に廢せられるに至つた。

我が村に於いても數ヶ所に寺子屋が開設せられて、子弟の教育がなされてゐた。次に其の概略を述べよう。

(一) 所在地 下浮穴郡南方村(現大字南方)

起原及變遷 天保十年頃起り明治六年頃まで續いた。

塾主 松木覺三郎

生徒數 男八十名位 女十名位

入退學 普通入學年齡八、九才 退學年齡十四、五才であつた。

修業年限 制限なかつた。

課業時間 始業時間午前八時、終業時間午後四時。正月、節句、盆、祭を休業日とした。

教科書 讀、書、算、

凡て師匠の書いたものをつかつてゐた。讀本は商業往來、農業往來、童子教庭訓往來、四書五經、女大學、習字は讀本中より、師匠の抜き書きした書き本を使つてゐた。習字の流派はお家流、特に仮名をよくした。

算術の教程 珠算、四則

行事 毎月二十四日を目標として、師匠の書いた、「天満宮」又は「天神社」の掛けものを正面にたらし、習字の成績品を展覽し、訓話をして其の後で菓子などを與えて休業とした。五節句には訓話を行つてゐた。

賞罰 よい行をしたものには賞詞を與えた。

束脩謝儀 師匠の家が資産家であつた爲めか束脩謝儀ともになかつた。

(二)所在地

久米郡北方村醫王寺組(現北方寶泉)

起原及變遷 安政二年に起り明治六年まで存続。仙波惣太、元治元年より後繼して明治六年に至り廢止、其の後惣太氏は村の小學校創立を手傳つた。

塾主

仙波五年(初代)、後世門弟大字北方寶泉區西法寺に碑を立つ、二代五平は初代五平の(二男)仙波惣太初代五平(長男)傳馬屋、姓、丹生谷家を繼ぐ。(丹生谷惣太)

生徒數 男四十名位、女十名位

入退學

普通入學年齡八、九才であつたが中には十、十一才位で入學するものもあつた。退學年齡十二、三才

修業年限 四ケ年

課業時間

始業時間午前八時 終業時間午後四時。休業日は十日毎に一日、他に正月、節句、盆、祭を休業日とした。

教科目

讀、書、算 讀本は實業錄、庭訓往來、商賣往來、童子教、農業往來、四書五經、習字は師匠の書いた仮名、日用文、其の他讀本の中より、抜き書きした書き本を使つていた。

算術教程

珠算、四則

行 事

天神講——各人米を持参握り飯を作り、天神様に供え、之をさげて共に食べ一日を楽しく暮した。

賞 罰

善行あつたものには賞詞を與えた。罰則としては、個人机(巾一尺一寸、丈三尺位)に脚を重ね、其の上に立たせて、一方の手に点火した線香を持たせ更に重いものは、机三、四個を重ね其の上に立たせ、一方に点火した線香、一方の手に水を満たした茶碗を持たせて直立させ、之をこらしめた。

東 謝

束脩—白米二、三升位、謝儀—年額米白二斗 下浮穴郡南方村字川上(現大宮神社西)

起原及變遷

慶應二年に起り、明治五年まで存続。 松浦公齊(篤)醫師

生徒數 男二十人位

入退學 普通入學年齡八、九才、退學年齡十二、三才

修業年限 四ケ年

課業 日 年中課業日としていた。

教科目 讀、書、算

教科書 讀本は實業錄、庭訓往來、商賣往來、農業往來、童子教、四書五經、習字は師匠の書きたる書き本を使つていた。流派はお家流

算術の教程 珠算、四則

行 事

天神講ありしが不詳

賞 罰

善行ありたるものには賞詞を與え、罰則としては、一方の手に点火した線香を持たせ、一方の手に水を満たした茶碗を持たせて、机の上に直立させてこらしめた。

束脩謝儀

東脩—白米二升、謝儀—年額白米二斗 久米郡北方村大字旦之上(現北方旦之上)

(四)所在地

起 原

不詳 聖仙禪師(大興寺住職、現住職より五代前)習字の流派は不明であるが、能書家であることは今に傳わつて

(五)所在地

塾 主 久米郡松瀬川村横灘(現松瀬川横灘) 寺田作五郎。其の他のこと不詳

(六)所在地

起原及變遷 久米郡北方村大字海上(現大字北方海上)

塾 主

鈴木重遠、松山藩士にして暫く當地に住んでいた。其の當時閑日月の中に開塾したものであつて、其の期間は非常に短かく、後松山に歸り代議士に當選四回、衆議員に於て有數の人物であつた。

教科目

漢字

教科書

讀本は四書五經を主としていた。其の他のこと不詳 久米郡北方村大字高會格(現北方高會根)

(七)所在地

塾 主

大倉、武左右衛門。其の他のこと不詳。

同 一七年	同 一八年	同 一九年	同 二〇年	同 二一年	同 二二年	同 二三年	同 二四年	同 二五年
青年學校獨立 二階建校舎新築 (八、一七)	東温青年學校開校式 (六、一五) 水害のため休業 (七、一四) 軍人授護教育研究 (九、一三)	東温家政女學校設置 養護婦をおく 勤勞奉仕—開墾生産	軍駐泊所 八月一五日終戦 (八、一五) 校庭浸水七寸 (一〇、一〇)	傳染病發生一週間收容 (八、九) 教育後援會復活 (九、一四) 師範生實習三ヶ月 南海地震屋根壁大破 (一一、一三)	六三制實施 川上小學校と改稱 川上中學校設置 教員五名奈良視察	教育方針制定 P.T.A.結成 臨海教育(中島) 教科課程々々 師範生實習三名十一月 幼兒學級開設一月 新教育發表會二月 教員五名東京視察(五月)	川上中學校新築落成(五、一五) 遊具設置 臨海教育(中島) 縣外終學旅行十一月高松	縣外修學旅行五月高知 臨海教育(怒和) 創立六十年記念式(三、一七)
八、九、〇〇	一、三、一〇、〇〇	五、四、〇〇	六、七、〇、〇〇	一、六、六、〇〇	四、七、〇〇	二、九、五〇、〇〇	二、六、三〇、〇〇	三、九、五九、〇〇
三、六、七	三、六、八	四、三、三	四、八、八	四、八、八	四、七、七	四、五、五	四、三、三	四、三、三
三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三	三、五、三
三、津山保太郎				大西 時久				
			池内 嘉晴	加藤 榮安				

川上小學校のうつりかわり

一、久米第一小學校

川上村に學制に依る學校が設置されたのは明治六年である。縣立久米第一小學校がそれである。學制が頒布された當時は、石鐵縣は三中學區、二二二小學區に分れていたため、久米郡内の第一小學區の學校の意味で、久米第一小學校と名づけられたものである。(註石鐵縣と神山縣が合併したのは、明治六年二月であるが、その後でも、久米郡の學區はそのまゝ残っていたものと思う。)

久米第一小學校は、當時の北方村宇中村に設置せられ、校舎は舊殿舎を使っていたものであり、教員は、金子長齊といつて、松山の人であつた。月俸は三圓であつたと言ふことである、経費は縣費であつた言ふことである。

二、時雍小學校

翌年久米第一小學校が縣立を解かれたので、公立となり、名も時雍小學校とかわつた。此の頃の村人は、新しくできた學校では、寺小屋で教えていたことと教えることが違ふので、小學校のよさがわからず、読み書きそろばんの力がつくのは、寺小屋に限ると言つて、小學校へ来る児童は二十名位だつたと言はれている。

明治九年愛媛縣では始めて、二番町へ師範學校をつくつた年であるが、その年金子長齊先生は轉任されて、芥川先生(名は不明)服部信廉先生、穂坂先生(名は不明)、宇高利久先生が新任された。この四人の先生は皆松山藩の士族であるといわれている。

明治十六年には北方村醫王寺組に、校舎を新築してそこに移つたと言はれる。其の後時雍小學校の先生となつて來られた人には、宇高實、今城(名は不詳)橋本(名は不詳)、相原直淵(南吉井村大字見奈良)金子元太郎の各先生があつた。その頃學制が出されてから、十年位たつて、小學校の必要やよいところがわかつて來たと見えて、児童も六十名位となつた。學校で教えることがわかるのに十年もかかるとすると、今の新教育の精神もまだ、四五年位はせないと、人々にわかつて貰えないことになる。

その頃(明治十五年—二十年)の先生は正教員一人、授業生一人であつたと言はれる。明治十九年には學校會が出て面目を一新した。その頃のの小學校では、綴方、修身、口授、讀書、算術だけで、藝能や体育等は無かつた、學年は第一級より第八級までに分けられていたと言ふことである。

北方村時雅小學校に關係のあつた村吏は、戸長戒能通矩、戸長高橋豊隆、戸長仙波慶次郎、戸長一色忠長、北方外村一ヶ村戸長横田市太郎の諸氏である。

三、翠松小學校

翠松小學校は、明治十一、二年頃、松瀬川村横灘に設置されたもので、教員には、徳永（名は不詳）、奥平貞固、越智新、宇高利久の諸先生で、児童は二十名位であつたと言はれている。明治二十一年には時雅小學校に合併した。

四、松尾小學校

明治十一年頃の創立で、松瀬川三軒屋にあつた、教員は、近本光藏先生（他は不明）で児童数は十余名であつた。明治二十一年松瀬川簡易小學校となる。

五、臼杵小學校

明治十一、二年頃の創立で松瀬川村中村に設置され、教員には穂坂之享先生（他は不詳）等で児童数は十余名であつた。明治二十一年には松尾小學校と合併して松瀬川簡易小學校となつた。

六、河東小學校

明治七年、久米第一小學校が廢止となつてから、下浮穴郡南方村南昌寺に設置されていたが、その後南方村道向殿庫に移す。教員は、山内（名は不詳）、金子長齋、戸塚（名は不詳）、三宅克徳、高木共之、乃萬源三郎、相原直温、の諸先生が來られたようである。

月俸は、六圓乃至九圓位であつた。児童数は、四〇名乃至六〇名位であつたらしい。經費は、寄附金や部落の共有金から出していたと言ふ、明治十五年五月、文部省大書記西村茂樹、屬官水野遼外一名を隨えて、巡視のため來校したと言ふことである。河東校の關係村吏は、戸長奥平貞固、戸長高須賀堯普、戸長小山朝明の諸氏である。

明治二十一年改正小學校令が出るに及んで、川上村の處々にあつた學校も統合されて、北方尋常小學校、道向尋常小學校、松瀬川簡易小學校と三校になつた。教員は、北方尋常小學校には、豊島保一郎、金子之太郎、宇和川太郎、の諸先生、道向小學校は、曾根龜彌、正岡宗内、細川詢の諸先生、松瀬川簡易小學校では野本英和、大内毅親、宮原坦の各先生であつた。

七、川上尋常小學校

明治二十三年四月十五日、町村制實施のため、下浮穴郡南方村、吉久村を久米郡北方村松瀬川村に合併して、川上村と改稱しその結果、川上村にある三校を合併して、川上尋常小學校とよぶことになつた。しかし北方尋常小學校を北方假教場といい、

道向尋常小學校を南方假教場といふ、松瀬川簡易小學校を松瀬川分教場といつて、従前の校舍を其のまゝ假りに使つていた。

北方假教場は、児童も多く、首席訓導が常に在勤していたから北方を本校、南方を分校と見なしていたとゆうことである。

松瀬川簡易小學校は、此の四月以前は、簡易科であつたが、本年から尋常科に程度を引き上げた。（簡易科は修業三年）道向は下浮穴郡、伊豫郡の教科書を使つていたが、四月からは、風早、和氣、温泉、久米郡の教科書を使うこととなつた。

その頃使つていた教科書は、新体讀方書、小學校習字帳（以上四年生）、日本読本、尋常小學校習字本（以上三年以下）、其の小學習畫帳等であつた。なお参考書として、小學作文書、小學珠算全書、小學校尋常算書、尋常小學校教師用修身料、体操摘要、小學作法鑑、修身用書、兵式体操教範。この頃は、試験を特に定めた日に行い、臨時試験は年一回舉行し、學年試験は、北吉井村志津川尋常小學校、山之内の藤之内及び荒木谷簡易小學校等も北方分教場に集つて同時に行い、優等者には褒状と賞品を與えていたと言ふ。賞品には羽織のみもや、作文帳、墨等が使はれていたようである。児童を罰するのは二時間の留置が一番重いものであつたと言はれている。試験に不合格となつた者は、落第としていた。明治二十三年には落第生は十三名あつたと言ふことである。

その頃の運動會。四月八日 十月十七日 十一月二十八日に實施している。四月八日には、北方分教場と道向分教場が合併して、重信川畔の柳土手で行つている。野原に春がすみがたなびいて、すみれ、たんぽぽ、れんげ草の咲く土手に集つておこなつた昔の運動會を想像して見ましよう。

十月十七日（當時は神嘗祭であつた）は遠足である。その頃の記録に依ると、坂本訓導は、北方假分教場の三、四年生を引率して、松瀬川分教場にいたり、檜皮峠を越えて土谷に出て三内村河之内に至り、金比羅宮に詣で歸校す。とある。

十一月二十八日、その頃の記録によると、北吉井村籠池に於て、全校生徒の運動會を施行し、旗拾、戴豪競争、綱引き、等遊戯をなし、村役場よりは、助渡渡部平太、書記松末東十郎氏等出張し、周旋よく行き届きたり。本日生徒の特に愉快を感じたるは、英國某宮の迷路に擬し、繩張りをなし、其の中を迷すして入りたる者には賞品を與える事となしたるものなり。天氣晴朗温暖なりしを以て充分興をつくしたり。とある。

この年の十月三十日には、教育に關する勅語が煥發になり、其の後、太平洋戰爭の終るまで、日本の教育の依りどころとなつた。

祝賀式は、新年、紀元節、天長節に舉行し、新年、紀元節は、各教場で行い、天長節は、全校合併して、川上驛大宮神社、に於て行い、各節とも生徒には、菓物及酒を與ふとある。大体このような行事は、大同小異で毎年繰りかえされていたようであ

明治二十四年校舍新築の説があり、村會の可決はあつたが、その後反對するものが多く村會の決議が立ち消えとなつた。明治二十六年、高等小學校を南方に設置し、五月より開校する。

明治二十八年、北方假教場に、一、二、四學年、南方假教場に、一、二、三年を置くことになる。

明治三十年十一月上旬より、校舍新築に着手する。この年の四月一日、久米郡を改めて温泉郡となる。

明治三十一年十月三日、川上尋常小學校の新築工事が完成した。學校の位置が北方揚砂に指定されたのは、明治三十年四月であつて、新築工事に着手したのは明治三十年十一月である。それより工事を進めて、明治三十一年十月三日には全工事が終了したのである。

明治三十四年四月六日、川上尋常高等小學校設置の許可があり、全八日開校する。その通學區域は、南方、北方、及び吉久、松瀬川の一部（前松瀬川）であつて、明治三十五年度まで、北吉井村からも、高等科児童の委託を受けていたのである。校舍はけきの川上尋常小學校を使用していたが、一年経過して南方の南方の南昌寺を借りて授業をしていた。（明治三九五年迄）修業の期間は、尋常科四ヶ年、高等科四ヶ年であつた。尋常科三年からは裁縫も課していたようである。

八、川上尋常高等小學校成立の経歴（原文）

我が川上村には、従来川上、松瀬川の二學校あり、又本村及三内、北吉井、三村の組合立に係る川上高等小學校あり。然るにこの組合は、區域偏長にして、山川その間を阻隔し、往々、児童の通學に困難なり、しかして時勢の進歩に伴いて、當地教育上大いに更張刷新すべき必要を生ぜざる折柄、明治三十三年八月十八日、勅令第三百四十四號を以て、改正小學校令を公布し、又同年同月二十一日文部省令第十四號、小學校令施行規則の發布ありとて益々教育の普及改進を圖らざるべからざるに至りけるを以て、理事者及組合會、村會は、言うを待たず、地方の志士熟議する所ありて遂に、該當組合を解き高等小學校を廢して従来の川上尋常小學校に高等科を併置する事となり、三十四年三月三十一日限り、川上高等小學校廢止の認可を得、全四月六日組合解除及本校（川上尋常高等小學校）設置の認可を得、而して本村長は、四月八日を以て本校を開く旨縣知事に開申しけり。此の時村長は、仙波茂三郎、校長は相原直淵の諸氏なり。（學校沿革誌による）。

明治三十五年七月には、本校に補習科をおいて、修身、裁縫に志す人のために授業をなした。

明治四十一年尋常科は六學年となり、高等科は二年となつた。

運動場の擴張は大正四年と昭和二年に行はれて、現在の一〇八九七平方米となつた。昭和十六年四月一日より、川上尋常高等

小學校は、川上國民學校と改稱することになつた。

九、川上國民學校及び川上小學校

昭和十六年四月一日、昭和十二年七月中華民國上海に於て端を發した支那事變は、未解決のまゝ引き續いていつた。従つて教育も戰爭と結びついて、日本の國策の線に添うの止むなきに至るは當然の姿であつた。大學等に於ては學園の自由を叫ぶ教授などもあつたけれどそれは微力でどうい教育の進路をかえることなどは出来なかつた。そうして校門は營門に通ずのローガンに、皇國の道を実踐することに總ての力を投入するの必要を強調した。校内に於とも、軍事的な訓練、食糧増産、に教育の方針が向けられて行つた。毎日空襲におびえながら、軍事教練、開墾、飛行場の設營作業等に協力するようになつた。遂には昭和二十年五月、日本陸軍は國土防衛の爲に校舎を兵營の代用として使用するようになつた。全年八月十五日、日本が連合國の前に屈服するようになるまでとかくの批評はされることもあつたけれども、全校児童は日まぐるしい生活に明けくられたものであつた。

敗戦と同時に國家本位の教育から民主主義の教育へ、眞の教育の途は如何。これが眞剣に思索されるようになつた、しかし教育に關しては、勅語を中心とし、皇國の道に歸一隨順し馴らされて來た國民は、新しい教育に對しては暗中摸索、五里霧中であつた。

昭和二十二年四月、川上國民學校は、六三制實施に伴つて、川上小學校となり、高等科一、二年生はそれぞれ中學校二三年へ尋常科六年生は中學校一年へ入學し、こゝに川上小學校と、川上中學校が新しい教育、平和國家建設の脚光を浴びて發足することになつたのである。

川上小學校の現状

昭和二十二年三月三十一日、教育基本法が制定され、今までの教育勅語に代つて、民意に依つて教育に關する根本基準が示されたのである。その教育の目的に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行はなければならぬ」と述べられており、教育の方針に於ては、「その目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力に依つて文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない」とのべられている。此の目的や方針に依つて川上小學校の教育がなされていることは言うまでもないが、地域性を重んじ自主的教育の方針を立て

ることは最も望ましいことであるとされている。と言う文部省の示唆によつて、本校教育の方針を立て、その大綱は各家庭に配布した。この教育方針の具体化したものは、教育課程であるが、川上小學校發足以來全教員の最も苦しんだものであり、昭和二十二年以來毎年その設定の改訂に努力し、第四回改訂案によつて現在教育を進めているのであるが、將來も研究と検討を重ねて、よりよい教育課程を作つてゆかなければならない。

教員数は現在男一一、女一一、計二二名である。教員以外の職員として校區二、使丁一、がある。児童数は、男四二五名、女四二四名、計八四九名である。學級数は一八、である。

校地校舎、學校敷地合計一、四三九二平方米であり、その内校舎敷地二九三二平方米、運動場一〇八九七平方米、その他五六三平方米である。建築總面積二六二三平方米、二〇年以上経過したもの七〇六平方米、一〇年末滿九九〇平方米となつてゐる

校内平均体位表 (昭和25年度)

項目	身長 (cm)		体重 (kg)		胸圍 (cm)		坐高 (cm)		握力	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一年	108.6	105.9	16.4	17.0	53.3	53.0	61.7	59.0		
二年	109.1	108.5	19.6	18.3	57.2	55.9	65.4	62.8		
三年	111.0	111.6	21.9	20.3	59.7	59.0	67.0	65.1		
四年	121.5	121.1	24.1	23.4	60.6	59.8	98.5	68.3		
五年	124.8	124.7	26.0	25.8	62.0	60.4	70.3	69.7		
六年	130.1	128.5	23.2	28.7	63.8	61.2	72.0	70.8		
全校	118.7	121.7	20.0	22.2	59.8	58.6	67.4	65.6		

榮養疾病異常調 (昭和25年度)

項目	胸部異常		近視		色神異常		トラホーム		扁桃腺肥大		聴力		耳疾	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一年	1		13	27			4	3	3	5	3	6		
二年	4	2	16	18		3	5	6	1	2	7	6	1	1
三年		1	7	7	1		4	16	1	6	4	5		
四年			7	1	1		6	3	1	2		1		
五年	2		11	16			8	10	6	2	14	4		
六年	1	3	16	8	2		9	4	3	3				
計	8	6	70	77	4	3	36	42	15	20	28	22	1	1

ツ反検査状況 (昭和24年度) %

項目	検査人員		陽轉		疑陽性		陰性	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一年	65	78						
二年	82	63	8.5	11.1	3.6		87.8	88.8
三年	69	80	18.8	17.5	1.4	2.5	79.7	92.5
四年	79	60	14.0	20.2	2.5	3.3	83.5	93.2

6年	男	41.5	14.0	30.7	15.2	22.4	18.3	2.21	1.3	1.71	14	0	3.6
	女	28.0	7.0	16.4	16.2	23.6	18.7	2.12	1.12	1.64	10	0	3.2

肺活量、握力、上膊圍平均表 (昭和25年度)

學年	項目 性別	肺活量		握力		上膊圍			
		男	女	男	女	男		女	
						右	左	右	左
一年	標準値	1039.0		14.5	11.5	15.5	14.9	14.9	14.7
	本校平均	1173.4	1122.0	9.2	9.0				
二年	標準値	1278.0		18.1	14.4	15.8	15.6	15.8	15.5
	本校平均	1328.0	1309.5	13.7	11.2				
三年	標準値	1476.0		22.0	16.7	16.5	16.1	16.3	16.0
	本校平均	1511.0	1494.0	16.4	14.1				
四年	標準値	1688.0		27.2	21.2	16.7	16.4	16.6	16.4
	本校平均	1688.8	1617.3	23.4	19.1				
五年	標準値	1310.0		28.7	24.1	17.1	16.7	16.7	16.6
	本校平均	1851.6	1742.2	24.5	20.6				
六年	標準値	1990.0		31.0	28.5	17.3	17.0	17.5	17.3
	本校平均	2016.5	1748.3	26.5	24.1				

(備考) 肺活量同年令デモ体格(特ニ身長)運動職業等ニヨリ幅アリ
男女差ヤ、女子ノ値ガ低イ
C:握力右左兩手ノ合計値(公衆衛生院)

知能テスト配分表 (昭和23年度調)

學年	一年	二年	三年	四年	五年	六年	計
調査人員	141	125	149	120	166	161	862
34以下	0	0	0	0	2	0	2
35~75	4	4	8	8	18	19	61
76~100	29	47	63	27	49	53	268
101~120	50	45	44	51	82	71	343
121以上	58	29	34	34	15	18	188

五年	66	88	15.1	21.5		2.3	84.8	76.1
六年	62	55	1.6	20.8			98.3	73.1
全校	423	424	9.6	15.0	1.6	1.4	77.2	69.8

寄生虫検査状況 (昭和24年度) %

項目	検査人員	蛔虫		十二指腸		鞭虫		
		男	女	男	女	男	女	
一年								
二年	37	42	59.4	52.0	5.4	4.7	2.6	2.3
三年	46	56	56.5	51.7	10.8	12.5	10.8	8.9
四年	55	48	67.6	72.9	20.6	10.4	7.6	6.2
五年	48	72	70.8	70.8	6.2	12.5	2.0	9.7
六年	35	24	71.4	83.3	11.4	4.1	5.1	4.1
全校	221	242	65.1	66.1	10.8	8.8	5.6	6.2

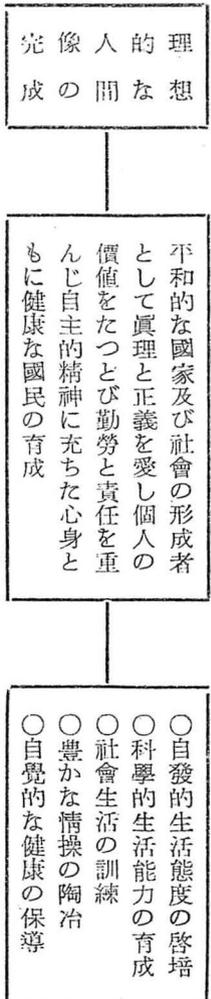
昭和二十五年一學期体力測定學年配分表

測定種目	學年	性別	ソフトボール投			走 (60m 5年, 100m 6年)			跳 (立巾)			懸垂		
			最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
1年	男		20.0 _m	3.5 _m	9.4 _m	11.9 _秒	21.0 _秒	13.0 _秒	1.55 _m	0.85 _m	1.38 _m	6	0	1.08
	女		10.3	2.8	5.7	12.1	18.5	14.5	1.5	0.7	1.15	5	0	0.69
2年	男		25.0	5.0	16.2	11.2	14.9	13.0	1.6	0.95	1.29	7	0	2
	女		10.0	3.0	5.2	11.9	17.6	13.9	1.39	0.7	1.12	9	0	0.82
3年	男		24.0	9.0	17.3	11.0	14.5	12.4	1.84	0.9	1.37	7	0	1.9
	女		16.0	4.5	8.4	11.4	17.6	13.3	1.7	0.93	1.36	5	0	0.9
4年	男		30.0	9.0	21.0	9.6	13.8	11.7	1.86	1.94	1.55	12	0	3.6
	女		17.5	4.5	10.5	9.7	15.2	12.2	1.84	1.04	1.5	8	0	2.6
5年	男		44.5	17.7	28.9	15.0	23.0	17.9	2.0	1.0	1.68	11	0	3.7
	女		23.7	4.3	11.8	16.6	23.5	19.5	1.83	0.92	1.49	8	0	1.7

川上小學校教育方針

基 盤

- 一、日本の課題の究明
民主的で平和的な文化國家を健設し世界平和と人類の福祉に貢献する——新教育指針
- 二、教育の一般目標と小學校教育目標の分析
教育基本法第一條 學校教育法第十七、十八條
學習指導要領一般篇 同各科篇
- 三、川上村の課題の研究 本村の實態調査
- 四、本校児童の特質の評価 各種児童調査
- 五、現代教育思潮の検討
これらを基礎として次のような方針の基底を設定する



普 遍 一 ……教師信條……

- 本校の教師は愛と熱をもつて児童のために自己を奉仕するはもとより、自ら爲すことによつて學ばしめるの態度を主軸として左に掲げた要項の達成につとめる
- 一、卓抜な獨創的活動と組織的な共同活動を旺盛にする
 - 二、児童が學校生活を活潑にするよう適切な環境を整えることにつとめる
 - 三、自由と平等の精神をもつてつとめて學校の企畫や運営に參畫する
 - 四、學校の諸規律諸計畫は児童が合議によつ自ら作り出すように指導しそれが最大限に利用されるようにつとめる

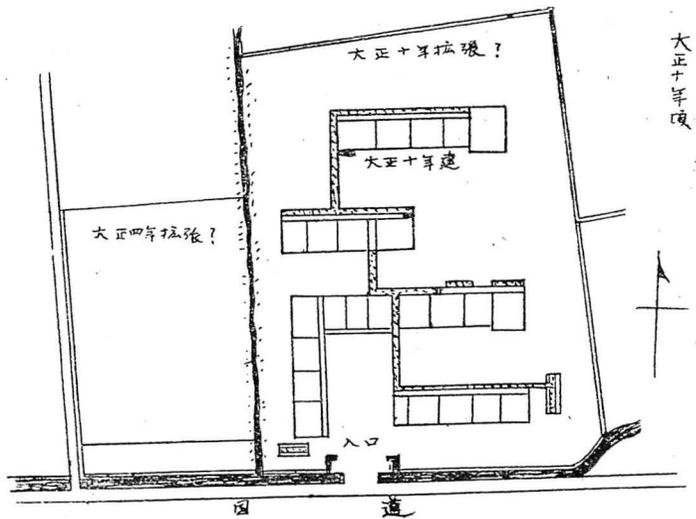
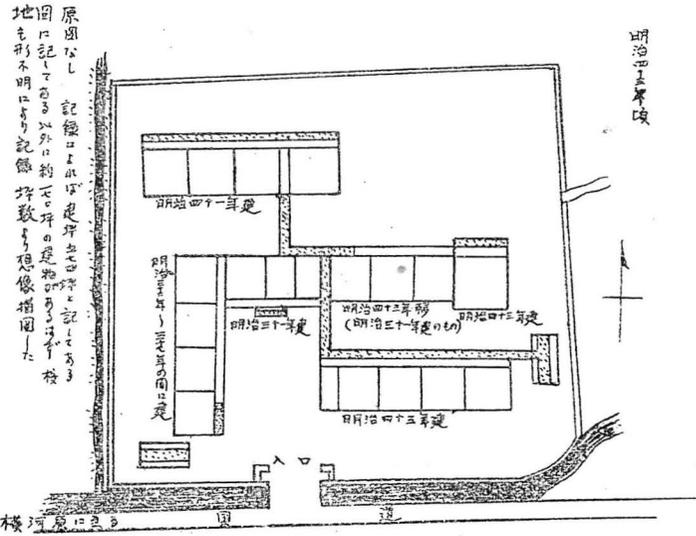
五、教育に有効と認められる社會活動に児童が參加するように指導する

普 遍 二 ……児童必携……

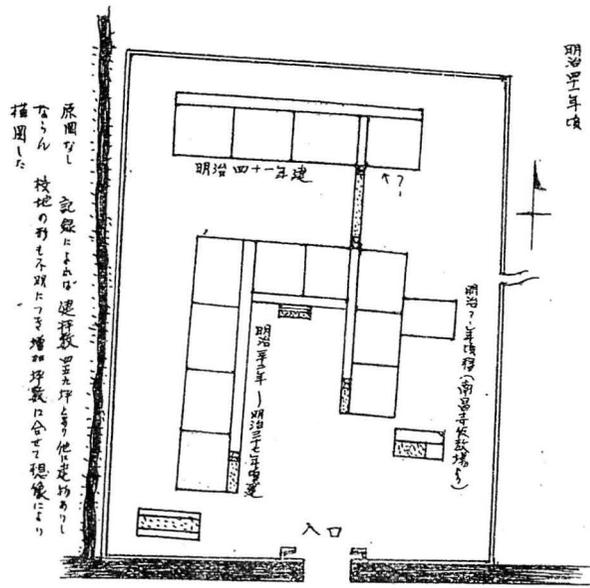
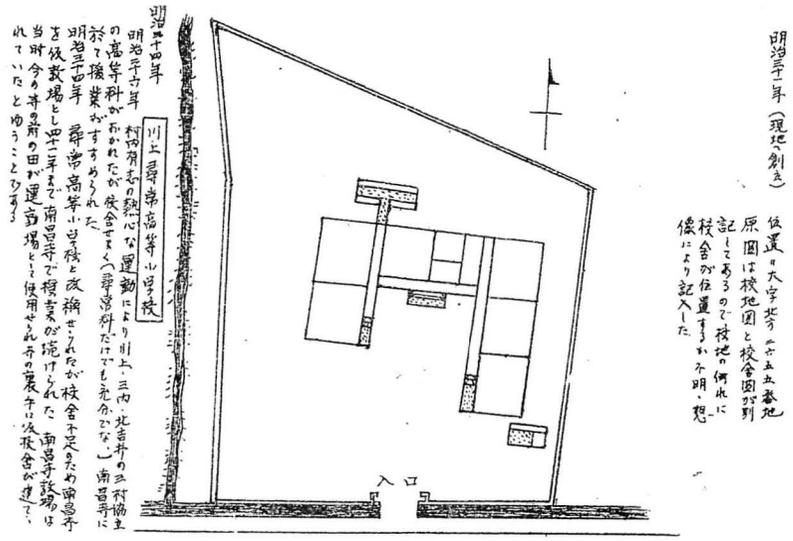
よい子になりましょう

- 一、自分からすすんで勉強しましょう
○さしずがなくても自分で勉強のけいかくをたてましょう
○自分の勉強は発表ができるようまじめとめてどしどし発表いたしましょう
○人のしたこといつたことを本氣で考えましょう
○正しいと思うことはげんきにつづけてゆきましょう
○仕事はさいごまでやりぬきましょう
- 二、上手なくらし方を工夫いたしましょう
○自分のまわりのものはみんな勉強のざいりようにいたしましょう
○自分の勉強したことは必ず残しておきましょう
○自分のしたこといつたことはふりかえてみましょう
○何事でもするまえによくけいかくをたてましょう
○物事のすじみちともののあるわけをふかく考えましょう
- 三、みんなとたのしい生活をいたしましょう
○みんなでいろいろなきまきをよく守りあいましょう
○人のためになることをいたしましょう
○みんながたすけあつてくらしましょう
○すべての物を大切に上手につかきましょう
○人はだれも人として同じにそんけいしてみんな仲よしになりましょう
- 四、美しい心の持主になりましょう
○身のまわりはいつもきれいにいたしましょう
○みんなによるこんでもらえるようにことばと行に氣をつけましょう

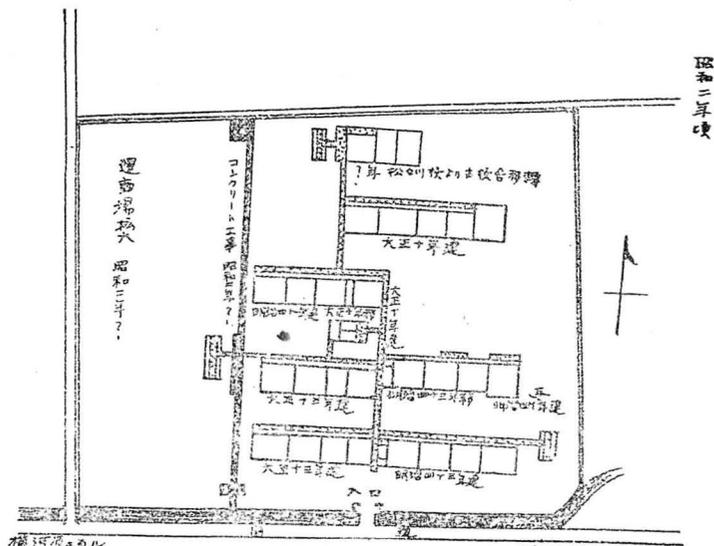
川上小學校校舍變遷圖 (3)



川上小學校校舍變遷圖 (2)

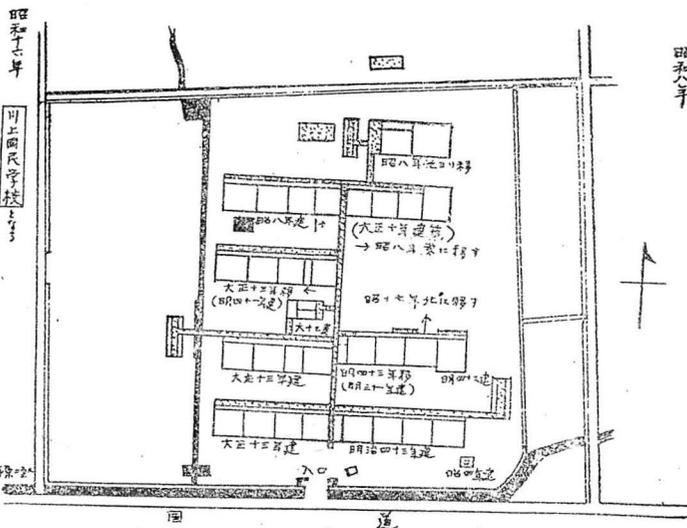


川上小學校校舍變遷圖 (4)



昭和三年

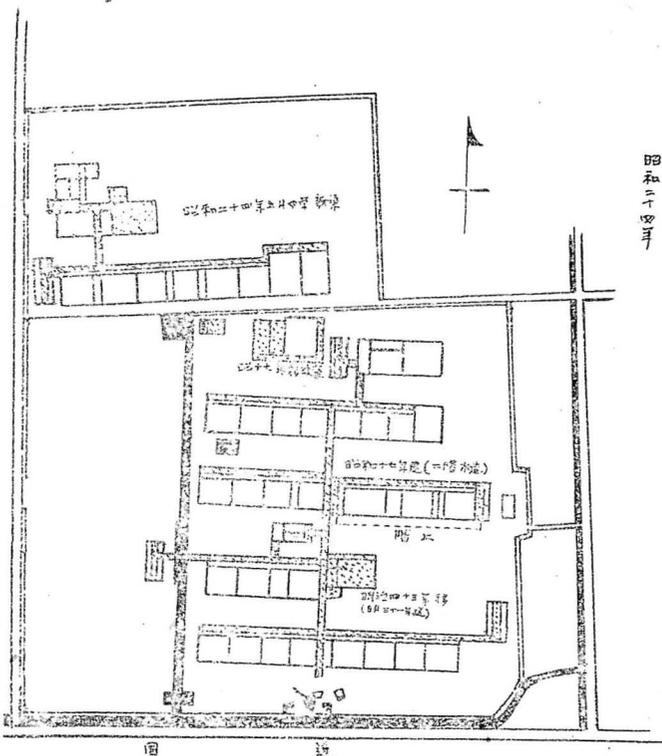
橋河原



昭和七年

橋河原

川上小學校校舍變遷圖 (5)



昭和十四年

川上小學校
↓
中學校舎跡

青年教育と中學校教育

○若連中の姿

起原は詳かではないが、本村には維新前より維新後にわたり、若連中と稱して其の村、又は大字在住青年にして、満十六才より二十四才まで（所により多少年齢を異にしていたらしい）の無配偶者をもつて、組織した一団体があつたこれらの団体は、消防、水防、神社佛閣の祭禮の世話、獅子舞、御通夜、神輿渡行等の任に當り、潜勢力あり意氣旺んで、責任感強くもめごと等あつた場合、引き受け責任をもつてこれ等の解決をなし、青年の面目をよく發揮していたしかし一面又悪習慣により、無善の徒を苦しめたり、甚だしきに至つては、村治の上にも悪影響を及ぼすようなこともあつた。

娯樂としては、柔道、剣道、力持、圍碁、盆踊獅子舞、芝居等をやり、武道の如きは當時道場のようなものがないので、農家の納屋を其の道場として鍛錬をしていた。

◎青年教化団体の生いたち及びうつりかわり

①若連中講座開催

久米郡北方村に於ては、北方村戸長役場内に、不定時に附近篤學の青年を集めて講座を開いた。當時本講に参加するもの十五、六名、明治末期より大正時代にかけて本村有爲の人材は多くはこの連衆中の人であつた。當時の指導者は本村出身の

金子本太郎先生であつた。

②有爲青年會

創立明治二十六年、事務所松木喜一郎氏宅。會員の區域は本村のみならず、東温一圓をもつて組織したようである。事業としては剣道、演説會、社會教育（幻燈器を講入して、村内ならびに近村を巡回しこの集會を利用して映畫教育による外、公民教育に關する講座を實施）讀書、珠算、市町村制、民法の研究等を行つた。會員は、眞鍮製板の櫻花を形どつたものに、有爲青年會と刻字した會員章を胸につけ、夜間外出する時は、本校特殊の校章のついた提燈を携行し、會員たることを業に明示し、自から言行を慎み、自重自尊衆人の模範となることにとめた。

③學友會

本會は創立、經過共に明らかでなく、明治二、三十年代に、創設された青年修養機關の一つであつたようである。明治三十六年八月有爲青年會に併合された。

④大字南方夜學會

創立明治二十六年、板戸にあつた舊殿倉を利用、指導者小學校長小原林治氏、指導者轉任のため翌年廢止。

⑤南昌寺住職の青年指導

南昌寺住職正岡宗圓氏は、明治二、三十年代自から進んで青年指導に當り、竹之鼻、八幡、道向など附近の篤學の青年を集めて講讀、作業（夜業）等を行い効果偉大なるものがあつた。

⑥青年クラブ

創立明治三十一年、藤井繁太郎氏私宅利用。事業として珠算、講讀、民法の研究等を行つた。區域は別に定めず主として醫王寺、西之側附近の篤學の青年を以つて組織していた。

以上は本村青年の間に於ける教化團體の初めであつて、其の後明治三十年代になつてからは、あいついで各所に青年夜學會なるものが誕生した。これ等の夜學會が當時の青年にとつて唯一の修養場所であつた。北方では醫王寺、中村庵、南方では天王様舞殿、曲里庵、菅完賢氏宅、天神様拜殿吉久では長泉寺、町では地藏堂、吉屋家（大宮神社東）松瀬川では三津山岩吉氏土藏をそれぞれ夜學會の集場所としていた。

次いでこれと相前後して、明治三十二年には、實業學校令の制定を見、更に三十五年には實業補習學校規定が發布せられた。このようにして青年教育に對する世論もだん／＼たかまつていつた。

本村に於いても、青年教育に對する重要性にかんがみ、明治四十一年二月名越座に於いて、青年團創立發會式を開き、ここに本村青年團の誕生をみるに至つた。次いで北方、南方、松瀬川、町、吉久、奥松瀬川にそれぞれ分團が創立され、これから後は各々分團單位で補習教育（當時夜學會）が行われるようになった。其の後大正二年九月八日川上農業補習學校が創立せられ小學校内に本校を置き、第一分教場（松瀬川前分）第二分教場（大字南方）第三分教場（大字北方）奥松瀬川補習學校の開設を見るに至つた。次いで大正十年に至り奥松瀬川を除いて、全村農業補習學校が川上校に統一され、充實した青年教育がほどこされるようになった。其の後十二年には女子部が置かれ、一段と補習學校教育の進展を見るようになった。その後のことは次の表によつて大要を記しておく。

年號	學校變遷	沿革	教育豫算	生徒數	管理者	校長
明治三二		實業學校令制定				
〃三三						
〃三四						
〃三五		實業補習學校規定發布				
〃三六						
〃三七						
〃三九						
〃四〇						
〃四一					松木喜一	
〃四二	夜學校	南方、吉久、北方に開設	南 三、〇〇〇 吉 一〇、〇〇〇 北 三、〇〇〇			兼 重松太郎
〃四三		町、松瀬川、奥松瀬川に開設	奥前町 一三、〇〇〇 〃 一三、〇〇〇 〃 一三、〇〇〇			

ク二四	校舎新築(本館及八教室)落成式舉行、ホームルーム制採用。 圖書館設立、子供農業協同組合設立。 P.T.A創立。校庭に植樹(P.T.A)	四七、六八	四六	ク	渡部 涉
ク二五	運動場擴張 放送施設寄贈(P.T.A)	四七、四八	四九	ク	ク

松瀬川校の教育

一、學制以前の教育

松瀬川に於ける藩政時代の庶民教育については殆んど資料もなく僅かに古老の語り傳えるところを綜合してその概貌の一端を察知し得る程度である

◆寺小屋(手習師匠)

時代……不詳 所在……松瀬川字中村 師匠……慈眼(ある者は次源に作る)和尚(僧侶) 後花山瀧右工門(組頭)

○科目……讀、書、算(讀本ほのぎつくし、村づけ、郡づけ、國づくし、名がしら。商讀往來、消息往來の類)

尙ほ三軒屋會堂西南の舊道の傍に一基の碑がある。碑面には正面に「鈍齋先生」側面に「通稱清水源左衛門信美」「休足堂門人建立」とあるも他に碑文らしきものも見當らずその如何なる人であるかは全く不名である。

二、小學校

(一)沿 草

○創立 沿革誌よると創立明治七年七月とあるも他に何らの記録もなく校名も明かでない

傳える所によると三軒屋渡部國惠氏宅東附近に近本某という人あり自宅に於て少數の生徒を教授していたと言はれる。しかしそれが果して明治初年の新學制による小學校であつたか又私塾であつたかは詳かでない。

松翠校 設立並に廢止二十一、二年頃 位置―現左の松瀬川小學校の東篠森谷三氏宅の位置

松瀬川尋常小學校

明治二十一年 松瀬川尋常小學校公設となる。位置―檜皮、校區―松瀬川奥分一圓

明治二十五年十月 川上尋常高等小學校へ高等科生を委託 校舎新築 位置―檜皮(現在の位置)

明治二十五年まで民屋を以て假校舎に充つ明治二十六年夏火災のために校舎焼失一時他の民家にて教授

明治二十七年十二月一日 「教育ニ關スル勅語」拜戴

明治三十三年三月十五日 明治天皇、昭憲皇太后兩陛下御眞影拜戴

明治三十四年 月 日 裁縫室副築

明治三十五年八月 日 運動場擴張

明治四十二年十二月六日 校舎副築 二階建(階上、階上各一〇室―現存)

大正六年十月十一日 大正天皇 皇太后兩陛下御眞影拜戴

大正八年五月十四日 教員住宅落成

同年十月十日 運動場一部擴張

松瀬川尋常高等小學校

大正九年四月一日 高等科併置 松瀬川尋常高等小學校と改稱

同年同月同日 高等科生の川上校委託を解く

大正十年一月二十六日 上組教員住宅業稚蠶飼育場落成

大正十五年四月一日 高等科生の通學區域を撤廢(後復舊)

昭和三年十月九日 今上天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴

昭和四年十月一日 校舎改築竣工 昭和四年七月三十日起工同年十月一日竣工同年十月三十一日落成式舉行

昭和六年一月十二日 今上天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴

同年二月二十日 今上天皇、皇后兩陛下御眞影拜戴

昭和十五年二月十一日 奉安殿竣工式舉行(昭和十五年二月五日工事完了)

松瀬川國民學校

昭和十六年四月一日 國民學校令施行に伴い校名變更松瀬川國民學校という

昭和十六年八月―九月 校庭擴張並に西側土疊築造

昭和二十一年一月七日 明治天皇、昭憲皇太后、大正天皇、皇太后、今上天皇、皇后各兩陛下の御眞影奉還

昭和二十一年七月 奉安殿撤去

川上村立松瀬川小學校

昭和二十二年四月一日 學校教育法施行に伴い校名改稱 六、三制實施

昭和二十三年三月三十一日 青年學校廢止
四、松瀬川中學校

昭和二十二年四月一日改正憲法に規定する教育機會等の主旨徹底と國民の文化水準の向上を圖り平和的文化國家の根基に培うために義務教育年限を延長し小學校六年中學校三年のいわゆる六、三制の實施となり修業年限三ヶ年の中學校を置き従來の高等小學校及青年學校は廢された。本村に於ても同日より全村一圓を校區とする川上中學校が開設せられたことは川上中學校の項で述べた通りである。
其の後奥松瀬川校區は其の地理的位置の關係上生徒の通學の上に多大の不便があり延いてはその修學の上にも一方ならぬ支障と困難が痛感せられるに至り子弟を思ふ父兄の切々の情は終に關係當局を動かし昭和二十三年 月松瀬川中學校設立の認可を得昭和二十四年四月十一日開校のはこびとなつたものである。
松瀬川中學校

昭和二十三年四月十一日 松瀬川中學校設立認可
昭和二十三年十二月十五日 校舍新築起工式舉行
昭和二十四年四月六日 校舍完成
昭和二十四年四月十一日 開校式並に入學式舉行 ○生徒數男二八 女二九 計五七 ○學級數三 ○教員數六
昭和二十四年四月十八日 中學校運動場新設に付着工
同年四月三十日 運動場完成
同年五月十六日 校舍竣工式舉行
昭和二十五年四月二日 校舍周圍排水溝工事完了
同年四月八日 三内村(土谷相出谷)より生徒委託さる 一七名 男一 女一六
○昭和二十五年四月 ○生徒數 男三二 女四三 計七五 ○學級數三 ○教員數五

(六) 宗 教

宗教は大部分、習慣的に信仰している。神社は昔からの氏子を持ち、佛教は檀家があつてそれにしたがっている。其の他の宗教は、信者が川上村だけでなく、三内、川上、北吉井、南吉井、その他各地から集つて、川上の教會がその中心となつてい

社寺教會名	備 考	信 徒 戸 數	社 寺 教 會 名	備 考	信 徒 戸 數
川上神社		一五〇戸	應 觀 寺	眞 言 宗	一五五戸
森正八幡神社		八五戸	上 福 寺	眞 言 宗	二六二戸
熊野神社		八二戸	長 泉 寺	臨 濟 宗	二八戸
三島神社		四〇戸	大 興 寺	臨 濟 宗	六二戸
揚 神 社		三五戸	南 昌 寺	臨 濟 宗	四五戸
吉井神社		七五戸	キリスト教川上教會		四〇戸
岡之坊(觀音寺)	眞 言 宗	九五戸	金光教川上教會	信徒數は他村を含む	一五〇〇人
醫 王 寺	眞 言 宗	一一〇戸	天理教川上教會	同	一〇〇〇人

(昭和二十二年調)

神社や佛閣も時代の執政者によつて左右されるもので、神社號帳に次のような記事が見えている。
「前略」以上神社者 當國惣領主 河野家除邑之際 天正十八年十一月大革命之爲 神佛領田ヲ歿收 諸堂社廢合 今千七百八十三社 伊豫國全部之内ニ列所也 淺野、福島、増田、戸田、御奉行所ヨリ、栗野、池田、加藤兩家、脇坂、伊達、蒲生、松平、一柳ノ諸家ニ引渡ス寺社帳附之内 松山領内十五萬石抜記
『慶長二年改、寛永四年改、同十三年改、貞享三年改、正徳六年改』等とあつて、昔から度々改められたようである。また、天明年中編の北方村社堂庵手鑑帳によると、北方村のみにても、相當數の神佛がまつられていた事がわかる。
其の後、明治四十一年二月十日に、神社合祀に關する規程の發布があつて、無格社は、村社以上の社格ある宮え合併し、その他、村内各所に散在する小祠、末社、等悉く、鎮守境内に遷して、統一維持する方法を講ずるようになった。
村内の各神社

川上神社 大字南方、字川上

一、祭神、宇迦之御魂神 伊弉册尊 瓊々杵尊 稚産靈命 猿田彦神

一、境内神社

荒神社……大物主命 日廼安良魂命

秋葉神社……軻遇突知命 彌郡波能賣命

一、由緒、往古、北方古宮にあつた当社を、應永三十四年、河野通久公の御心願によつて、現在のところへ御造營奉遷した。其の後、社佛廢合の時合祀して、川上大宮五社大明神と號するようになった。合わされた五社とは、來名戸宮。豊受宮、饒田宮、倉稻魂宮、浮橋宮である。この宮郷社に列して、北方、南方、松瀬川下分の大氏宮で、後縣社に昇格、川上神社と改められた。(御昇格年は昭和十九年五月十七日指令)

一、川上神社所藏古文書

◎社頭極めの古文書寫

御屋形様之御意にまかせ刑部大夫に申付候

一、東はかさが谷さやを、かぎる、同土屋、なめ川、舟のさやを、かぎる

一、同方かさがたには、ちはらの、さぎの、おちやいを、かぎる

一、同方うすざかは、さゝのたにを、かぎる

一、同方ませ川は、さう谷を、かぎる

一、南はゆうちのたうを、かぎる、同浮穴の郡内

一、同方ひつじさる權現を、かぎる吉久郷の内

一、西は八幡の御山を、かぎる、

一、北は三ぼうがただをかぎる、同ふくみをかぎる、

右御意之旨にまかせ河上刑部大夫に申付處實也、若於後日違亂之輩

あらば堅く御成敗あるべき之狀仍爲後日如件

善 通 觀 (花 押)

應永四年丁未卯月日

上記古文書は應永四年に、伊豫國、々守、河野通之公が、川上神社の社領を定められた時神主、野口刑部大夫に下附された文書であつて「社領極めの古文書」と呼ばれるものであります。文中「御屋形様」とあるは、河野通之公であることが、河野家の家譜によつて、知られます。

◎社殿御造營の古文書寫

當社御造營之事爲

河野通久御願事終候既上棟時節野

口刑部大夫參詣仕御神樂致丹誠間

神妙也於向後加様之時者社參仕御

請可申者也仍爲後代之狀如件

應永卅四年丁未卯月七日

修理行事菅原季衡(花押)

大觀進躰松院昌禪(花押)

上記古文書は、伊豫國、國守、河野通久公が心願により、川上神社を北方古宮の地から、現在の地へ遷し、應永三十四年に造營せられた時、神主野口刑部大夫に下附された文書です。

◎嚴島先達仰付の古文書寫

嚴島先達之事

通宗可仕判形之旨事如件

天文貳年三月十三日

通 村 (花押)

河上之源三郎大夫

上記古文書は、河野通村公が、天文二年、川上神社神主、野口源三郎大夫に下附せられた文書であつて、文意は、「嚴島先達の事は曩に通宗公が命じた先例の通り心得よ」との意であつて、文中「嚴島」とあるは、安藝の嚴島神社を言ひ「先達」というは、河野國主が恒例により嚴島神社へ社參の時、先着して居つて、河野公が拜禮せらるゝ時、玉串を奉る役を言つたのであります。此の事は、寶曆八年に神社から幕府へ差出した書類の控えが神社に現存して居て明らかであります。以上三通の古文書は、古來「河野家古

文書」と稱し、川上神社の重寶であります。

かやうに國主河野家から、特殊な取扱ひを蒙つたのは、當社を河野家の御祈願所と定められ、殊の外その崇敬が厚かつたからであります。この古文書は寶曆以來、昭和に至るまで、左記の通り閲覽に供しており、殊に重野安禪先生(号成齋)がその著書に掲載せられてから、古文書研究家の間に、普く知られる事になりました。 閲覽者左の通り

寶曆八年 江戸幕府寺社奉行所

寛政九年 松山藩主松平隠岐守定國公

寛政十年 京都神祇管領

○治二十一年 文部省修史局長重野安禪先生
昭和十七年 内務省神祇院老證課
川上神社所藏口宣案寫

上郷 河野中納言
慶安三年八月十七日 宣旨
藤原盛長
宣任武藏大掾
藏人頭右大辯 藤原俊廣奉

上郷 廣橋中納言
寛政十年十月二十五日宣旨
藤原盛芳
宣叙從五位下
藏人頭左大辯藤原均光奉

上郷 廣橋中納言
寛政十年十月二十六日宣旨
從五位下藤原盛芳
宣任攝津守
藏人頭左大辯藤原均光奉

この口宣案というは、勅命により叙任官をした時、拜載したものであります。

五柱神社 大字松瀬川

一、祭神 武甕槌命 經津主命 大己貴命 市杵島姬命 猿田彦神

一、由緒 當社は以前、大元宮と稱し、武甕槌命、經津主命を祭り、壽永年間、河野氏社殿を改築、別當上福寺を置いてから得能氏、村上氏等も深く崇敬した。元弘三年河野伊豫守神領百貫の地を寄進し、應永元年、河野通能心願によつて社殿を繕治する、天正十八年當社を大己貴命、市杵島姬命、猿田彦神を合祀して奥大明神と號した。寛永十六年社殿を改造する、本願者長尊院とある。寶曆九年社殿を再建して五柱大明神と改稱した。後明治初年に五柱神社と改稱、村社に列格、明治四十年神饌幣帛料を供進する神社に指定され、昭和二十年十二月十五日の神社指令によつて現在に至る。

一の宮三島神社 大字北方字海上

一、祭神 大山積命

一、由緒 往古から大三島大山積命を勧請する所で、河野の一族、和田通俊は深く尊崇した。延暦二十三年二月、分郷して野々口郷を置いてからこの地方の尊崇殊に厚く、天正後、社殿屢々災害にかゝりしが、渡部、堀池、木原、和田、大西、有岡の諸族等、地方民衆と相計りて維持する。社前の常夜燈は當村最古のもので、元和二年正月建立、壹對ありて北分は組中、南分は村内とある。

揚神社 大字北方字揚

一、祭神 武速須佐之男尊

一、由緒 當社元揚神社と唱え、また揚天王社とも稱し、伊豫國中、揚社五所の一に加うるの古社である。天平七年九月、再建立、棟札神田附とある外に傳記なく、由緒不明なるも、天皇荒木の宮跡なりとも、また、境内に古墳があるとも申傳えられてゐる。

森正八幡神社 大字南方八幡

一、祭神 譽田別命 足仲彦命 息長足姫命

一、由緒 延長元年八月十五日、伊豫守越智息方、筑紫宇佐宮から勧請し、社殿を建營して正八幡宮と號す。其後延久三年八月、河野親經再建、神鏡を寄進する。慶長十七年八月、國守加藤嘉明修理をなし、附田六反五畝十五歩を有していた、慶長二年九月本殿を改築、明治十五年十月村社に昇格、明治四十年七月、神饌幣帛料を供進することを得る神社に指定せらる昭和の農地改革によつて社田はなくなつた。

吉井神社 大字吉久 字宮の西

一、祭神 速玉男神、事解男神、高靈神

一、由緒 當社は應永二年紀ノ國熊野から勧請したもので、この社は今の社地より南方山麓の瀧の傍に建立し、横瀧権現と稱し、祈雨神として人々の崇敬が深かつた。其後戒能備前守の將、吉井主水介、此地に居住するにあたり尊崇厚く、現在の社地に社殿を建立して神靈を移し奉り神田若干を寄進した。明治二年郷名を取つて吉井神社と改め現在に至る。

熊野神社 大字南方 字竹の鼻

一、祭神 速玉男命、伊弉諾命、事解男命

一、由緒 應永二年九月十七日、南方莊屋高須賀堯倫、紀州熊野神社から之を勧請して産土神とする。爾後村人の尊崇厚く、熊野神社と號す。
神社誌曰く
應永二年九月十七日、地方豪族高須賀堯倫、紀州熊野神社の分靈を南方村竹の鼻に祀る、明治四年他え合祀されしも、舊氏子七十余戸の請願に依り復舊再興す。

高誌曰く

應永年中高須賀堯倫、河野家に仕え、南方莊屋を命ぜられ、又、堯倫熊野權現を勧請して産土神とす。

浮島神社の社誌に曰く

熊野權現は應永二年九月十七日、紀州熊野より勸請の由緒ありて、一方は高木山に在り、一方は上福寺に在り、之を以つて熊野三所權現と號す。

南方村舊帳中神社に關するもの拔萃

○渡御祭禮 八月二十六日

一、産宮稻荷五社大明神、神主、野口因幡、社號帳付、産子、南方村、久米郡北方村、松瀬川村下分

境内、一、荒神小社

○渡御祭禮 八月十九日

一、正八幡宮、神主、野口筑前守 社號帳付

境内、一、若宮小社

○九月十七日

一、熊野權現、熊野神社。預り神主、野口因幡。社號帳付

境内、一、若宮小社

○川上祭禮 九月二十四日

一、天神宮、社人、野口因幡、社號帳付

○板戸祭禮 六月七日

一、祇園牛頭天王、板戸境内末社、預り神主、野口豊前、社號帳付

○一ノ宮祭禮 八月二十八日

一、市ノ王子、一ノ宮神社、領り社人、右同人、社號帳付

○高木祭禮 九月十二日

一、熊野權現、高木神社、預社人、右同人

○山之神祭禮 九月九日

一、山之神、境内末社、預社人、右同人

○松之本

一、荒神小社

○森

一、夷子宮

○川上

一、祝神小社

○曲り

一、荒神小社

佛閣

菅谷山、醫王寺、大字北方、字寶泉

一、本尊、藥師如來 一、宗派、古義眞言宗 一、本山、高野山金剛峰寺 一、開山、行基菩薩

一、由緒 大寶二年僧行基の開山にして、醫王山寶樹院と號す。神龜三年、聖武帝の詔りにて官寺となり、大寶坊と稱し。六

十二坊を司る大寺となつて、天長地久を祈る。大同二年僧空海來寺金錫を留む。河野親清以來故々として禰考の遺烈を迫ひ

箕弓の功業を勸す。延久三年源頼義堂宇を再建する。尙、「河野家再建」「松平氏之修繕」等の棟札がある。

1 醫王寺棟札

大檀那大梵天王、松山城主松平隱岐守

寛延三庚午年

奉再興醫王善逝堂一字並客殿庫裏遂造營成就

勸進者帝釋天王 大施主 重松彦九郎元淳

北方村 大工 江戸傳右衛門 金右衛門

松山木挽 小右衛門

2 醫王寺棟札の裏文

當國松山城主 御家老

松平定喬公 松平藤左衛門

松平藤五郎

御奉行

山田四郎兵衛

河端藤太夫

郡奉行

筵六左衛門

竹村平八郎

久米郡御代官

増田武太夫

増田武太夫

元ノ手代

松本仙助

拂手代

大莊屋

重松彦九郎

同

一、喜捨物料記録

管五郎左衛門 永沼源五左衛門	關助太夫 三浦正左衛門 三戸新兵衛 在江戸 松永庄兵衛
-------------------	---

野瀬園右衛門
條田武兵衛

山本勘右衛門
林嘉不太

目崎五左衛門 改庄屋 高須賀與次右衛門 日瀬里邑 安右衛門

- 一、米六拾俵 北方村中 重松彦九郎
 - 一、米五俵 山ノ内村中 山内金右衛門
 - 一、五俵 則ノ内村中 宇和政右衛門
 - 一、三俵 西岡村中 高須賀與次右衛門
 - 一、五俵 南方村中
 - 一、一俵 高須賀安右衛門
 - 一、三俵 松瀬川村中 玉井武平次
 - 一、三俵 樋口村中 高須賀嘉右門
 - 一、四俵 志津川村中 會根久五右衛門
 - 一、二俵 井内村中 戒能與三右衛門
 - 一、二俵 元淨
 - 一、二斗 北方村組頭半右衛門
- 其他組頭の名がある。
- 菅谷山、岡之坊、大字北方、字寶泉
 - 一、本尊 觀世菩薩 一、宗派古義真言宗 一、本山高野山 一、開山權大僧都、長傳附關梨
 - 一、由緒 慶長十六年の開山にして、天明年中の北方社堂手鑑帳には、醫王寺の末寺と傳えている。
 - 北斗山 上福寺、大字松瀬川、字小松
 - 一、本尊 釋迦如來 一、宗派、前、法相宗、後、真言宗 一、開山、行基菩薩

一、由緒 愛媛縣温泉郡誌によれば、「上福寺は松瀬川に在り、初め法相宗なりしが、後真言宗に改む、神龜五年八月草創、聖武天皇御宇、國司散位小子王純の建營する所、本尊は、釋迦如來、脇立多門天、不動明王、古伽藍本尊地藏佛なり」とある。

龍雲山、大興寺、大字北方、字旦ノ上

- 一、本尊 聖觀世音菩薩 一、宗派 禪宗 一、本山 妙心寺 一、開山 克仁禪師
- 一、由緒 豫松御領分寺院名稱録によると「建長元年、河野通久建立、克仁禪師開山、通久甥、得能冠者太郎通秀。鐘樓、山門、寺領余戸郷川上庄寄附、嘉吉二年二月、左馬頭通智。伽藍再建、並鎮守堂共、通久、中山十文字城、岩伽羅城、烏ヶ瀨、衣掛、塩ヶ森城主也、浮穴館云云」とある。明治六年焼失、明治二十七年焼失、昭和十七年茅葺を瓦葺に改造大修理をなす。

本有山、南昌寺、大字南方、字竹の鼻

- 一、本尊 如意輪觀世音菩薩 一、宗派 臨濟宗 一、本山 妙心寺 一、開山 南明禪師
- 一、由緒 本院は本有山と號し、寛政五年の開基、古篆慧文歸の創設にして、南明禪師を請して開山とし、逐次面目を改め、明治十五年、第五世伊山和尚に依り再建、今日に至る。第八世、現住職、福積文恭師

西岸山 應觀寺、大字南方、字市場

- 一、本尊 弘法大師 一、宗派 真言宗 一、本山 高野山 金剛峯寺 一、開山 不詳なるも初代僧は、秀譽師
- 一、由緒 寛永十四年、醫王寺、秀譽師、退去せし寺也、と、醫王寺文章に在り、近年再建して今日に至る。

瑞應山、長泉寺、大字吉久

- 一、本尊 十一面觀世音菩薩 一、宗派 禪宗 一、本山 妙心寺 一、開山 大悲圓滿國師
- 一、由緒 本尊の古厨子に「慶雲元年二月造立、天永二年再建し奉る」とあり、僧行基開基にして、大慈圓滿國師開山、延享元年鶯嶽知仁和尙により再建、今日に至る。

南方村舊帳の佛閣に關する記録抜萃

○本寺京都妙心寺

- 一、禪宗、本尊、觀音、本有山南昌寺
- 法地公儀御帳付

- 本寺、久米郡北方村醫王寺
 一、眞言宗、本尊、弘法大師、西岸山、如意輪院應觀寺
 法地公儀御帳付
 境内鎮守小社
 ○京都聖護院末流
 一、本山、方山伏、本尊、庚申、青面山、不動院中山寺
 ○本寺 久米郡北方村、禪宗、大興寺預り
 一、常念寺庵、本尊、地藏、持主、高須賀安右衛門
 公儀御帳付、堂庵帳付
 ○曲り 北方村眞言宗醫王寺預り
 一、地藏庵 本尊、地藏、持主、百姓兵藏、堂庵帳不付
 境内
 一、地藏堂
 ○竹ノ鼻 禪宗南昌寺預り
 一、光堂庵、本尊、阿彌陀、竹ノ鼻組中持、堂庵帳不付
 ○久米郡松瀬川村眞言宗上福寺預り
 一、圓通庵 本尊、觀音、持主、左七郎、堂庵帳不付
 ○川上 眞言宗應觀寺預り
 一、城持房 本尊 毘沙門、川上組中持
 ○森、楠木、久米郡北方村禪宗大興寺預り
 一、福壽軒、本尊、觀音、森組中持 堂庵帳不付
 ○川上 一、閻魔堂 ○川上 一、地藏堂 ○川上 一、阿彌陀堂 ○齊院ノ木 一、地藏堂 ○アイノ川 一、地藏堂
 ○堂向 一、地藏堂 ○中ノ森 一、地藏堂 ○卯ノ日田 一、地藏堂
 其の他の宗教

明治年中からキリスト教、天理教、金光教、黒住教等が布教され、多数の信徒を得ている。特にキリスト教、天理教、金光教は、地方に稀な教會所が村内に設置せられ、教會所を中心に村内は物論、遠く村外まで布教々化が盛んに行われている。キリスト教會所——大字松瀬川横灘(吹上池上)
 天理教々會所——大字北方川上(宮西)
 金光教々會所——大字南方天神 瀧之下橋下)

(七) 民俗

衣食住

村民の衣食住の生活様式は、古くは明治維新、近くは第二次大戦終戦時をそれぞれ境として著しい變化を示したが、こゝには明治維新前後即ち藩政時代と明治維新以後に亘る變遷の實情を探ることとする。

① 衣服

禮服については、明治初年まで男子は鼠小紋の羽織に平袴、女子は白無垢にどんすの帯をしめるに過ぎなかつたが、明治三四年頃苗字を稱することを許されると同時に服装の禁を解かれると、従来禁止されてゐた絹織物も着用する者が増加した。それまでは、晴着にも表は木綿を用い、裏に絹を用いた。この絹は、畑の縁に桑を植え自家で三枚か四枚の箱に蠶を飼ひ手製で造つたものである。

ふだん着及び労働着には、棉花を自家栽培して手織の機織で綿布を得、襦袢及びもゝひきを作つて着用した。明治初年まで男子の髪は幼時は「たぶさ」で十五才で元服し、中剃り、ちよんまげにした。被り物としては労働時防暑或は防雨用に竹皮製の「たくらばち」を被り、普通は手拭の頬被り及び鉢巻きを用いた。なお婦女はよそ行きの被り物として「おこそづきん」を用いた。

履物については、藩政時代には桐下駄の使用を禁じられ、焼き杉にクリハナフ、の下駄をはき労働には足中(藁草履)をはいた雨傘は白無地のもの限り使用を許され蛇の目は百姓町人には許されなかつた。これらの制約は禮服の場合と同様にいづれも明治初年以後撤廢された。

(2) 食制

主食について見ると、平常食には麥を主とし僅かに米を混用し、その割合は麥九、米一であつた。凶作時には大豆、粟、そばを植えて食し、たかきびの粉、そば粉をくづ米の粉と混じて、ひき餅を作り代用食とし或は主食の補いとした。長く保存するためこれを切り餅やあられにもした。また雑穀粉と米粉とを混じた團子を作り、汁に入れて食し、主食の補いとした。小表粉團子も用いられた。

酒は明治初年まで下ブ酒が公然と作られたが、酒造税法の制定と共に造酒は免許制となり、酒屋が繁昌した。

漬物は現在も變らず大根漬（澤庵漬）、なつば漬、味噌漬を食せられた。汁の特色あるものとしては、醤油の滓や、ひしほが汁として食せられた。

明治初年まで獸肉を食することがなかつたが但し猪肉だけは藥用の意味で食した。すし、もぶり飯、たきごみ等今だに變りなく行われている。

明治以後、主食に用いる米の混用率が漸次増大し、麥七、米三となり、半麥半米となつたが純米飯を食することは稀であつた。食器について見ると、安政年間から明治十七年頃まで、三軒屋に陶器製造場があり、「三軒屋焼」を作り地元を販路としてゐた。これは厚みの厚いのが特色で藍色のものが多かつた。このほか苔谷、池の奥にも製陶の「かま」が二つあつたがその年代不詳である。

食事の際に箱膳を用いたことは人のよく知るところである。

臼には四脚のやぐら式（移動臼）及び地臼（固定臼）の兩者が用いられた。

食事の回数、農繁期のみ朝晝お茶及び夕食の四食を喫し、普通は三回であつたことは現在も變りない。

年中行事と食事との關係については、達く藩政時代の風習の大部分が現在まで傳つており、われ／＼は今日の習慣から祖先のそれを偲ぶことができる。

正月三日間は米飯で毎朝雜煮を食し、七日正月にはナヅナ草を雜煮に入れて煮き、十五日正月には新たに餅をついた。雖節句のヒン餅、すし、酒、端午の節句のカシワ餅。盆には、そうめんの贈答が行われた。舊曆八月一日の、たのも節句には「たのも團子」を作り食したがこれは明治末年まで行われた。

氏神の大祭の秋祭には餅、すし、酒肴が食せられ、大晦日にはつもごりそばが食せられてゐる。

⑧ 住 居

屋敷のとり方についてみると、藩政時代から水害を顧慮して大部分の家屋が北方の高地に敷地を求め、周圍に樹木を植え、

裏には竹藪を造り風を防いだ。舊道筋に家屋が比較的密集してゐたが、明治三十年以後、新國道の開通に伴い、漸次南方の平地に家屋が増加した。富豪は土へいをめぐらしたが、徳川末期まで門は大年寄役、庄屋等の格式をもつ者以外はその築造を許されず、また屋根の瓦葺きも禁ぜられ、一般家屋の様式は母屋、納屋、土藏等いづれも藁葺きまたは茅の類を以て葺き登り、平屋建であつた。農家は普通南向きで間口七、八間、奥行四間位とし半分は庭で、上り間、茶の間があり、ゐろりを切つた。庭の奥にカマドがあつた。

明治以前には、天井は貧農はコモ天井とし中農以上になると板天井を張つた。

火器は明治十年頃までは火打石及びつけ木を用い、爾後漸次マッチが用いられた。燃料としては、松や雜木の柴をたき炊事採暖をなした。木炭使用については年代不詳である。

照明用具として、獨台ろうそく、行燈（種油）が用いられた。

建築用材としては、一般に松、杉その他雜木が用いられ、檜や樺は使用を禁じられた。明治時代まで、建築に鬼門金神、廻り金神を避けることが行われ、また吉日を選んで建てることが行われた。

祖先の祭祀

私等の祖先は往古から今日まで數へてみると何百代にもなることであらう。

けれども一般に開けておらなかつた時代には、死者を葬るにも、一定の墓地と云ふものがなく其の時其の方角を（うらない）して、それぞれの地に之を埋めその追善供養の様な事も亦極めて單純で、四十九日を過ぎると、その位牌は、川に流して棄てたといはれている。

今村内の寺院や舊家について調べてみると、藩政時代より以前の位牌や石塔等（大興寺東方の山に、文明、明應の年號がある石塔が最古のものであらう）は殆んど存在しているものが見當らない。しかし戦國時代若しくは、それ以前に、佛教の盛に行はれていた事は、現存している寺院又は部落に残つてゐる寺や庵跡といはれているものに依つて、之を推量することが出来る。今其の一、二のものをあげると

松瀬川中村の長福寺跡

巨樹（いちよう）あり

北方旦ノ上

信福寺。萬年寺跡

北方寶泉

西法寺

北方中村 時見堂跡

其他各所にみうけられる。その後、時代の指導者によつて、一般に佛教を信仰し、その盛衰はあつたが、徳川時代初期頃から、やうやく世の中が治まると共に、人民も生業に安んじ従つて墓地の一定區畫もでき、埋葬も丁寧に行されるやうになり、佛壇を設けて、位牌を安置し、石塔を建立する者が多くなつた。村内の各寺院や各家の位牌を調べてみると左の年號がある。

天文、慶長、寛永、寛文、延寶、貞享、元祿、正徳、享保、元文、延享、寶曆、明和、安永、天明、寛政、享和、文化、文政、天保、弘化、嘉永、安政、萬延、文久、元治、慶應、明治等

徳川時代か死者に對する法要はねんごろに行はれるようになり、初七日、二た七日、三七日と七日目毎に三十五日間又は四十九日間は特別なまつりをした。又その間は毎日新しい墓へ詣でて菩提をとむらい、其の後は一週忌、三週忌、七週忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌、百五十回忌、二百回忌、三百回忌等を營んだ

新佛に對しては己午正月 新盆(盆燈籠を供養する)新彼岸は特にいねいな祭をする。

一般にも春秋の彼岸 干蘭盆には各家とも墓所を掃除し佛壇を清め供物をして追善供養をし各寺院でも 法會や施餓鬼が行はれるやうになつて現在に及んでゐる。

年中行事

年中行事は未開の民族の時代から年々同じ暦時がくれば同じ様式の慣習的な營みとして繰り返されて來たもので永い間に多少の變遷が行はれている。すべて時季と關係して神佛の信仰に關係し、したがつて神佛に供へる食物に關係して農耕生活と密接なつながりを持つてゐる。

年中行事は年中をくぐる一つの節(フシないしセツ)で曲折点又は折目なのである。此の折目即ち節にあつて神を祭るため靜かに思ひつしんで籠り、神供を設けてこれを人々相共にいたゞく、そういふことを中心に成り立つた行事で傳承されている間に仕事を休んで御馳走が食べられ、たのしく遊べる日として娛樂の日と考へるまになつて來てゐるが本旨を忘れてはならない。

昔特殊なもので麥うらし興行がある。即ち上村源之丞又は吉田傳次郎等のあや繰り人形芝居を迎へて一般に無料で觀せた。其の世話は各部落の役掛はもとより若連中總出でした様である。(其の荷物も百駄に余つたといはれている。)しかし今は興行師に移つてしまつた。

又お招待といつて若連中が四國遍路のためにそれぞれの場所へ出張して金穀を施す行事とした。今尙これは一部に残つて美風をとどめている。

尙念佛組の行事として虫祈禱、初祈禱、大盤若經、荒神講等がある。

新憲法發布後國家の祝日が制定されたので此の祝日を年中行事として盛大ならしめるようにせなければならぬ。年中行事一覽表を附加しておくことにする。

川上村に於ける年中行事表

月	日	年中行事名	主とした行事	食 事	月	日	年中行事名	主とした行事	食 事
一	一日	○元旦(正月)	松竹を立てて正月飾ぞうに餅と神事	七草を入れたぞうに餅	六	五日	しよぶ節句	こいのぼり、しまかしわもち	
	七日	山びらき 七草正月 荒神講(旧正月五九月)			七	二三日	田 休 十七夜(靈王寺) 夏越祭	神参り(やくのけ人形)	かしわもち
	一五日	○成人の日	里歸り		八	二四日	七 夕 お盆 施餓鬼	七夕色業飾 祖先祭	果 物 だんご
	一六日	初祈禱	大盤若經を誦する	豆ぞうに餅	九	二三日	○秋分の日	紙人形飾 祖先祭	だんご、まんじゅう
二	一八日	針供養	ひいらぎ飾と豆まき(正月飾、やなぎ飾)		一〇	一五日	針供養	折針供養 神祭、神輿渡御	
三	二一日	○春分の日	祖先祭	まんじゅう、だんご	一一	三日	○文化の日	いのこつき	餅
	三日	ひな節句	ひな飾、桃の花	ひし餅	一二	三日	○勤勞感謝の日		
四	一五日	揚神祭	神祭	餅		三日	○勤勞感謝の日		
	二九日	○天皇誕生日				三日	○勤勞感謝の日		
五	三日	○憲法記念日				三日	○勤勞感謝の日		
	五日	○子供の日				三日	○勤勞感謝の日		
	八日	おしやか様	花まつり、寺参り	あまちゃ		三日	○勤勞感謝の日		
	四日	母の日				三日	○勤勞感謝の日		

各月一日、一五日を祝う習慣もある ○印は國家祝日

吉久のお吉泉

今から約四五百年の昔、南方吉久の某農家に、歳若くして嫁いで来たお吉という女があつた。封建的な當時の因習の中にあつて、優しく且つ水の如く従順に姑に夫に仕えていた。ところが、意地悪い姑はそれをよい事にして、何かにつけてお吉につらく當るのであつた。薄暗いこの家庭の上にも歳月は一刻の淀みも無く流れ、お吉は早くも二人の子供の母親となり、やがて三人目の子供さえ生まれる様になつた。坊主憎けりや袈裟まで憎い、の言葉通り、お吉の子供をひどく嫌つていた姑は、一日一日と嫌いじめの度を増すので、お吉は止むを得ず里に歸つてお産をすることにした。その後吉久に歸つては来たもの、心晴れる日とて一日も無く、姑の度重なる仕打ちに心は千々に乱れ、遂に堪えかねて死を決し、此の泉に投身自殺をはかつたのである。この事があつてから七年の間、毎年一人づつ女の人が此の泉に引込まれていつた。村人達は確かにお吉さんの仕業だといつて、その泉をお吉泉と呼ぶようになった。今も尚、晩秋のそよ風が靜かにかすめて行く水面には悲運に泣きぬれたお吉の面影が残つているようである。

揚神社の楠の木

北方西之側、揚神社の境内にある楠の木は、今を去る八百年の昔、或る村人がお願ほどけに、その苗木を植えたものだと言ふ事である。暖い日光と慈雨とに依つて、誰にきずつけられることなく、すくすくと育つていつた。そして初夏の頃の美しい若葉は、行き交う人々の眼をうるおうす様になつた。すると、名主の眼にも止まらないはずも無く、何時か一つの御神体を、この楠の木に入れて祠つたのであつた。土地の人々は一人もれ無く、幼少時代を此の楠の木の周囲に送り、楠の木と共に育つていつたのである。ところが、何百年かの間、村人達から愛され親しまれて来た楠の木も、欲張り爺さんには非常に憎まれなければならなかつた。というのは、少し北に伸びた枝や葉が欲張り爺さんの田の上に僅かの日影をつくる爲であつた。爺さんはその附近に田を持つ人達を集めて、楠の木の害になることを力説し、集つた人達も同意したので、遂に木を切ることに決つた。翌朝、手にそれぞれ刃物を携えた老人達は早くから木の下に集つた。一同が集つた頃を見計らつて、欲張り爺さんは、「わしが一番に切る。」と云つて、目の鋭く立つた大鋸をさも得意げに持つて木の下に歩みより、一思いに引き倒さんばかりの勢でさつと引いた。するとその瞬間、爺さんは横腹をおさえてうなり乍らその場にばつたりと倒れてしまつた。居並ぶ人々は何が起つたのが不思議でならなかつた。しばらくして一人の仲間が「神様のおたゞりだ。」と言ひ出したので老人達は斷念するにとにした。然し月日の過ぎゆくに従つて、此の出来事も次第に人々の頭から忘れかけられた頃、一人の樵夫が一もうけをしよ

うと思つて、又切り始めた。すると今度は細い切口からどくどくと鮮血が流れ出し、樵夫は其の場に倒れたまま死んでしまつた。その後は、ずつと今日に至るまで誰一人として切らうとする者も出ず、しまいには木の周圍に玉垣を作つて祠り始めた。今日でも、雨のしとしと降る夕暮には、白狐黒狐が出るという事である。それを近所の人達は、お白さんお黒さんと呼んでいる。尙一説には、大昔、此の楠の木に神様が降りになつて宿られたのだとも傳えられている。

法界門橋

場所は南方天神町、國道が三内村に抜けるところに瀧の下橋がある。その川下に最近新しく架けられた橋が法界門橋なのである。これから述べる傳説などは、何も知らない様子で、自動車や自轉車そして三内村から川上村に出る多くの人々が、下流に展開する佳景を眺めつゝ此の橋を渡つている。今でこそ人家が立ち並び商店街をさなしているが、此の附近一帯は廣大な荒野であつて、原の入口には小さい門があり、晝尚暗き森さえもあつたといふことである。そこを横切つて一筋の路が通じ、川向うに住む人々の川上に出る唯一の交通路となつていた。ところが、夜になると森の中から法界坊が出て来て、日暮の道を急ぐ人々を非常になやました。長い間人々は、誰か法界坊を退治してくれるものは居ないかと願うのみで、誰一人として手出しをするものは無かつた。然し法界坊によつてこうむる害は日毎に増し、他人事ではなくなつた人々は相談をし退治することに話を決つた。さて、誰が行くかという事になると、一座は水を打つた様に靜まり返つて、お互顔を見合わせるのみ。やがあつて、平素靜かな若者が進み出で、「私が行きましょう。」と言つた。一回は意外な感に打たれ、衆目は期せずしてその若者に注がれた。其の眼には、日頃村の者者達に嘲笑されても一言も言わないで引き下る意氣地無しに何が出来るか、という氣持があり、と表われていた。やがてひそひそと話が始まり、中にはあんなものに何が出来るか、と叫ぶ者さえ居た。それかと云つて自分が行こうと云う者は無い。何はともあれ、此の若者によつて、さしもの暴威をふるつた法界坊も退治せられ、多年苦しめられて来た人々は安堵の胸を撫で下したのであつた。その後森の木も切り取り、野原は開墾され、流れるまゝに放置されていた川もせばめられて橋が架けられた。村人達は昔法界坊が出、赤、橋の處に元門があつたと云うので、この橋を法界門橋と呼ぶようになった。

椀貸傳説の塚

川上神社の東北方約二町の處に椀貸傳説のある塚がある。明治三十年頃までは、面積約二畝を占め、大きな樅の木や小笹の密生したおどろろがあつて、晝間でも何かもの淋しい場所であつたが、次第に開墾されて現在では、一畝位にせばめられ、草木も取り除かれて僅かに昔の面影を偲ぶ事が出来る位である。此の塚は物部塚在原塚と叫ばれ、千數百年前のものだと傳えられ

ている。その昔誰でも深夜此の塚に到り、必要なものをお貸し下さいと云つてお願いしておくと、翌朝その品物が塚の上に揃つていたと云うことである。或る時村人の一人が膳椀二十人分をお貸し下さいと云つて借りた。所が一つだけ破損したのをそのまゝ黙つて返したのであつた。其れから後は、その人に對して何も貸さなくなり、遂には、人間に對しては一切貸さなくなつたと云う事である。此の様な傳説のある塚は全國にも處々方々にあつて、昔隣の部落と物々交換をする場所に作られたものと云われている。従つて椀貸傳説のある處は比較的早くから文化の開けた地方であると云う事が出来る。

五輪の塔

北方且之上に五輪の塔と呼ばれるものがある。此處で昔大興寺の和尚が、定に入ると云つて生理めになつたのだと云われている。和尚は穴に入つてから二十日間鈴を鳴らしていた。鈴の音は日毎に弱まりつゝも和尚の死ぬるまで二十日間は日の上一帯に響いていた。附近の人達は和尚の死後、冥福を祈つて此の地に五輪の塔を築いたのだという。

川上村に傳わる迷信

川上村に傳えられている迷信は山間部の特質として數々あるが、その中主なるものを擧げて見ると次の如きものであろうか。尙その中にはいましめの言葉と解されるものも數々あり、迷信の後につけたすことにする。

- 1 下の齒が抜けた時は星根の上に、上の齒が抜けた時は床の下に捨てることと次の齒が早く生える。
- 2 七夕祭の日に稲で目をつくると盲者になる。
- 3 さすり佛をさすると病氣が治る。
- 4 屋敷の中に「ホーズキ」「ピワ」「シユロ」「シキビのハナ」を植えるとその家に死人が出来る。
- 5 烏が家の上空を旋廻するとその家に凶事がある。
- 6 歳の夜の豆を踏むと足の裏に豆が出来る。
- 7 家の中では竹箒は使われない。
- 8 満潮の時に家が焼けるその家は榮える。
- 9 干潮の時に家が焼けると其の家は衰える。
- 10 柿、梅の木から落ちると中風がつくか、又は、三年以内に死ぬ。
- 11 妊娠中の人が火事を見ると生れる子供に「ホヤケ」が出来る。又「タコ」を食べると頭髮が赤くちぎれる。
- 12 盗人の足跡にお灸をすると盗人が足が立たなくなる。

- 13 一般に「サル」と云う事象を嫌う。
- 14 金物を井戸へ落とすと目が悪くなる。
- 15 夜爪をつんではいけない。
- 16 釜の蓋や、お膳の上で物を切ると三ツ口の子が生れる。
- 17 新しい下駄を夜おろすと早く割れる。(夜おろさぬ事)
- 18 茶椀の上に箸を一本置いて箸の轉ばぬようにお茶をのむと「シャツクリ」がなせる。
- 19 蛇に指さしすると指が腐る。
- 20 蜜柑の双子を食べると双生子が生れる。

いましめの言葉

- 1 うそをつくると鬼齒が生える。
- 2 うそをつくると鬼が舌を抜きに来る。
- 3 夜家の中で笛や、口笛などを吹くと盗人が入る。
- 4 御飯を捨てると目がつぶれる。
- 5 夜「カクレゴツコ」をすると魔が引く。
- 6 「カニ」を殺すと勉強が出来なくなる。
- 7 箒を股ぐと箒の子が出来る。
- 8 お正月にけんかをすると一年中けんかをするようになる。
- 9 妊娠中の人が水を杓のみすると口の大きな子が生れる。
- 10 便所に火や、金物を落とすと目が悪くなる。
- 11 雷の鳴る時へそを出していると、へそを取られる。蚊帳の中へ入れ。
- 12 家の中のひき蛙を殺すと火事が起る。

民謡

現在では農事の改良發達に伴つて農業労働も努力も省いて機械化されて來たので労働に伴う俗謡も次第に其跡を絶つ様になつたが舊來から明治の末期大正の初期に至る頃は田植、草取り、糶摺り、麥たゝきを始め、農業労働殊に共同作業には相唱和

して盛んに誦われたので、その爲苦しみを忘れ能率が上つたものであつたが、現今では溜池工事の亀の甲音頭等は、其の面影を殘して居り、古老の人達が知つて居る位のものである。其の俗謡を拾つて見ると左記の様なものが本村では誦はれて居た、之等は「ふし」の付け様で何作業にでも適用出来たものである。

一、田植唄

- 今年豊年穂に穂が咲いて
- 道の小草に木がしげる (田植唄)
- 今年豊年穂に穂が咲いて
- 道の小草に米がなる (田植唄)
- おさんばいの神はなにをきておろした
- みのかさにたつくり
- みかんをそろへておろした (田植唄)
- 私とあなたはやけのゝかすら
- つるはきれても根は切れぬ (田植唄)
- 娘十七八はちようくもとまる
- とまるはずだよ花ぢやもの (田植唄)
- 奥山の草刈ばん子栗に花が咲いたかの
- 咲いたもの咲いたもの奥にやとうから咲いたわの (田植唄)
- お三ばいの神はあらたな神じやの
- 馬かけありて笠をとれとれとの (田植唄)
- お三ばいの神は何置きておろすかの
- みにに笠に田作りにみかんを揃えておろすの (田植唄)
- 土佐は良い國南をうけて
- 立つまあらしがそよそよと (草取唄)
- 花のお江戸のみくらし御門

どこの大工が建てたやら (草取唄)

○かすら長いのはまさきのかすら

花はお江戸の江戸で咲く (草取唄)

○わしとお前は二足のわらじ

共にはいたりはかせたり (草取唄)

○嬉し目出たの若松様は

枝も盛える葉もしげる (草取唄)

○辛棒しなされ五年があいだ

せめてこの子が五つまで (草取唄)

○山田の稲は畦にもたれかゝる

十七八こいしとのにもたれかゝる (草取唄)

二庭唄

○くるりくるりと迫るは

よどのかわせの水事 (麥米搗唄)

○君と別れて松原ゆけば

松の露やら涙やら (麥米搗唄)

○連れて行こうぞや御目さんが出たら

伊豫の金子の御じよもとへ (糶摺唄)

○わたしは加古川本藏の娘

かやさんとはにせの縁 (糶摺唄)

○あすはお立ちかお名残りおしや

春はきなされ花の頃 (糶摺唄)

○奥山で一入米つくあの水車

たれを待つのかくるくと (粉ひき唄)

○はぶの金ざいさんはしらみかのみか
のみほのみでも酒のみじや (地搗唄)

三山 唄

○わしが若い時おだまなかようた
おだの川原で夜が明けた (山行唄)

四業 唄

○たとへ山中三軒家でも
住めば都じや我里じや

嫁になりたや木挽さんの嫁に
仲の良い木をひきわける

アラゴツシンゴツシン (木挽唄)

○馬よ歩けよくつ買うてはかす
歸りやおかゝが豆煮てくわす (馬子うた)

○櫻三里を夜でこす時にや
親はぜひないつまごいし
咲いた櫻にだれか小馬つなぎや

小馬がいさんで花がちる (道申うた)

○旦那大黒かみさん夷子

今度来る子が福の神 (亀つきうた)

○お前百までわしや九十九まで
共にしらがの生えるまで (亀搗うた)

○色は黒てもどんこのようでも
ひなすをいれなわしがとの (亀搗うた)

○思うてかよわば千里も一里

合はず戻らば又千里 (亀搗うた)

○来るかお出るかと濱に出て見たら
濱にや松風吾ばかり (亀搗うた)

○思出しては寫眞をながめ
なぜに寫眞がもの言はぬ (亀搗うた)

○今度来る時もて来ておくれ
うらの小鏡の青梅を (亀搗うた)

○立てばしやくやく、すわればぼたん
歩く姿はゆりの花 (亀搗唄)

○この貸すりさんと迷いの鳥は
どこのち庭でうたらやら (榎摺歌)

○うたえうたえと詰めかけられて
謡は出ませぬ汗が出る (榎摺うた)

○ほれたふりすりやふんだりけたり
まことほれたらころすきか (亀搗うた)

○あなた一人と定めておいて
うわきやその日の出来心 (亀搗うた)

○来いと云うたて行かれた道か
道は四十五里浪の上 (亀搗うた)

○思や苦となる苦はしやくとなる
しやくは病の種となる (亀搗うた)

○お前さんのようなぼたんの花が咲いて
おります来る道に (亀搗うた)

○お前川上わしや川の下

かいてお流し思惑を（亀搦うた）

○お前思いにこれだけやせた

二夜まわりが三夜まわる（亀〇うた）

五 祝 唄

高砂やこのうら舟にほをあげて

波のあはじの松風や

遠くなるをのおきすぎて

早すみのえにつきにけり

四海の波靜かにくもに治る

沖の風杖をならさぬ

みよなやれやあいにあいおいの

松こそめでたけれ（嫁入りうた）

六 遊 び 唄

○お金が来たらくそ麥に米ませて

それにさゝげをうちばらせと（お盆唄）

○夏は木のかげ霜夜にやこたつ

はなれともない主の家（お盆唄）

○色が白いと小雪がほれる

お雪きや太陽が照りや水になる（お盆うた）

七 童 唄

○ねんねんおころりねんねんしな

ぼいやはよい子だねんねしな

山の兎さん何故耳が長いの

小さい時に母さんが

耳をくわえてひつばつた

それでお耳が長いのよ（子守唄）

○ねんねんころりよおころりよ

ぼうやのお守りはどこえいた

あの山越えて里え行た

里の土産に何もろた

でんでんたいこにしようの笛

それをもろうて何にする

ふいたりたゝいたりして遊ぶ（子守うた）

○ねんねん子たつね子やぐらねこ

やぐらの下には子がねとる

いろてはおくれな大事な子

起きたらまま喰う乳のもう

云うてから親には仕事をさしませぬ（女守うた）

○てんてん手毬てん手毬

てんてん手毬に手がそれて

どこからどこまでとんでいた

垣根をこえて屋根越えて

表の通りえ飛んでいた

表の通りは何じやいな

紀洲の殿様お國入り

金紋先箱供ぞろい

おかごのそばにはひげやつこ（手毬うた）

○手まると手まると行きようて

一つの手毬が云うことにや
 姉さん起きて茶々わかせ
 ちやんちやん茶がまに水入れて
 てんてこ寺に参らんか
 てんてこ寺のきじ猫は
 門より外でほろゝうつ
 ほろろであるまい傘であらう
 傘は何傘越後傘
 越後の土産に何もろた
 一に鏡台二に鏡三にさなだの帯もろた
 帯を結んで花おるの
 花おりに花おりに (子守唄)
 ○お手しやみおとしてお皿
 お手ばさみ落してお皿
 おちりんこ落してお皿
 おみんなお皿
 おひどりまいまい鳥お皿
 おゝ分れ中寄下寄
 そろりとお手ついでお皿
 ややちやないやちやない落してお皿
 お手つぶしでんでんまい
 腹が立ちやとんでこい
 おゝ城おゝ城一回お皿
 おゝ石おゝ石石垣こわしてお皿

おゝ袖おゝ袖片袖こわしてお皿
 お手ばさみお手ばさみ
 しかけてたたいてお皿
 おゝすいどなたがおきらい落してお皿
 お一つ屋の大息子お二つ屋の大息子お皿
 おみんなお皿 (お手王うた)
 ○ぜんまいかずわら
 ひよろひよろとかごんだ
 後の人とどなた (鬼きめうた)
 ○げたかくしでしの手
 まな板のねずみが
 ついつめくわえて
 さきのいたもんのかちじや (鬼きめ唄)
 ○Sのこいのこいのこ餅ついて
 祝はん者はおに梅じや梅
 つのはえたじや梅
 一で俵ふまえて
 二でにつこり笑つて
 三で酒つくつて
 四つ世の中よいように
 五ついつものごとくなり
 六つ無病そくさいなり
 七つ何事ないうちに
 八つ屋敷を立てひろめ

九つ小倉をたてならべ
十でとうとうおさめた
この家はんじよせい〜 (この頃)

- 1. 東に高き石槌の
雪のすがたのうるわしく
西よはるかなる小みなどの
はまへの波のしづかなる
2. ときわの松のかけ受けて
流れたへせぬ谷川の
其の名も清き松瀬川の
我がすむ里の目出たさよ
3. うとにあらすだすきかへす
いたづき深くしのびつゝ
4. 農事は國のもとゐぞと
かしこきさとし目にしめて
村のみためをはかりつゝ
女の道をいそしまん
5. そのいそしみはやがてはや
五尺の稲の穂にいでて
咲くや盛りの宮の花
さかえ久しく仰がれん (松瀬川婦人會の歌)

事物の變遷

明治維新の事物の變遷には實に目覺ましいものがある、其の二三の例を擧げて見よう。

1. マッチの變遷

マッチは明治十年頃より使用する者も一部にはあつたが一般は火打石をもつて火花を散らし、これをにくさに移し附木に燃えつかせて火を得ていた。其後ほとんどマッチの使用は一般的となつたが、太平洋戦争末期に於ては火薬の不足から一時火打石附木等が相當使用されておりましたが昭和二十五年の今日ではほとんど使用する者もなくライター等の便利なものも相當數使用する様になつた。

2. 燈火の變遷

燈火としては石油の輸入されて後は種子油の代りにこれを使用しランプを一部使用する様になつたが多くは從來の種子油或は石油を行燈に使用した。しかし其後電氣の發達に伴い川上村にも大正年間に川上電氣會社が創設せられ三内村則之内惠雲の井内川に水力發電所を設置し送電したが水不足、又故障が多かつたのでその後伊豫鐵電と合併し昭和に至り四國配電の所有となり今日に至つてゐる。

3. 交通機關の變遷

古の交通機關に於てその主なものは「かご」によるもの或は馬の背によるものであり此の川上村にも多くの宿屋があり大いに榮えていたが其後馬車、人力車、荷車が發達し又自動車、オートバイ、自動車の輸入發達に伴つてだん〜此の宿屋もなくなり今日は一部その名残を止めているに過ぎない。

川上村民の氣質

川上村民の氣質の長短に就いて考察するに、本村の地勢風土と城下町を西方に持つ道後平野の一角の住民としての生活歴尙又古來からの平安文化の影響等を考察の重要素に入れねばならないものと思ふ。そのような観点からして次の如き事項を擧げる次第である。

川上村民の氣質の長所

1. 濃厚篤實にして人情味豊かである。
風光明媚の自然の下、野に山に又程遠からぬ海に産する産物に富むと共に、城下町の影響も受けて、言語風俗氣質等總て道後平野一般の特色として極めて溫和であり、他人に對してやさしく親切であり人情味豊かな点が先づ擧げられる。就中山間部にある當村の如きは、道後平野一般の以上の如き長所と共に純朴さの見受けられる点もある。
2. 文化を受け入れる素質がある。

豊富な産物は、自然住民の生活を保證していた爲か、又城下町の影響もあつてか能樂、遊藝、茶道、歌舞技、人形芝居等相當盛に行はれたらしく、やはり今もこの文化生活を享受する氣風が學校教育を始め青年教育、果ては成人教育等にも見受けられるのは本村々民の世の文化を受け入れ、文化生活の向上に對するその氣質の現れかと思われるのである。

3. 郷土愛の念強く協同一致の美風がある。
南北に山を控え南は又重信川で他と境された平和郷にあつて、衣食足り温厚にして人情味豊かな村民の間には、自然自分の村を愛し和衷協力郷土自治の美風あるを認めることが出来る。現在農協組の發展振り、就中農協組の貯蓄高が縣下一、二を競う實績を示し、又一方に於いては農地改革の一端として施行されんとしている農地の交換分合に當りてモデル村に指定されて居るが如きは、其の發露の一端に外ならぬものと思われるのである。

4. 業務に忠實勤勉である。
村民の中農家がその七割を占める農村にして其の農家の者は寒暑晴雨に係らず業務に精勵するの氣風を有し、幾多輩出される篤農諸氏と共に一般農家の經營技術の他の町村に比して遙に進歩して居るは村民一般が業務に勤勉なる所以であらう。

川上村民の氣質の短所

1. 剛毅の氣象に乏しい。
舊幕時代には城下より少しく隔つた地にあり、唯其の影響としては幾多遊藝方面のみ相當に滲透して來たものか、純農村人としてその氣質も培われ、従つて現在の村民一般の氣風にも小成を安んじ安逸に流れる氣風あり、剛毅な氣質は比較的乏しきに思はれる。
2. 進取の氣象と大局に通ずる眼光の大きい氣風に乏しい。
余りにも天地自然に恵まれ過ぎた環境に馴れた爲か、小天地に安んじ他に出でて活動し發展せんとする氣概に乏しく、郷土以外から大いに知識を採り入れる氣風に欠け、井底の知識で以て批判しようとする傾向がないでもない。

保健状態

本村は比較的環境にめぐまれていたので從來は一般に健康状態は良好であつたが最近様々なる疾病にかゝる者が多くなつた。特に呼吸器病、皮膚病、眼病等に患る者が多く其の消化器病、神経系病、五管器病等が之に次ぐ。しかしながら豫防醫學の進歩と共に村民の關心をもつことによつて漸次減少しつゝある。尙昭和二十四年一月野中キミ子保健

婦の就任により今後の活躍が期待され、村民の、協力によつてよき傾向に歩む事が出来れば幸である。その他我が村の保健關係の専門家数を參考迄に記せば醫師四名、齒科醫三名、産婆五名、按摩七名である。

終戦後種々の傳染病が全国的に流行したが進駐軍並びに關係當局の適切なる處置指導により漸次減少の傾向にあるも、我々國民はこの傳染病を未然に防ぐように研究と努力をしなければならぬ。本村の傳染病は次表の通りである。

傳染病罹病表 (大正五年—昭和二十五年)

年次	病名	罹病數	全治數	死亡數
大正五年	腸チフス	三	三	〇
同	コレラ	四	二	〇
大正九年	腸チフス	二	二	〇
大正十年	腸チフス	一	一	〇
大正十二年	バラチフス	三	三	〇
同	赤痢	一	一	〇
大正十四年	バラチフス	七	五	二
大正十五年	腸チフス	九	五	四
昭和二年	腸チフス	五	五	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和三年	ヂフテリア	一	一	〇
昭和四年	腸チフス	二	二	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和五年	腸チフス	三	三	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和六年	ヂフテリア	二	二	〇
昭和七年	腸チフス	五	三	〇
同	日本腦炎	一	一	〇
昭和八年	ヂフテリア	一	一	〇

年次	病名	罹病數	全治數	死亡數
昭和九年	腸チフス	二	二	〇
昭和十一年	腸チフス	三	三	〇
昭和十二年	ヂフテリア	一	一	〇
同	腸チフス	二	二	〇
昭和十三年	腸チフス	二	二	〇
昭和十六年	赤痢	一	一	〇
昭和十八年	赤痢	五	二	〇
昭和二十一年	腸チフス	一〇	九	一
昭和二十二年	赤痢	四	三	一
昭和二十三年	腸チフス	六	四	二
同	赤痢	四	三	一
昭和二十四年	ヂフテリア	四	四	〇
同	赤痢	一	一	〇
昭和二十五年	流行性腦脊髄膜炎	二	二	〇
同	日本腦炎	一	一	〇
昭和二十六年	赤痢	一	一	〇

本村に關係ある醫師○代表

氏名	年	代	營業地	出身地	摘要
德永壽三	元文五年正月		小松一川上驛	大字地方字川上	小松御殿医西道壽三居士
小倉玄俊	慶應二年十月		川上驛	藝州廣島	渡部藏五郎墓石建立
城長州	同三年九月		同	江戶高輪ニ於テ	誠心院天岳淨日天居士
西立意	同四年五月		大ノ畑	享保三年生	松海上組ニ百簗管轄箱送る
高原祐元	明治始年代		川上驛宮の西	松瀬川横灘	松山藩御殿醫天岸門入
松浦	同四年		同	藝州廣島	明治四年九十四オトアル小寺屋先生
柏心齋	同始年		同		
城謙三	同二十八年		同		
喜多崎			同		
田中			下ノ町		
檜垣			市ノ町		
是澤			廣見		
宮地	同三十六年頃		宮東	高知縣	
吉田	同		川上中ノ町		
武智	大正昭和		川上下ノ町	久米村	
渡部	大正		川上驛	川上村松瀬川	
高須賀	同		天神町	三内村	
仙波磯吉	大正十年		宮東	川上村北方	
山本房次	昭和		下ノ町	高知縣	
田中公明	昭和二年		市ノ町	南方市場	
長野正之	昭和		中ノ町	三内村	
仙波香介	昭和二十三年		森ノ町	松山	

消毒所 (火葬場)

一、建設理由

從來溫泉郡川上村及北吉井村共同事業トシテ溫泉郡北吉井村地内ニ消毒用火葬場建設サレテ居タ所今般該地ニ傷痍軍人愛媛療養所建設セラルルニ至リタル爲火葬場ヲ取除キ溫泉郡川上北吉井村組合事業トシテ左記ノ通りニ依リ新シク消毒所 (火葬場) が建設サレタ。

二、所在地

溫泉郡川上村大字北方三千三百七十番地方第二

三、面積

火葬室 一四坪

事務室 五坪

火葬敷地 三〇坪

四、工事着手並落成期

昭和十四年十月五日着手

昭和十四年十一月三十日竣工

五、組合村戸數合 (現在)

川上村戸數 一、〇三三戸 人口 六、四八八人

北吉村戸數 六八〇戸 人口 四、〇八〇人

合計戸數 一、七一三戸 人口 一〇、五六八人

六、建設物種類

隔離病舎附消毒用火葬爐貳基

右火葬場家屋貳棟

七、工事費概算

總計費 四〇〇〇圓

避病舎

一、所在地 南方字町裏五百八拾四番地

二、面積 貳反五畝廿七步

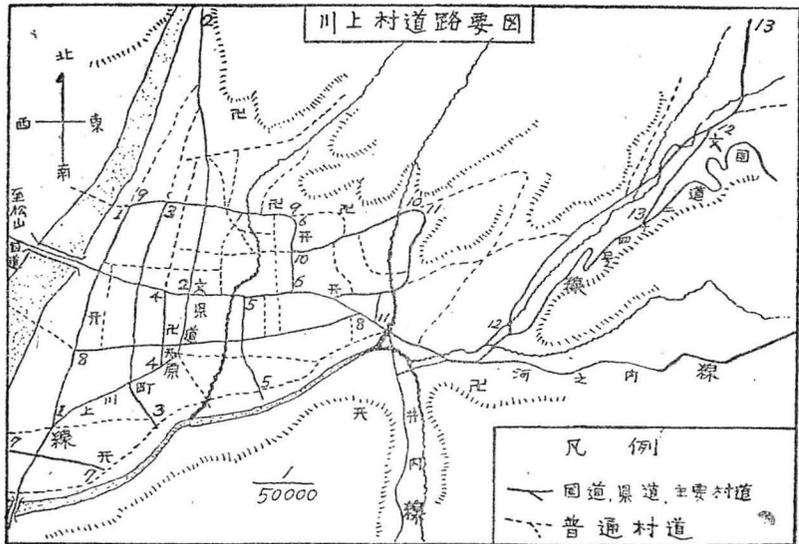
川上村保健室

- 一、所在地 役場敷地内
- 二、面積 五坪半
- 三、経費 金一七萬數千圓

九、交通 通信

道路 本縣を通ずる國道二本（松山久万高知線、松山横河原高松線）の内その一本（松山—横河原—高松間二十四號線）が本村を西から東に通じている。この國道二十四號線は昔の讃岐街道と殆ど同一であつて明治三十年に改修して、昔の川上驛のあつた現在の宮西より長野醫院の前になる道より新道を市場天神に通じ澁谷檜皮峠を経て來見に至る舊縣道であつて松瀬川本谷川に沿う。川上村役場から檜皮峠までは約五軒ある道中は約四米、勾配は舊道にくらべて緩やかであるが松瀬川に入つて屈曲が多い。人や諸車の交通が多い。

舊讃岐街道は古くからの街道であつて昔の川上驛から東北にのび小鳥越大鳥越から三軒屋に出て七曲り坂を登つて大檜皮田峠に至る延長約二軒道中三米で周桑郡來見に通じている道である。昔川上驛が榮えていた頃道前の各地から道後に行き來する人、又は金比羅參りの客が徒歩でお籠で馬の背を借りて通つた頃は相當にぎやかであつたであろう。此の道も今は舊道として修繕もあまり加へられず、石ころが出たり、水たまりが出来たりしてさびれ、里人の道路として残つてゐる。



松山街道は昔の川上驛のあつた所より西、横河原を過ぎて松山にゆく道で重要な道である。その道路の重信川を渡る所には横河原橋がある。昭和五年にかけられたものでその長さ二二六、六米のコンクリート造りである。それ以前は木橋があつた明治の初頃迄はこの橋のあるあたりを、横河原の渡しと言つて兩岸に渡し守の工夫小屋があつて大出水の時は川どめとなつていた。水がへつてくると工夫の背に負はれて人も荷物も渡されていた。車は牛使いがあつて牛でひいて渡してくれたもので東海道五十三次の大井川や天龍川の渡しの繪がよくあるが、あのようにはだかの工夫が働いていたと言ふことである。この頃からその後不完全な木橋の頃も川上三内あたりから松山に通學していた生徒は出水となると川どめとなつて家に歸れず、親類や友達の家泊つて居たという不便があつた。その後縣財政や人物を得て木橋となり、現在の様な立派な橋となつたが、太平洋戦争の途中で鈴蘭燈や鐵飾は取除かれてしまつたのは残念である。

横河原橋架橋の前には人力車が三台あつて横河原の驛と川上町の中央に停留所を設け往來し人々の便利をはかつていた。それより少しおくれ、乗合馬車が一台川上と驛の間を往復し、定時に馬車が長閑な笛を鳴らしながら當時としては廣い國道を往き來したものである。その附近の人々は、この笛を聞いて凡その時刻を知り得たと言ふことである。

昭和三年頃までは、石槌山の登山者や石槌神社の參詣主要道路であつたので、毎年の七月一日から七月十日に至る十日間は多數の登山者が隊をなして通行していた。川上驛はそれらの人々の止宿する所となつて、大にぎわいをし、これを見る人と共に往來する人で雑とうしていたと言はれる。宿屋も一年中の主食費は充分此の十日間に収入していたと言ふことである。従つて川上町の名も遠く縣内外の人々に知られていたと言ふことである。

その後豫讃線が高縄半島の海岸線を通るようになってから、石槌驛が設けられ川上驛も昔の面影もだんだんとかえられて來るようになった。

客馬車が長閑な笛の音を引いて通つてゐる頃、村人の耳目を驚かしたものは、天神町越智與六氏によつて始められた乗合自動車であらう。氏は往來の頻繁となるに及んで川上横河原間を乗合自動車で結んだそれが周桑自動車会社に合併され次いで伊豫鐵道會社と合併し現在では伊豫鐵道バスの線に平行して瀬戸内バスが本村を西から東に貫く國道を通り、その乗客は一ヶ年三萬三千人（川上停留所から乗る人）に及んでいる。

國鉄も貨物、乗合自動車の往來と自轉車の往來が頻繁となるに及んで狹隘を感じるようになり、度々交通事故等に依る死傷者も出るようになったので村當局では中央に向つて小松から横河原に到る間の大改修を要望し機會ある毎に陳情し實現に努め

横河原橋上の交通調(其の一)

	26	27	28	平均
日 歩行者	842	980	912	915
自 轉 車	923	993	1004	973
牛 馬 車	5	3	0	3
荷 馬 車	21	24	30	25
牛 馬 車	1	4	6	3
自 動 車	202	193	171	189
オートバイ	13	15	22	17
計	2007	2222	2145	2158

横河原橋上の交通調(其の二)

日	26		27		28	
	歩行者	自轉車	歩行者	自轉車	歩行者	自轉車
午前7時—8時	110人	109臺	138人	100台	130人	142台
午後0時—1時	49	52	54	72	44	72
午後2時—3時	20	43	80	64	74	65
午後9時—10時	17	17	11	9	28	11

縣道 原町小松線は、國道二十四號線を北方中央線と稱する(學校南西動場角より分れて吉久を経て拜志村に至る線である。この線は郡中町砥部町に通ずる道路であるが貨物運搬にはあまり利用されていない。

村道 村道の大体については次の圖に依つて見られる如きものである。その名稱や長さは道路規程に依つて示す。

川上村道路規定(抄) (本文は片假名使用)

第一條 本村内道路にして國道縣道私道を除きたるものとなす。村道の管理は本規定に據るものとなす。

第二條 村道を區分すること左の如し

一 特別路線 部落有財産統一の附帯條件たる松瀬川奥分の特定線をゆう。

二 主要路線 村道にして第十九條に指定せる主要幹線をゆう。

三 普通路線 村道にして特別路線主要路線を除きたるものをゆう。

第三條 主要村道は其の中員二・八米以上なることを要する。

但し昭和三年十二月三十一日以前の改修のものにして「メートル」尺以外の規則に依りたるものに付いては其の中員の不足五纏までは之を許す。

第四條 主要村道の勾配は二十五分の一より急なることを得ず、但し特殊の箇所については長さ八十米以内は十分の一まで之を許す。

第五條 主要村道は其の中心線の半径は四十米以上となすべし。止むを得ざる特殊の箇所は十米迄これを縮少することを得、曲角に於ては角切並に其の他必要の設備をなし危険防止を確實にすべし。

第六條 主要村道路路面は蒲鋒となし砂利を用いて凸凹なからしめ車載貨物貳千疋の重量に耐ゆる事を要す。

第七條 主要村道路線の橋梁は五千疋の重量に耐ゆることを要す。

第八條 主要村道橋梁の手前十米の間は屈曲並に勾配を設くべからず。地形上止むを得ざる場合にありては危険防止の設備を確實にすべし。

第九條 主要村道は村長検査の上其の合格したるものは之を認定す。村長の認定したる主要村道台帳に登記することを要す。

第十條 村道の管理は各大字水利組合委員に囑託す。一路線にして二大字以上に跨がれるものの管理區分は大字區域に依る村道にして二大字の境界を通過するものにつきては其の區間の管理者の合議に依り之を行ふべきものとなす。

第十一條 管理者は其の大字水利組合補助委員をして村道監視の任に當る。

第十二條 村道沿道土地所有者併に住居者は村道の維持保養に努め其の汚穢をなす義務あるものとする。

第十三條 村道に施工し又は特定期間占用せんとするものは管理者の許可を受くべし。但し非常災害に當りては公安上前記の許可を受くる暇なき場合は此の限りにあらず。

第十四條 村道に於て危険物又は左記制限を越え貨物運搬を爲さんとするものは管理者の許可を受くる事を要す。

一、長さに於て十米

二、高さに於て五米

三、中員に於て貳米

- 四、猪車を用いたる場合は一四〇疋
- 五、木口切車を用いたる場合は四〇〇疋
- 六、其の他車輛を用いたる場合は六〇〇疋
- 七、車載せずして索引する場合は五〇疋
- 第十五條 第十三條の場合に於て村道占用拾日以上に亘りて施行し又は第十四條の場合設備の適否に關し疑ある場合は管理者は其の許可に當り村長の指揮を仰ぐことを要す。
- 第十六條 故意に又は重過失に依り村道を破損したる場合は村長は加害者に對し其の復舊を命ずることを得。
- 第十七條 村道の維持修理に要する經費負担は左の區分により豫算の定まれる範圍内に於て支辨す。
 - 一、特別路線は村費を以て全額支辨を爲す。
 - 二、主要路線は村費を以て其の百分の五十以内を支辨し殘額は關係大字土地所有者並に居住者の寄附に據るものとする。
 - 三、普通路線に對しては村費支辨を爲さざるものとする。
- 第十八條 主要村道維持修繕の工事の簡單にして總工費見積額拾五圓以内なる時にありてはその設備見積に對する前條の村費負擔歩合の全額を關係者に交附し施行せしむることあるべし。
- 第十九條 村道主要路線を定むること左の如し、(註、道番號のみを記して地圖と對稱して見やすくし他の事項は略す、本文にはその長さは入つてないが入れることとした)
 - 1. 曲里 高會根線 一八二〇米
 - 2. 北方中央線 二五〇〇米
 - 3. 海上南方下山口線 一一二三米
 - 4. 齊院木板戸線 五六〇米
 - 5. 揚砂高木線 六五〇米
 - 6. 川上西ノ側線 八五〇米
 - 7. 吉井神社見奈良線 九〇〇米
 - 8. 南方東西線 一二二三米

- 9. 高會根西側線 一五〇〇米
 - 10 西ノ側松七川原線 七六〇米
 - 11 市場松瀬川原線 一五五〇米
 - 12 河崎學校線 一九〇〇米
 - 13 船野本谷線 一五〇〇米
 - 14 大宮參詣道線 三七五米
- 第二十條 村道特別路線を定むること左の如し
- 1. 河崎山の神線
 - 2. 船野本谷線 一五〇〇米

(以下一條略)

橋梁の主なもの次の如し。

橋名	長さ	巾	架設年月日
澁谷橋	七、四米	四、三米	昭和二十年
上砂橋	七、五米	四、一米	全 十八年
瀧の下橋	一六、七米	四、一米	明治三十八年
河崎橋	二一、五米	六、〇米	昭和二十二年
横河原橋	二三六、六米	五、四米	昭和五年
法界門橋	三四、六米	三、七米	全 二三年
表川橋	九六、〇米	四、〇米	全 八年

交通機關 川上村の交通機關の發達については、その内容はつきりしていないが、おそらく北山から野原へ次第に移つて來た大昔の人々は、木を組合せてそのようなものを作つて、それに荷を乗せて引つぱつたり、扇狀地を流れている川を木を組合せてそれにすがつて水を渡つていたことであろうと思はれる。川上神社とその北方の古墳を造つた頃は人々は「ころ」を使つて、大きい石を動かすこと、「てこ」を使つて石を動かすことをやつていたことは、古墳に使つてある大きい石を見ても考へられることである。道路の發達していなかつた此の頃の川上村では、牛馬の背を借りて、人や荷を運んだことも想像さ

世の中がだんだん開けて、川上驛の出来た頃になると、松山平野と道前平野を往来する人が、徒歩やお籠や馬に乗つたりして讃岐街道を通つたであろうことも想像される。その頃になつて、上流家庭では、お籠を使つていたことも現在村内の舊家に残つているお籠で推察することができる。農家に於ては、人が踏み固めて送つたようなあぶなげな田圃道を重い荷物を樂に運ぶ方法はないのかと考へた末、造られたのが猫車であろう。猫車は四國地方の山間部に古來用いられた車であると文献に出ているから、川上村だけにあつたとは考へられないけれど、川上驛の出来た頃の川上村の文明の利器であつたにちがいない。荷車の出来たのは極く最近で、荷物の運搬車は鐵輪のものから、タイヤのものに變り、現在では殆どタイヤ車となつてい

る。乗用車としては、自轉車であろう、人力車もあるにはあつたが、極く上流家庭の人が時たま使用するか、婚禮用位であつた病人も時々これを使用していたが、普通病人の運搬は戸板を使用していた。

川上村に最初自轉車が入つて来たのは、明治二十五年頃で、今から六十年位前である。その頃の中年以上の人になつかしい、客馬車が登場して來ている。パパー。と言うあの音の音を聞いて、馬車に乗れば城下行き列車が、横河原で待つていたので、心はおどつた。横河原に汽車が着いたのは、今から五十年位前で、明治三十二年であつた、その頃からの交通の發達はめまぐるしいものがあつた。大八車に變つて、オート三輪車、酒屋のマーク入りの前だれに向う鉢巻姿が、オールバックにジャンパーの運轉手と變り、人力車、客馬車は姿を消して、大正の末期バスが砂ぼこりをあげて走るようになった。牛車や馬車に代つて、トラックが疾走するようになった。現在敷を役場の課税對象の調査によつて見ると次のようである。

調査年	交通機關			
	自動車	トラック	オート三輪車	馬車 リヤカー
昭和十五年	七九〇	一一	二二	六一
昭和二十五年	八二三	八	四	五 一一

通信 川上村郵便局は、明治六年頃より松瀬川傳馬繼場の後へ設けられたようです、初代局長宇和川寅太郎氏は、川上驛中の町、下の町と移つて、其の後現在地に新築されたものである。

川上驛にあつた頃、集配の區域も川上、北吉井、南吉井、拜志の各村にわたり、集配度数は、驛内は二回、其の他は一回であり、配達する人家は各所に散在するので集配はよほど困難であつたらしい。

電信は、横河原驛に於て取扱はれておつたが、松瀬川へは電報の配達が驛から直接なされないもので松山局から郵送してからの分は、横河原驛まで往復運送(郵便車に依つていた)されていた。

同氏の末期に及んで、南吉井、北吉井、拜志村は分離し當局は、三内と川上村のみとなつた。渡部綱久局長のとき、電話の開設をなし、中の町より下の町へ局を移して今日に及んでいる。

○川上郵便局所在地一覽表

歴代	局長名	所在地	備考
初代	宇和川寅太郎	松瀬川傳馬屋趾	明治七年
二代	城 寛平	下之町	
三代	坂本 公直	中之町	
四代	渡部 綱久	下之町	
五代	渡部 滿久	下之町	現在
○川上局郵便集配數 (一日平均)			
松山行	八〇〇通	村内一〇〇〇通	
○川上局電報發着數 (一日平均)			
着數	一六通	發信	一二通

川上村新聞購読者數	
大阪毎日新聞	一〇〇部
大阪朝日新聞	一六〇部
愛媛新聞	九〇〇部
大阪新聞	二五部
産業新聞	二三部
農業新聞	五三部

川上郵局区内電話加入者表

番号	加入者	番号	加入者
1	川上村役場	15	乗松生魚商
2	菅野仲次	16	仙波醫院
3	三内村役場	17	澁谷商店
4	長野醫院	18	川上農業協同組合
5	石丸商店	19	酒井製粉製麵所
6	渡部郵便局長	20	森土建
7	田中醫院	21	川上小學校
8	山本醫院	22	三内農協會
9	伊豫鐵川上停留所	23	藤本製材
10		24	松山電通駐在所
11		25	森製材
12	三内中學校	26	川上駐在所
13	田中自轉車店	27	細川肉店
14	松山營林署川上担当	28	渡部ラジオ店

(一〇) 團體

團體名稱 川上農業協同組合

事務所所在地 川上村南方森

沿革

草

現在事業内容及活動狀況

○農會 明治三十三年六月創立

○信用事業

- (1) 資金の貸付
- (2) 貯金の受出

○有限責任川上村信用購買販賣利用組合 大正四年十二月七日

○購買事業

- (1) 肥料
- (2) 農機具
- (3) 農藥
- (4) 生活必需品

日創立

伊豫農業銀行 松山貯蓄銀行兩出張所が、當時本村の金

幅機關は二つで、中流以下の利用至難

肥料の購買機關なく困つた。

米麥等の販賣機關が少くて不便であつた

産業及經濟の發達のために重要性を痛感し、設立される

に至る。

組合長松本喜一就任 組合員一九〇名

○川上村農業會 昭和十九年三月三十一日川上農業會と川上

村産業組合が合体改組して川上村農業會となる。

會長三津山保太郎就任

○川上村農業協同組合 昭和二十三年二月十日川上村農業會

解散と同時に川上村農業協同組合設立

組合長渡部鹿太郎就任

組合長改選 昭和二十四年二月一日樋口光春

組合長改選 昭和二十五年五月二十八日渡部鹿太郎就任

現在に至る 組合員一七七三名

團體名稱 川上村消防團

事務所所在地 川上村役場内

沿革

草

現在事業内容及活動狀況

創立以前 創立以前は火、水災に際し、近村民が出動し、水

利委員、土木係、部落古老等の指圖により、雜然防除に

努力するも、意の如くならず、辛き經驗を度々なむ

創立第一部設置 大正五年二月二十二日大正大典紀念に坂本

公徳外七名の寄附金二百圓にて松山警察署の世話により

③販賣事業

- (1) 供出の取扱
- (2) 木炭、三極等の販賣取次

④利用事業

- (3) 農業倉庫事業
- ④利用事業
- (1) 製米麥
- (2) 製粉製めん
- (3) 醬油醸造
- (4) 野飯治
- (5) 自動車

⑤教育文化事業

- (1) 圖書
- (2) 映畫
- (3) 講習講談

⑥非生産事業

- (1) 農業技術の指導
- (2) 農業經營の指導
- (2) 稅對策
- (4) 種芽のあつせん

⑦農業保險事業

在職年月日 現役職員名氏名又は人数

代	歴代組合長	在職年月日	現役職員名氏名又は人数
1.	松本喜一	大正二、昭元二	組合長 渡部鹿太郎
2.	三津山 登	昭四一昭一八、四、五	専務理事 花山忠由
3.	大西時久	昭一八、四、六一昭一九五、三	非常務理事 十三名
4.	三津山保太郎	昭一九五、三一一二、三	職員 三名
5.	渡部鹿太郎	昭三、一、一〇一三、一、一〇	職員 三名
6.	樋口光春	昭四、二、一三、五、六	職員 二十七名

目的

消防團は郷土愛の精神を以て社會の災厄の防止をなすことを目的とする。

事業内容

一、火災、水災の豫防警戒及び防壓

ポンプ一基を講入、現在第一部使用のものなり。

同日村會に於いて消防組設置の件可決す

組織 組頭一名、小頭四名、消防手四十五名

第二部増設 大正五年八月三十日田中藤十郎外百十六名の寄

附金二百圓にて廣島市 商店より直接ポンプ一基購入

これ現在使用せる第二部のものなり。

組織 組頭一名 部頭二名 第一、二部各小頭五名 消防手五十名

初代組頭 大正五年九月四日川上村消防組役員選舉會を役場

にて開催し、結果組頭田中孫市郎に決定

昭和十四年三月下旬時局の要請により川上村消防組を川

上村警防團と改む。

現在 昭和二十二年九月二十二日川上村警防團より消防團と

改め、現在に至る。

團長永井爲藏 副團長二名 團員百五十二名

團體名稱 川上婦人會 事務所所在地 川上村役場内

沿革

創立戸主會 大正四年二月當時農村は極度の不況で先覺者仙

波茂三郎氏を中心同志の申合せで經濟の復興と地方の

改善と發展のために前松瀬川に戸主會が編成された。

松瀬川主婦會 所でその目的を達するためには戸主會のみで

は思う様にならず、主婦の協力が必要なために引續いて

主婦會が設立され、仙波由井様等が世話役となつた。之

がそもそも松瀬川主婦會の起りて三十五年後の今日迄續

二、火災、水災時の救護

三、その他の非常災害の警戒及び救護

四、國家非常事態等の警戒及び救護

活動狀況

川上村消防團創立以後災害時に於ける活動は目ざましくそ

の都度村民に感謝される

主なる災害は本書「災害」の項に記されている爲こゝでは

削除する。

現在事業内容又は活動狀況

一、毎月定例常會(上旬)

二、文化事業

1. 成人講座

2. 講習

3. 講演

4. 映畫

三、農民祭の諸行事に協力

き總會實に三十九回に及び本村婦人會發展の動機なり中心となつた。

發展 大正八年當時政府が民力涵養を唱え、その實行要項な

どを決定し、その普及に及び、本村では松瀬川以外の諸部

落にも續々結成をみ、その連絡向上をはかるため、主婦

會連合會が設立された。

會名變更 昭和十二年頃時局の要請により國防婦人會と名稱

を變更された。

會名變更 昭和二十一年九月終戦後國防婦人會を改組して川

上村婦人會と改め、會長に大西政恵が選任された。

會長改選 昭和二十三年度、昭和二十三年四月より昭和二十

四年三月まで渡部浪子(八幡)

昭和二十四年度、昭和二十四年四月より昭和二十五年三

月まで仙波フデ(沖中)

現在 昭和二十五年、昭和二十五年四月より

渡部忠子(八幡) 會員千百十名

團體名稱 川上村青年團 事務所所在地

沿革

創立 明治四十一年二月十五日川上村青年團を名越座にて編

成す。

大正四年二月十一日川上處女會を結成す。

大正四年十一月十一日川上處女會を改め、女子青年團と

いう。

昭和二十三年一月五日川上村青年團として男女統合され

四、慰靈祭

五、敬老會

六、共同募金

七、貯蓄の實行

八、運動會

現在役員

會長渡部忠子 副會長佐伯由子 會計一名 書記一名

八支部 支部長 副支部長各一名

四十三班 班長 副班長各一名

現在に至る。

團長杉本正巳 分團長五名 團員一三〇名

現在事業内容又は活動狀況

○團員の体位知識向上のためにする事業

(1)文化資料の配布 (2)會合映畫 (3)各種講習講演 (4)讀者

ラジオの集い (5)運動會

◎社會事業に對する事業

(1)共同募金 (2)亦十字奉仕團 (8)四日クラブ (4)各種運動

◎其他

註 以上は現在行つてゐる事業内容でも季節的に變更あり
団体名稱 川上村 P. T. A. 事務所所在地 川上小學校内

草

沿

教育振興會 昭和十六年十二月川上校下教育の圓滿なる進展を圖るため、教育振興會を設立す。

P. T. A. 昭和二十四年九月三日、村内の家庭學校社會の団体を一層緊密にし聰明なる協力によつて家庭學校及社會における兒童生徒の身心の健全なる發達と會員相互の教養の向上と親睦をはかり其の福祉を増進するために P. T. A. を制定す

現在事業内容又は活動狀況

- ◎兒童生徒の教育に關する研究協議
- ◎會員相互の教養並に親睦に關する事項
- ◎教育上必要な施設に關する事項
- ◎特に關係ある団体機關との連絡協調に關する事項
- ◎其他必要と認めたる事項

現在役員並びに會員

會長 波部滿久 副會長 二名 監事 三名 理事 七六名 書記 二名 會計 一名 會員 九六五名

団体名稱 川上村商工會 事務所所在地 川上村役場内

沿

草

設立 昭和二十四年三月十四日村内商工業の改良發達並に會員の福利増進を圖るため、川上村商工會を設立す。

初代會長に田中正一就任

現在 昭和二十五年四月會長改選により大石滿平就任
會員 一七三名

現在事業内容又は活動狀況

- 一、商工業の改良發達を圖るに必要な調査、研究、施設をなす。
- 二、會員相互の徳義を進め、信用の向上を圖る。
- 三、會員相互の意志の疏通を圖り必要に應じ、一致行動をなす。
- 四、營業上に關し、官廳の諮問に應じ、又は建議上申をなす
- 五、知、徳練磨のため講習會を開き、又は見學をなす。
- 六、商工業に關する功勞者優良従業員の表彰

現在役員氏名並びに人數

會長 大石滿平 副會長 二名 顧問 若干 理事 四名 評議員 十五名 部長 九名 班長 六名

団体名稱 川上村森林組合 事務所所在地 川上村役場内

沿

草

設立 昭和十六年二月二十六日川上村森林組合が設立され、組合長に仙波大八郎就任す。

理事 四名、監事 四名、參與委員 十七名

役員改選、昭和二十二年五月 第二代組合長波部部長作

現在 昭和二十五年一月六日組合長改選により永井爲藏就任

組合員 四二二名

現在事業内容又は活動狀況

- 一、改良園を組織し耕作技術の研究改良
- 二、資材のあつ旋
- 三、防犯

○昭和二十二年から農業協同組合の内に専賣公社收納所も設置されて便利になつた。

名稱 川上村園藝組合

創立とその後 大正元年川上村「旭組」として發足後川上村園藝組合となり、果實、蔬菜等青果一般を扱ふ。

設立當時は組合員四十名位であつたが、戰時中食糧増産の國策に基き平坦部の果樹に殆んど伐採されたが戰後復活して戰前以上になつて來た。組合員も百數十名になつた。

事業内容

- 一、栽培技術の改良
- 二、共同選果販賣
- 三、資材のあつ旋

名稱 川上村遺族會

昭和二十三年四月十八日遺族相互扶助の精神を振起し、國の英靈を慰め、生活の安定を圖り以て新日本を建設するたため二六七名の戰没遺族が結成せられて現在に至る。

○事業

名稱 川上村煙草耕作組合

○大正十四年始めて本村に耕作逐年發展し今日では八町歩耕作人員五十八人

- 一、施業基案による用材及び薪炭材の伐採
- 二、造林
- 三、苗樹養成
- 四、保安林
- 五、木炭の指導検査
- 六、森林、火災、國營保險
- 役員氏名及び人數
- 組合長 永井爲藏 理事 七名 監事 三名 參與委員 十七名
- 名稱 川上村酪農組合
- 創立 昭和十五年
- 事業内容
- 一、飼養管理、衛生の研究指導
- 二、優良牛の導入
- 三、牛乳の集荷及共同処理 一日平均集荷量四斗五升
- 松山ミルクブランド及び村内業者に販賣す。
- 四、飼料資材の共同購入斡旋。
- 獸醫 加藤幸雄 昭和二十五年十月二十四日就任

(一一) 名勝旧跡

由來略記

五柱神社	所在地	松瀬川
長福寺		松瀬川
櫻三里		松瀬川
大檜皮田峠		松瀬川
鳥越坂		松瀬川
上福寺		松瀬川
吹上池		松瀬川
黒穂池		松瀬川
船野砦		松瀬川
大興寺		松瀬川
阿彌陀堂		北方中村
自性庵		北方中村
茶子宮		北方
夷子宮		北方
天神宮		南方天神
應觀寺		南方市場
川上神社		南方川上
川上驛		松瀬川 北方南方
善願寺庵		北方川上

當村の大氏宮で、奥分最古の社 自然林を以て圍まれている。立派な観音様を安置され、裏手の銀杏の巨樹は殊に古いものである。

舊街道にて、櫻等を三里の間に植えて、古來より名高い。

中山越の難所七曲急峻と、屈曲できこえている。

大鳥越小鳥越と二つあつて、急峻であるが、絶頂は遙に海を望み眺望がよい。

神龜年中河野家祖先の造營で、古刹として有名である。

舊金比羅街道は、この池沿ひにて風景が殊によく、又大池とも云ふ。

當村最古の池にして、沿道の松並木は公園のようである。

弘長年中新田の一族、堀口堯氏中山口の押としてこゝを守る眺望がよい。

建長元年克仁禪師開山葛浦井關等と共に名高い。

大興寺下の道沿にある小さな野堂で、北方の只一つ残る堂である。

本尊觀音、南に四つ正門があり、大庄屋重松、曾根兩氏の墓所。又あわしま様とも云つて名高い。

往古通行諸人に湯茶の招待をした堂があつたので、名付けて茶堂と云う。

えんぎの神としてまつり、小社の森等の址がある。

昔天神山西麓の地に在つて、現今町名となつて、商家が並んでいる。

寛永年中大覺寺宮二品空性法親王二名御巡行記で有名。寛永十四年醫王寺秀譽師退去したとも傳わつている。

五社の神をまつり、社内の古墳は縣の史跡に指定せらる。

三ヶ村の寄合つた驛町で、傳馬繼場、市場、宿場、等近郷の商業中心地で名高い。

寶曆三年再建せられ、城長州先生謙三哲三 渡部喜一郎氏之墓や又、五輪様で名高い。

川上小坂に鎮座してあつたが、革命後合祀され、今神社のみがある。今は櫻三里の入口とされ、新道より北の方の位置にあり、屏風をたてたような絶壁、斷層が重疊して實に見事である。

三内と川上の境に架し、近頃新しい木橋が出来た。東西の眺もよく、月見客が多く古くより名高い。

舊久米川本村の西方を流れ、南は支流表川となり、平常水が流れて鮎が多い。南方の南に聳え燈台があり、頂上の鎮座神は石槌權現を勧請してあり、雨乞の靈場である。東北麓の高台は、河野家支族河野某の砦の址で、四方の眺望が殊によい。近年登山者が多い。

南方中央にあつて、建造風が珍らしい。又川上高等小學校舎に使用してゐたらしい。

伊豫國中揚社五所の一に加へる古社で、楠の巨樹がある。大寶二年僧行基開基と傳えられ、代々國守崇敬で名高い。

片山某戦死の地と傳えられる祀がある。又西南のながめがよい。北に神明、南に天王宮、東八幡西荒神と、四方神の中に在つて、國中三ヶ所の一に加へたと云ひ傳えがある。又一般諸人の埋葬地でもある。

河野家の一族和田氏の居た所で、五輪塔があり、又、城ヶ台は眺望がよい。苔谷の池の北山麓にあり、二つの窯を見る。

本谷の口にあつて、天照大神を祀るとも云え。ここの神力をうけた鬼兵吾という人の傳説がある。

一郷一の宮で、當村最古の石燈籠がある。

往古此の地は野々口邑にあつて、當村水門の要所の地である。

當部落の祭神として、舊庄屋様の勧請したものである。

近く迄堂があつたが、今は地藏様のみが残つている。西方には大樹があつておさ

一宮三島社	海	上
葛蒲關		
熊野神社	竹	鼻
地藏堂	齊	院の木

森正八幡宮、八幡
 長泉寺 吉久
 吉井神社 吉久
 お吉泉 吉久
 大西靈神 吉久
 森天神様 森

や様をまつり、旧道中の休場として有名である。
 八幡様をまつり、又、八社参り等で崇敬者が多い。
 行基の開山にして、寺内のはその巨樹は廻り十八尺もある。
 横瀬権現をまつり、雨乞の神事等をしたりする。當村の氏官にして自然林がある
 おきちもすくで名高い。
 畑川の閑地を開いて此の地に住われ、大西八兵衛正次の徳をたゝえて、後の世の
 人が小社を造營して祭禮をし、碑石を建立した。
 天神様菅原道真公を祭り、南の方より拜すれば古社の感にうたれる。

(一一一) 人物小傳

與右衛門 様 安宗得心信士 延享三年二月

昔北方山の西北の山之内村と北方村の入會山塚が判然とせず、(中略)北方の西方の部落民は毎年山塚の事で苦しんでいた。此に北方且の上の百姓與右衛門と云う人の御内より古文書を發見するに至りお上へ訴願して檢分の結果は(中略)古文書の通りで塚は判明し以來論争は絶へた。(中略)
 村人は與右衛門の犠牲的精神と勞苦に感謝し(中略)歿後は菩提の爲毎年油料を送る事になつた。(義民與右エ門の傳)

城 長 州

長州姓は城、通稱降平長州はその号である。江戸高輪に生れたが後紀伊國長島に移る。長州少壯の頃より江戸の佐藤一齋、大窪詩佛、熊谷辨庵。京都の田中大藏、伊賀の松井彦泉等に就いて詩及び醫業を学んだ。後諸國を遊歴して遂に三津に居を構へるに至つた。

長州は特に詩作に長じていた。殊に三津道後温泉往復の途上百種の詩を作つて人々を驚かした。
 こゝに長州の絶句を摘録する。

喫 薩 州 飯

豆腐膾炙調香羹 熱飯澆來食有聲
 鼓腹聊怪猿面老 併吞一百二都城

城 哲 三

長州は後妻テイの弟謙三を養い後これを世嗣とした。謙三初めは家で學んでいたが、長崎に遊學シーボルトに師事した。業なつて岡山で開業していたが長州の計を聞いて急遽家を整理して歸郷した。後川上地方十七ヶ村里正の懇請によつて川上に移り住むにいたつた。謙三は五男三女の子嗣者であつたが、中でも哲三は年十五才で近藤の義塾にて漢學を修めかたわら米人モズレー氏及ネークス博士に英語を學び十八歳の時松山二番町に英語學校を創立子弟に教授した。教をうける者が七十余名に及んだ。

明治三十三年赤手を以て城北の地に校舎を建て生徒を教授した。これが北豫中學校の前身である。それから程なく病に襲はれ京阪地方に轉地療養したが遂に起つことが出来なかつた。年齢僅かに三十一、大阪安倍野に葬らる。明治三十八年四月二日歿城家の墓地は大字北方宇川上善願寺庵地内にある。

城長州 慶應二年九月初日逝

誠心院天岳淨髮居士

妻テイ 明治十三年丙辰舊六月五日

正道院妙勝好絃大姉

城謙三 明治二十八年十一月廿四日永眠

城寛平 明治三十六年九月廿五日永眠

城公平 明治三十四年十二月十二日永眠

城哲三 明治三十八年四月二日逝

(大阪安倍野に葬る)

野 口 盛 芳 學者俳人

寛政の頃野口盛芳という人があつた。翁は川上の大宮社の神官(野口秀明氏の祖)で神儒佛の諸學に通じ多數の後輩を指導した。松山藩主其の功を嘉し金參拾兩を下して、位階昇進のため京都御所に参内せしめた。即ち寛政十年十月二十五日從五位下に叙せられ同二十八日攝津守に任ぜられた。

翁は俳諧に遊び道樂翁五百と號し其の名四隣に聞え來り學ぶものが多かつた。文化八年十月四日卒す。

野口芳躬 學者俳人

野口芳躬翁は同じく川上大宮社の神官で（野口秀明氏の祖）翁も亦松山藩主から藩金をいただいて上京從五位下相摸守に叙任せられた。神儒佛の諸學に達し且つ醫學をも心得俳句をよくし鈍靜と号しその門に學ぶものが多かつた。文化十三年十一月卒す辭世の句に

かくてこそいつまでも見ん秋の月 鈍 靜

尚翁は川上神社拜殿正面の俳句の額にも左の句を残している。これは翁晩年の作である。

人の寝る隙を散るなり柿の華 鈍 靜

この額の中には有名な大洲の十九を始め城下今治小松等の文化年代に於ける知名の俳人のものしたものが多い。

西門渡部喜一郎（外敷人） 功勞者

苔谷池事蹟 新池新田開發工事

渡部喜一郎は（屋號西門）大字北方字川上西門家に生れ代々大年寄役であつた。久米郡第一の人格者であつて時の領主より非常な信頼をうけていた。

北方村字苔谷という地があつて、非常に池床としての條件を具備していた。喜一郎は時の大庄屋重松その他畑地所有者と計つて新地新田の開發を思いたち願ひ出たところ幾ばくもなくして、大庄屋相原次郎右衛門を經て安政五年お許しがあつた。喜一郎外敷人は、三ヶ年の年月を費して漸く完成した。然し乍ら大工事の爲資金も枯渴したので領主より再三資金並に穀物を借り受けなければならなかつた。しかも旱魃等のため收穫も意の如くにはならなかつたからその苦心は並大抵の事ではなかつた。こうした先人の苦勞の結晶が今日池、田地となつて残つたものである。

瑞典院厚學法善居士 文久元年二月初日 渡部喜一郎滿積

渡部 藏 五郎 慈善家

西門家渡部喜一郎にはこどもが無かつたので弟藏五郎は西門家の嗣子となつた。村人の信用厚く久米郡第一の高徳者と崇められていた。

性來慈善家である氏は貧民などに惜しげもなく金穀を分與して救濟した。皆その徳をしたいその恩を忘れなかつた。川上村成立の時氏の宅は役場となつた。

瑞藏院慎愛世明居士

明治二十一年六月十四日 渡部藏五郎

鬼 兵 吾 大力

昔は米を賣りに行くのに、駄馬を以てした。その馬は綺麗に飾つてあり、朝から馬の鈴も高らかに街道を往復したものであつた。

大字北方生れの人に鬼兵吾という者があつた。馬方連中と城下からの歸り久米村にさしかつた時、馬方連中が日頃時折稻をしごくことから口論となつてあわや腕力沙汰にならんとした。この時鬼兵吾は連中の馬方を歸して獨り残り、手近にあつた青竹をしごいで禪にかけ、稻木丸太を以て仁王立となり「何れも來ろ」と身構えたので土地の者ども僻易して逃げてしまつた。爾後上通りの馬方には文句をつけるなどおそれたということである。

又或る時、北方庄屋重松氏に仕えていた時のことである。松山城下へ公用があつて庄屋が出張することになつた。その時鬼兵吾はお籠を獨りでかつぎ新立橋へさしかつた「庄屋様よいところを御覽に入れましよう」と籠の棒を橋の欄干にもたせて突き出したということである。

その大力を傳へ聞いた武家連中にある日招かれて棒押の仕合をした。鬼兵吾は相手の武士を宙に振り廻したとたとたん、武士は家を越し堀に投げとばされたということである。

豊竹村 太夫 古典藝術家

大阪玉造りの生れで吉田傳次郎内とある。淨瑠璃の普及につとめた。現在善善願寺庵地内に碑石がある。

豊竹村太夫 文政年中歿 川上若連中建石

頭 取

初代 小松川良右衛門 上 砂

二代 小松川慶藏 茶 堂

三代 小松川四作 西之倒

四代 小松川滿雄

以上大阪押尾川内にて地方世話人頭取であつた。

渡部豊三郎 教育功勞者

明治十七年一月一日大字南方に生れた。資性温厚にして責任觀念強く教育に精根をうちこんでいた。教育界にあること實に五十年その間親子はもとよりその孫に至るまで師の薫陶をうけたもので全國稀に見る永年勤続者であつた。川上村が二千六百年の式典を挙げた時、第一に教育功勞者として表彰をうけた。今川上小學校の應接室に教育功勞者として寫眞が掲げられてある。

又師は碧域と號し俳句に精進その句風は書体とともに一家をなしていた事は世人周知の事實である。昭和二十四年十一月一日死去行年六十七才

王井正興

松瀬川村玉井正貞の二男に生れ明治十九年久米郡より選ばれて議員となり明治二十三年香川県分立以來二十九年迄縣會議員を勤め地方河川の爲に盡す處が多かつた。明治三十九年二月十九日於松山市歿

仙波良太郎

南方佐伯久次郎の子息として生れ、苦心勉學し、辯護士となつた。明治四十年選ばれ縣會議員となり縣政に盡した。昭和五年十一月三日松山市に於て歿した。

仙波覺三郎

松瀬川の人、庄屋廢止の後村民の信望厚く明治七年組頭助勤となり幾多の議員戸長等を務め、明治二十一年組長を最後に信仰の道に入り天理教權訓導奉職地方教化に盡した。

今時村のおもかげを著すにあたり氏の残した履歴によつて庄屋以來明治二十三年川上村成立迄の模様を知るを得た。

昭和三年六月二日八十三才で死去

藤井繁太郎

北方藤井虎太郎の長男にて資性温厚にして勉學し永く役場に勤務し又青年指導、果樹栽培の先鞭者とされ又村有植林等に盡し其の今日に見る功績は誠に大きい。昭和六年二月廿八日死去

田中藤十郎

南方田中熊吉の長子として明治元年八月七日に生る。若年にして淨曲に秀で頼太夫と号す。後川上驛に商店を開き隆盛を極め數多社會事業及神佛に多額の金額を寄附した。

信望を得て村會議員となり村政に盡した。誠に立志傳中の人である。昭和廿三年一月十七日八十一才で死去

春日山

本姓は名越盛行明治十九年八月に生れ資性温厚志願兵として吳海兵團に入隊し日露戦役に従軍果進一等兵曹となつた。其の間相撲道では伏見宮様から春日山の鑑名を頂いて名乗り海軍内の横綱を許されて部内で其の名を轟した。尙ボート界では春日の鬼クリウーと名され日本海軍内で恐れられ艦隊對抗競争にもしばしば優勝した。歸郷後は専ら地方相撲果に努力したため相撲界は急に盛大となり黄金時代をなすに至つた。其の他野球等各種の運動方面に協力して發展のためには自然を知らざるもの、如くで、ことに地方相撲界では四國一とさえ言はれ、その大力美技速わざしかも卑しからずために斯界の人氣を一身に集めたなを村政に關しては村會議員に推されて絶對多數で當選見るべきもの多かつたことは今も人のよく知るところである。又赤貧洗う中に義侠心が強く、衣食を分け自他のわきまさえもつかぬかに見られた。子供好きでせがまれると何でもしてやる。孝心厚く名譽心もないあらゆる社會事業にも協力して争い事の中に入ると如何なる難事も解決を見ない事はなかつた。ところが昭和九年七月二十二日四十九才石鎚登山中遭難した。その報を聞いたものは、そのまま家を出て石鎚山麓に向うこと曠が列をなしているようにどこまでも續いたとの事である。死体は中々の難所で決死の一隊は生命を賭して收容、後に春日山でなかつたらあの死体は收容出来なかつたという。盛心義清居士の葬儀の盛んなことは東瀛にその比を見ない有様であつたなほ村民の思慕の情は碑となり、追善相撲ともなつて昭和十一年五月に施行されたが四國各地から参加がありその盛觀はいまだ會て見ないところであつた。とも角も不思議な魅力をもつた人であつた。誰れいとうなく春日の家号となり今日に残つてゐる。

追善相撲總代渡部高義

仙波茂三郎 地方改發先覺者

氏は明治十五年本村南方佐伯文四郎氏の次男に生れ、幼にして松瀬川仙波家の養子となり松山中學校を経て早稻田大學に學び歸郷後は専ら地方改發に志し私財を投じて幾多の事業を試みたが、其の重なる事業を擧げると地主として小作人を保護助成し其の信賴厚く又部落改善理想郷の建設を目指して大正四年部落戸主會並に主婦會を結成して自治、教、育生活、隣保相助、勤儉貯蓄等の實施に指導に専念其の基礎を作つた。爾來三十五年後の現在尙氏の遺言を續いでいる。又自ら川上水力發電所を設け川上町附近一帯に電灯を点じて其の恩典に浴さしめたのは一般の記憶に今尙新なる事實である。又大正八年の頃伊豫米の阪神地方への販路開拓を計らんとし農業倉庫の前身温泉郡米券倉庫事業を計畫し郡内各町村に倉庫建設を實現し入庫と阪神移出

の途を拓き、伊豫米の聲價を擧げた事は氏の事績中特筆すべき功績で先見の明と進取の氣魂を示すものであつた。又郡内青年指導に盡した事實は意氣の旺なりしを物語り青年敬慕的であつた。要するに卓越せる氏の構想は本村稀に見る人物にして今に健在なりせば社會のため貢献するところが多かつたと思ふが昭和十六年五十八才にして病の爲物故せられた。

仙波 秀一 自治功勞者

氏は明治十年本村北方の舊家仙波慶次郎氏の長男に生れ、高等小學校卒業後青年時代は數年を川上小學校に教鞭を執り父君歿後家整整理に人知れぬ苦心を續けられた。後年情の人、熱の人として村民敬仰の的となつた事はこの尊い體驗の賜であつたと思ふ。明治の末期から松木村長の許で村書記就職は自治行政の事務に携る第一歩であつた。爾來本村助役に就任して二期後村長に當選三年余にして一應退職したが、昭和八年再び村長就任二期八ヶ年勤続して昭和十六年末退職したのであつた。其の間實に三十余年村自治行政の爲に終始し村民の慈父として盡して來た幾多の功績は枚擧に遑がない。事に當りては至誠著實、情熱人として感憤せしむるの人格は村民の敬服する所であつた。昭和十三年治績上り自治優良村として縣知事から表彰を受け、又全十四年全村貯蓄優良村として國民貯蓄獎勵局長官から表彰せられた外大東亞戰爭中は出征將兵並に遺家族援護慰安に盡瘁せる心勞は一方ならぬものがあつた。殊に昭和十六年川上小學校二階建校舎建築に際し村有林伐採を村會に提案した當日早朝登應して階上に掲げてある歴代村長の肖像の前に端座し今回校舍建築のため先代各位が心血を注いで育成された模範材木の伐採使用の余儀なきに至つた事を訴え其の伐採を認められたいと聲涙ともに乞願い村會に臨んだ一事を以てしても氏の情と至誠の發露であつた事を偲ばすにはいられない。退職後の身の疲勞甚だしく病のため遂に逝去せられた。本村自治の爲殆ど生涯を捧げた氏の人格と功績はながく村民の忘れてならぬ恩人であらう(當時の助役三津山保太郎認之)

松木 喜一

川上村大字南方字森、松木三郎の長男に生れ長ずるに及んで村民の信望あつく、永年に亘りて村長を勤務し、遂に選ばれて縣會議員となり、縣政に參與し又村治に盡すところが多かつた。昭和廿四年十月十二日歿した。

附 錄

年 代 表

◎印は郷土に關する記事なり

上古史重要事項一覽 國初より千三百年間

御代數	天皇紀	元西曆	御即位 よりの年	重 要 事 項	外國史對照事項
一	神武	元 西 洋 紀 元 前六六〇	元	◎久米郡は上古名訓見の國の部に有り大日本盤余彦尊御東征の時伊與二名洲鎮撫の爲第三王子神八井耳命の國造に下し給ひ此の時德威邑王楯に居る二名洲大邑長徳田命は大山祇の後神饒速日命の尊孫(中略)河野氏祖神也云々(久米誌)	周起つて百七十年
二	綏靖				此頃釋迦入滅す 孔子歿す
三	安寧				
四	懿德	一七六 四八五頃 一八二 四七九頃	二六 二二		
五	孝昭				
六	孝安				
七	孝靈	四一五 二四六 四四〇 二二一	四五 七〇	◎伊與を道前道後に分ち道前の首府を小千の國に置き道後の首府を訓見の國に置く	秦起る 秦始皇帝天下一統す
八	孝元	五五三 一〇八	五〇		
九	開化	五六九	六	◎御鏡と御劔とを大和笠縫邑に遷し天照大神を祀る	武帝朝鮮を滅し四郡を置く
一〇	崇神	五七五	一二	初めて人民に調を課せらる	
一一	垂仁	六五六 六七	二五 九六	◎御鏡と御劔とを伊勢度會に遷し天照大神を祀る(皇大神宮内宮)	明帝の世佛教渡來
一二	景行	七七〇	四〇	◎日本武命蝦夷を平定し給ふ 日本武尊の御子伊豫十城別王を以て伊與の國造に定め賜ひ大久來主命の後浮穴直千繼を以て浮穴の國造に定め給ふ(久米誌)	

一三	成	務	七九三	五三	武内宿禰を大臣に任せらる
一四	仲	哀	八六〇	九	國、縣、邑、里を定め國造、縣主、稻置等の役人を置く
一五	應	神	九四三	八三	百濟より縫衣工女貢す弓月君歸化す
一六	仁	德	九七三	八五	王仁來朝し論語千字文を獻す
一七	履	中	九七六	元	天皇難波に都し給ふ
一八	反	正	一〇三二	四	三年間租税を免じ給ふ
一九	允	恭	一一二二	六〇	佛敎支那より高麗に傳はる
二〇	安	康	一一三三		
二一	雄	略	一一四三		
二二	清	寧	一一八二	九八	吉備田狹任那に據りて叛す
二三	顯	宗	一一八七	一二	新羅が日本府の擧げをかりて高麗を破る
二四	仁	賢	一一八七	一二	天皇使を吳に遣はし給ふ
二五	武	烈	一一八七	二二	豐受大神を伊勢度會に祀る(外宮)
二六	繼	體	一一八七	二二	日本書紀濟寧卷に伊與來目部小楯の記事
二七	安	開	一一八七	二二	國造本紀に久味國造輕島豐明の朝に神魂尊十三世の孫
二八	宣	化	一一八七	二二	伊與主命定賜國司(愛媛面影)
二九	欽	明	一一八七	二二	繼體天皇頃司馬達等が始めて佛敎を傳へた
三〇	敏	達	一一八七	二二	近江毛野新羅征伐の命を受く。筑紫國造磐井叛す
				二二	百濟王が佛敎經編を獻す
				二二	百濟より曆、醫、易、等の博士を貢す
				二二	新羅が任那を亡ぼし日本府亡ぶ
				二二	百濟より寺工、佛工を貢す
				二二	蘇我馬子か物部守屋を亡ぼす
				二二	聖德太子攝政となる 四天王寺建立
				二二	初めて冠位十二階を定めらる
				二二	聖德太子十七條憲法を制定し給ふ
				二二	敬神の詔を發せらる、小野妹子を隋に遣はす法隆寺建立
				二二	國史の編纂成る
				二二	聖德太子薨す
				二二	大上御田歛を唐に遣はす(遣唐使の初め)
				二二	唐使來朝し留學僧旻等も共に歸朝す
				二二	蘇我入鹿が山背大兄王を攻めて自刃せしむ
				二二	蘇我入鹿が誅せらる

中古史第一期奈良時代重要事項一覽

(大化の改新より平安奠都まで)

御代數 天皇紀 元西曆 年號又は即位 重 要 事 項 外國史対照事項

三六	孝	德	一三〇五	六四五	大化	元	初めて年号を建つ。左、右大臣、内臣を置く	
三七	齊	明	一三〇九	六四八	即位	四	阿倍比羅夫が蝦夷を討ちまた肅慎をも伐つ	
三八	天	智	一三二七	六六七		二	都を大津に遷し給ふ	
三九	弘	文	一三二八	六六八		七	即位式を擧げらる	百濟亡ぶ
四〇	天	武	一三二九	六六九		七	藤原鎌足薨す	高麗亡ぶ
四一	持	統	一三五四			一〇	大友皇子初めて太政大臣となり給ふ。時を知らしめ給ふ	
						一〇	國史の編纂始まる	
						八	鑄錢司を設けらる	

四二	文	武	一三九	即位	三	種子島、屋久島等の入貢す
同	同	同	一三六	大寶律令成る	元	種子島、屋久島等の入貢す
四三	元	明	一三六八	和銅開鑄を鑄る	二	百濟王の胤行基久米郡野口保醫王寺開基す(醫王寺縁起)
同	同	同	一三七〇	和銅開鑄を鑄る	元	和銅開鑄を鑄る
同	同	同	一三七二	和銅開鑄を鑄る	同	和銅開鑄を鑄る
四四	元	正	一三七三	養老	六	諸國に勅して風土記を上らしめる
同	同	同	一三七七	養老	元	阿倍仲麻呂備眞備等唐に留學す
四五	聖	武	一三八〇	神龜	四	日本書紀成る
同	同	同	一三八七	神龜	二	一と里を五十戸と定められ一戸には人口七八十人を包容するを當とした、後人口自然増加につれ遂に郷と呼に至る(伊與史の研究)
同	同	同	一三九一	天平	三	北力醫王寺を詔にて官寺となされ大寶坊と號し封戸五
同	同	同	一四〇一	天平	七	煙を附給ひ支院六十二坊を司る大寺となり天長地久を祈り給ふ(郡誌)
同	同	同	一四〇三	天平	四	松瀬川、上福寺、國司玉純建營す(郡誌)
四六	孝	謙	一四一四	天寶	一三	北方揚天王宮は伊豫國中揚社五所の一に加ふる古社なりと
同	同	同	一四二四	天寶	一五	諸國に國分寺と國分尼寺とを置くことを定め給ふ
四七	淳	仁	一四二五	天寶	六	開鑿地を永久に私有することを許さる詔して大佛を造らしむ
同	同	同	一四二九	天寶	八	唐僧鑿命鼠歸化し律宗を傳ふ
四八	稱	德	一四二五	天寶	元	惠美押勝叛して誅せらる
同	同	同	一四二九	天寶	元	僧道鏡を太政大臣禪師とす
四九	光	仁	一四三〇	天寶	三	和氣清麻呂宇佐八幡の神教を奏して大隅に流さる
同	同	同	一四四一	天寶	元	姉廣蟲も備後に流さる
同	同	同	一四四一	天寶	元	道鏡を逐ひ清麻呂廣蟲を召し還へす
同	同	同	一四四一	天寶	元	光仁天皇讓位崩御

渤海初めて入貢す

五〇 桓 武 一四五四 延曆 一三 平安奠都

中古史第二期平安時代重要事項一覽

(平安奠都より平氏の滅亡まで) (約四百年間)

御代數 天皇 輔弼攝政 紀 元 西 曆 年 號 重 要 事 項 外國史對照事項

五〇	桓	武	一四四四	延曆	三	山背の長岡に遷都せらる
同	同	同	一四四八	延曆	七	最澄比叡山に延曆寺建つ
同	同	同	一四五七	延曆	一三	都を平安京に奠せ給ふ
同	同	同	一四六二	延曆	一六	坂上田村麻呂を征夷大將軍とす
同	同	同	一四六四	延曆	二〇	坂上田村麻呂蝦夷を平定す
同	同	同	一四六四	延曆	二一	同人膽澤城を築く
同	同	同	一四六四	延曆	二二	最澄、空海唐に赴く
同	同	同	一四六四	延曆	二三	伊豫國久米郡餘戸郷野々口邑を分割して野々口と河之内とを置く川上驛をもうけ道を氷見驛久米驛に通じらる

同 二二 北方一宮三島大明神野々口郷一郷一の宮として當村殊に崇敬すと(郡誌)

五一	平	城	一四六五	大同	二	最澄歸朝して天台宗を傳ふ
同	同	同	一四六六	大同	元	空海歸朝して眞言宗を傳ふ
五二	嵯	峨	一四七〇	弘仁	元	四七藏人所を置く
同	同	同	一四七三	弘仁	四	文屋綿麻呂蝦夷を平ぐ
同	同	同	一四七六	天長	七	空海高野山を開き金剛峯寺を建つ
同	同	同	一四八五	天長	二	藤原冬嗣左大臣となる

五三	淳	和	一五一七	天安	元	藤原良房太政大臣となる
同	同	同	一五一七	天安	二	藤原良房攝政となる
五四	仁	德	一五一八	貞觀	一八	藤原基攝政となる
同	同	同	一五三六	貞觀	二八	藤原保則をして蝦夷を伐たしむ
同	同	同	一五三六	仁和	三	藤原基經關白となる
五八	光	孝	一五四七	仁和	三	藤原基經關白となる

五九	宇多	一五四九	寛平	元	高望王平姓を賜はる(桓武平氏の始)
六〇	醍醐	一五五九	昌泰	二	藤原時平左大臣となり菅原道真右大臣となる
六一	朱雀	一五六三	延喜	元	道真太宰権帥に左遷せらる
六二	村上	一五六七	道真	三	道真太宰府に薨す
六三	冷泉	一五七五	紀貫之	五	紀貫之古今和歌集を撰す
六四	圓融	一五八七	承平	五	平将門伯父平國香を殺す
六五	花山	一五九六	天慶	六	平将門新皇と稱す
六六	一條	一五九九	應和	四	藤原純友誅せらる
六七	三條	一六〇〇	天徳	元	大内裏炎上す
六八	後一條	一六〇一	應和	元	源經基卒す
六九	後朱雀	一六一〇	安和	二	源高隆明貶さる
七〇	後冷泉	一六一二	正暦	四	道真に正一位太政大臣を贈らる
七一	後三條	一六一七	長徳	二	藤原伊周を太宰権帥となす
		一六二〇	長保	二	道長の女彰子中宮となる
		一六二九	寛仁	三	法成寺建立、供養のため天皇臨幸
		一六三三	治安	二	藤原通長薨す
		一六三六	長久	四	藤原通長薨す
		一六四〇	天喜	元	平忠常謀せらる
		一六四七	天喜	元	藤原頼通守治に平等院を建つ
		一六八二	康平	五	安倍頼時誅せらる
		一六八七	延久	元	前九年の役終る
		一七二二			記録所を置き莊園を整理せらる
		一七二九			

唐亡ぶ
渤海亡ぶ
新羅高麗に亡ぼさる
高麗が朝鮮半島を一統す

宋起る

刀伊の賊入寇す

宋の高宗臨安に都す

七二	白河	(院政)	一七三五	承保	二	延暦寺、園城寺の僧兵等相戦ふ
七三	堀河	白河上皇	一七三七	寛治	元	白河上皇の院政始まる後三年の役終る
七四	鳥羽	(法皇)	一七四七	大治	四	鳥羽上皇の院政始まる
七五	崇徳	鳥羽上皇	一七八九	保元	元	保元の亂
七六	近衛	法皇	一七九八	平治	元	平治の亂
七七	後白河		一八一六	仁宏	二	平清盛太政大臣となる
七八	後白河		一八一九	承宏	二	平清盛の女徳子中宮となる
七九	後白河		一八二七	治承	三	藤原成親等の陰謀
八〇	高倉	上皇	一八三二	治承	四	源頼政が以仁王を奉じ兵を擧げて敗る
八一	安徳	(法皇)	一八三七	養和	元	源頼朝鎌倉に幕府を開く
			一八三九	養和	元	富土川の戦、清盛薨す
			一八四〇	養和	元	伊豫の家族河野通清頼朝舉兵に應じ高繩山城に籠る
			一八四一	養和	元	(治承四年)翌養和元年入道西寂の兵高繩山城を攻撃され通清戦死す
			一八四四	養和	元	通清の子通信西寂を野間郡波方村に於て視察中海人と偽り陣營に赴き大砲を献上したいと稱して其の宴に加はり西寂をとりこにし之を殺した
			一八四四	養和	元	河野通致は伊豫國守平維盛の目代を襲はしむ
			一八四四	養和	元	目代は通致に逐はれ周桑郡櫻樹村赤瀧城に入つた赤瀧城敗れ目代は一族九人と共に自殺した此所を九勝時と云ふ
			一八四四	養和	元	源頼朝が義仲を亡ぼし又平氏を討つ一の谷の戦頼朝が公文所問住所を開く
			一八四四	養和	元	屋島の戦、壇の浦の戦

河野通信は畝を義經に通じ義經の平氏を屋島に攻陥せんとする時、通信兵兵艦三百余艘を糺し源軍の援助を約す

義 澄 二二五五
同 八 二二五八
後 柏原 二二六一
一〇四

永正 七四三 足利義澄將軍となる
大永 元五 伊勢長氏(北條早雲)小田原を取る
義興が義植を奉じて入洛す
足利義清將軍となる
北條氏綱江戸城を取る
天皇踐祚

ポルトガル人印度新航路を發見す

義 晴 二一九六
後 奈良 二一九八
一〇五

天文 二元 河野家支族繁榮の祈禱す(醫王寺文章)
七 通村公は嚴島神社先達を河上之源三郎大夫に任命
五三 醫王寺勸修三漫茶羅一供三落應導師傳燈
大内義興獻金し即位の大禮を擧げ給ふ

ポルトガル人マカオ占領
ポルトガル人種子ケ島に來り鳥銃を傳ふ

義 輝 二一九六
一〇〇三
一〇六 正親町 二一九八
二一九九
二二〇〇
二二〇一
二二〇二
二二〇三
二二〇四
二二〇五
二二〇六
二二〇七
二二〇八
二二〇九
二二一〇
二二一一
二二一二
二二一三
二二一四
二二一五
二二一六
二二一七
二二一八
二二一九
二二二〇
二二二一
二二二二
二二二三
二二二四
二二二五
二二二六
二二二七
二二二八
二二二九
二二三〇
二二三一
二二三二
二二三三
二二三四
二二三五
二二三六
二二三七
二二三八
二二三九
二二四〇
二二四一
二二四二
二二四三
二二四四
二二四五

弘治 元〇八五 北條氏上杉氏を河越に敗り關東を平定す
永祿 三二 陶晴賢が大内義隆を弑す上杉憲政越後に奔る
永祿 三二 川中島の戦、嚴島の戦(伊豫水師参加)
永祿 三二 會津浪士大西八兵衛正次吉久畑川に來り閑地荒野を開き永住の地と定む
永祿 三二 織田信長、今川義元を桶狭間に斬る
永祿 七七 醫王寺へ俗馬之承院務大阿闍梨長盛涅槃像寄す
織田信長美濃を取る
將軍義輝が松永久秀に弑せらる
信長御料地恢復の勅を拜す
信長足利義昭を奉じて入京す
徳川家康遠江を攻め今川氏敗走す
織田信長皇居を修め奉る姉川の戦
信長比叡山を焼く
三方ヶ原の戦
武田信玄卒す、義昭信長の爲めに逐はる足利氏亡ぶ淺井朝倉二氏亡ぶ

義 昭 二二二五
義 信 二二二七
長 信 二二二九
二二三〇
二二三一
二二三二
二二三三
二二三四
二二三五
二二三六
二二三七
二二三八
二二三九
二二四〇
二二四一
二二四二
二二四三
二二四四
二二四五

元龜 二元 信長勝頼を長篠に敗る
安土城成り信長こゝに移る
羽柴秀吉中國征伐に赴く
上杉謙信卒す
信長本願寺光佐と和す本願寺攻められ大坂より退く
一〇八 大友大村有馬の三氏使を羅馬に派遣す
武田氏亡ぶ高松城攻圍本能寺の變山崎の戦

一〇七 後陽成

秀 吉 二二四二
二二四三
二二四四
二二四五

一八 當領河野除邑の際神佛領田を沒收し豊家屋下の諸家に引渡
一八 神佛廢合す
◎天正文祿の間福島左衛門大輔正則居館を築くに堂社院宇を
敗して良材を以てし惟時都鄙擾亂す 賊徒蜂起して醫王寺
の洪鐘等奪し去らる正則の如きは云々の記事を見る
北條氏亡ぶ徳川家康江戸に入る
秀吉書を印度総督及フィリッピンの大守に送り入貢を促す
五大老を置く

二二五一

文祿 二元

朝鮮征伐(文祿の役)始まる
小西行長沈惟敬と和を議す秀吉書を臺灣に送つて入貢を促す

二二五二

慶長 二元

明使來る 和議破る
朝鮮再征(慶長の役)始まる
秀吉薨す出征軍歸還し朝鮮征伐終る
關ヶ原の戦

二二五三

四三

秀吉伏見城を築く
◎豊臣秀次自殺す 加藤嘉明松前に封せらる(七本槍の一人)
今出川の川上を足立重信川の流れを付直す此川を久米川と
いひしも以來重信川と云ふ

二二五四

二五

イギリス人東印度會社を設立す

二二五五

一六〇〇

度會社を設立す

一〇八 後水尾 秀康 二二六三

二二七三 一六一三
二二七四 一六一四
二二七五 一六一四
二二七六

一四八 ◎加藤嘉明勝山に築城(松前より居を移す)家康將軍
◎吉久細川大西八兵衛正次歿す(後の世大西大明神と稱せらる)
一七 ◎醫王寺仁王門再興す天主教の禁を嚴にす
一八 伊達政宗支倉常長をイスパニヤ及ローマに遣はす
一九 ◎仁王門落成 導師長旻とある
方南寺大佛殿成る 大阪冬の陣
元和 大阪夏の陣 豊臣氏亡ぶ公家諸法度武家諸法度を定む
家康歿す
二 元和 四年 二 ◎同年北方海上三島神社夜燈臺封建立(當村最古のもの)
◎北方醫王寺に於て大守加藤左馬亮嘉明公落慶導師法印
秀譽列衆十二院集會す

近世史重要事項一覽

關ヶ原役より大政奉還に至る
二百六十七年間

御代數 天皇 輔弼 紀元 西曆 年 号

一〇七 後陽成 康 二二五九

慶長 五 四 前田利家歿す
關ヶ原の役

蘭船が豊後に漂着

秀忠 二二六三

八八 徳川家康征夷大將軍となる
加藤嘉明松山城を築く(七本槍の一人)

一〇八 後水尾 忠 二二六五

一〇 徳川秀忠將軍となる
江戸城を修築す

二二六九 一六〇五

一四 島津家久琉球を征服す
◎吉久畑川大西八兵衛正次歿す

二二七二 一六一三

一七 ◎北方村医王寺仁王門再興す
伊達政宗支倉常長をイスパニヤ及ローマに遣はす

二二七四 一六一四

一九 方廣寺大佛殿成る 大阪冬の陣
大阪夏の陣豊臣氏亡ぶ公家諸法度武家諸法度を定む
家康歿す

英人に貿易を許す

二二七七 一六一九

二 ◎北方海上三島神社石夜燈臺封建立(當村最古のもの)
日光東照宮落成す
藤原濯瀧没す

二二八〇 一六二四

三 日光東照宮落成す
藤原濯瀧没す
秀忠の女和子入内して女御となる(支倉常長歸朝す)
家光將軍となる
女御和子中宮となる

二二八三 一六二四

六 日光東照宮落成す
藤原濯瀧没す
秀忠の女和子入内して女御となる(支倉常長歸朝す)
家光將軍となる
女御和子中宮となる

二二八四 一六二四

九 日光東照宮落成す
藤原濯瀧没す
秀忠の女和子入内して女御となる(支倉常長歸朝す)
家光將軍となる
女御和子中宮となる

オランダ人ジャバ島
占領
オランダ人臺灣に據る

一〇九 明正 家光 二二九〇

七 明正天皇即位洋書の船載を禁ず
海外渡航船を禁じ海外に在る邦人の歸國を禁ず
參勤交代の制を定む

二二九一 一六三九

一〇 伊勢桑名より久松定行松山城主として入部す
國民海外渡航を禁ず
醫王寺秀譽應觀寺に退居す
(天和四年大守加藤左馬亮嘉明公落慶導師法印秀譽列衆十二院集會之記事を見る)

二二九二 一六四四

一三 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九三 一六四四

一四 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九四 一六四四

一五 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九五 一六四四

一六 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九六 一六四四

一七 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九七 一六四四

一八 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九八 一六四四

一九 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二二九九 一六四四

二〇 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇〇 一六四四

二一 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇一 一六四四

二二 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇二 一六四四

二三 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇三 一六四四

二四 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇四 一六四四

二五 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇五 一六四四

二六 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇六 一六四四

二七 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇七 一六四四

二八 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇八 一六四四

二九 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三〇九 一六四四

三〇 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三一〇 一六四四

三一 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三一一 一六四四

三二 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三一二 一六四四

三三 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三一三 一六四四

三四 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

二三一四 一六四四

三五 島原の乱起る
島原の乱終る
天主教の禁を嚴にす
鎮西

西洋諸國(オランダを除く)との貿易を禁ず
清起る

吉宗 二二七六
三三八三
三三八五
三三九〇

一五 櫻町家重 二四〇〇

二四〇四 一七四四

元文 五 一橋家起る
延享 三 〇 吉久長泉寺鷲嶽知仁和尙再建
〇 北方村百姓與右衛門山之内村と北方村の入會山の界を訴願して明にす部落民義心に感謝し供養として毎年油料を呈す

一六 桃園 四一三一
二四二二

寛延 三 〇 國守松平隠岐守醫王寺修築す(村々より寄附あり)
寶曆 三 〇 北方川上善願寺庵再建す
將軍家治御巡國の時南方村左七郎召遣九郎兵衛孝心者として褒賞さる
〇 南方村には左七郎の庵あり

一七 後櫻町家治 二四二七
二四三二
二四三八

天明 四 藤井右門、山縣大貳死刑に處せらる
安永 元 田沼意次老中となる 江戸大火

露國人後島に来る

一九 光格 二四四四
二四四七
二四四八

天明 三 淺間山噴火 諸國大饑饉
〇 松山城本丸が雷火の爲に焼失した
四 田沼意次罷めらる
六 徳川家齊將軍となる、松平定信老中となる
七 皇居炎上す
八 異學の禁

家齊 二四四八
二四五〇
二四五二
二四五三

寛政 二 八 皇子平罰せらる
五 四 松平定信關東の海岸を巡視す高山彦九郎、林子平歿す
老中松平定信職を退く
露使ラツクスマン根室に来る

二〇 九 〇 南方本有山南昌寺を第五世伊山和尚再建す
〇 南方村百姓兵次郎方より出火し大宮社及傳馬屋附近四十戸餘焼失す
近藤重藏え夷を巡視す
伊能忠敬測量を始め

仁孝

家慶

二四六一 享和 元 本居宣長歿す
二四六二 蝦夷奉行(後函館奉行松前奉行と改む)を置く
二四六四 文化 元 露人蝦夷に就す
二四六七 〇 川上大宮五柱大明神本殿中殿拜殿上棟式遷座式行ふ
二四六八 英艦の長崎乱入
二四七三 蒲生君平歿す
二四八一 文政 四 三 〇 松山城再建に着手す
塙保巳一歿す
二四八五 天保 二 〇 川上大宮社村中より寄送して石垣石段を造る
二四九一 〇 外国船撃攘の令を下す
〇 キリシタン宗門に入るを禁じ寺宗門を作らしむ
(宗門奉行所の古文書に依る)

明

家定

二五〇二 弘化 元 天保の改革を始め
二五〇三 外國船撃攘令をゆるむ
二五〇四 永野忠邦老中を罷む平田篤胤歿す
二五〇六 水野忠邦再び老中となる
二五一二 嘉永 五 〇 北方村大庄屋重松彌次郎南方村役人に宗門一札を送る
二五一三 明治天皇御降誕
二五一四 安政 元 〇 北村長崎を去る、和親條約締結、吉田松陰捕へらる
二五一五 安政 三 〇 松山城着手あり二十五年を経て漸く竣工す
二五一六 安政 二 〇 〇 北方村向井利右エ門勤功に付郷筒御用掛仰付らる
二五一七 安政 三 〇 〇 江川垣庵歿す蘭人汽船小砲を贈る
二五八七 安政 三 〇 〇 當地に地震あり三四日も續き大宮下段崩る

孝明

二五八七 安政 三 〇 〇 〇 北方村百姓谷池を築き始む

米國總領事ハリス下田に来る

阿片戰爭終る

露使レーゾフ長崎に来る

露使ブーチャン長崎に来る

伊藤博文 本部 泰

渡部平太

三三 横河原迄伊豫鐵道布設成る、川上局長城實平務む
三二 北清事變に關する講話條約案成る
三四 北清事變に關する講話條約調印
三五 日英同盟成る ◎川上校長相原直温功勞者として表彰さる

荳井誠美

三六 ◎川上校訓導師口岩男教育功績者として表彰さる
三六 ◎川上村傳染病院建設(町裏の地)

西園寺公望 安藤謙介

渡部平太

三七 ◎川上分署を巡查部長派出所とす
三七 ◎川上校訓導師金子忠順教育功績者として表彰さる
三八 ◎渡部儀太郎村長となる、日露戰爭終る

桂 太郎

伊澤多喜男

松木喜一

四〇 ◎松木喜一村長となる向ふ十三年續く
四〇 戊申詔書下る、日米外交文書を交換す
四三 日露新協約成る、韓國併合

西園寺公望

伊澤多喜男

松木喜一

四四 ◎川上登記所建築、日英第三次盟約
四五 明治天皇崩御

大正昭和重要事項

大正十五年昭和二十五年迄の四十年間

一二三 大正

桂 太郎

伊澤多喜男

松木喜一

元 大正天皇踐祚、朝見式御大喪
二 大正二年二月二十日山本内閣

山本權兵衛

伊澤多喜男

松木喜一

三 獨逸に宣戰す青島陥落、獨領南洋諸島占領
四 ◎川上村役場建築、學校林補植模範林植付

寺内正毅

坂田幹太

松木喜一

五 ◎川上村消防組設立

原 敬

若林資藏

松木喜一

七 ◎北方苦溪山の大火百町餘燒失
七 東部シベリヤ出兵す獨逸聯合國と休戰を約す
八 ◎川上村出身兵多數出征す

馬渡俊雄

松木喜一

八 ◎浦據より歸還す(第五師團出征軍人)
八 ◎大正八年十一月十一日仙波秀一村長となる

高橋是清 加藤友三郎

仙波秀一

二五七九 一九一九
二五八一 一九二一
二五八二 一九二二

八 ヴエルサイユ條約成る
一〇 ワシントン會議開かる、裕仁親王攝政となり給ふ
一一 ◎北方部落各組毎に山伏畑附近に植林を行ふ
一一 英國太子來朝

山本權兵衛

宮崎道之助

仙波秀一

二五八三 一九二三
二五八四 一九二四

一二 關東大震災
一三 米國移民制限新法實施

清浦奎吾 加藤高明

佐竹義文

仙波秀一

二五八五 一九二四

一四 大正天皇御成婚二十五年式
一四 ◎大正十四年六月二十七日松木喜一村長となる

若槻禮次郎

香坂昌康

松木喜一

二五八六 一九二四

一五 大正十五年一月三十日組閣
一五 天皇踐祚朝見式

一二四 今上

田中義一

尾崎勇次郎

市村慶三

二五八七 一九二八

二 大正天皇御大喪ジュネーブ會議開かる

濱口雄幸

木下 信

仙波秀一

二五八八 一九二八
二五八九 一九二九
二五九〇 一九三〇

三 即位の大禮を擧げ給ふ改正衆議員を選擧法(普通選舉)による最初の選舉好まる
四 ◎北方部落耕地整理着手
四 ◎同續行す

若槻禮次郎

笹井幸一郎

仙波秀一

二五九一 一九三一

五 ◎南方部落吹上池腹付工事を行ふ
五 ◎ロンドン會議開かる
六 ◎昭和五年九月渡部莊一郎村長となる

大正六年 齋藤 實

久米 成夫

渡部莊一郎

二五九二 一九三二

六 滿洲事變上海事變起る

昭和六年 齋藤 實

久米 成夫

渡部莊一郎

二五九三 一九三三

七 滿洲國の獨立宣言、上海事件起る
七 滿洲共和國の建設

昭和七年 齋藤 實

久米 成夫

仙波秀一

二五九四 一九三四

八 國際聯盟能退、皇太子殿下御降誕
八 ◎昭和八年十二月仙波秀一村長となる
九 ◎大早魃あり農作物被害甚大其の上風水害ありて重信川堤防一部決潰

昭和九年 大場鑑次郎

大場鑑次郎

仙波秀一

二五九四 一九三四

九 川堤防一部決潰

廣田弘毅 十一年	古川静夫	二五九六	一九三六	一一	◎川上村巡查部長派出所を下之町に建築に着手
林統十郎 十二年	持永義夫	二五九七	一九三七	一二	◎派出所新築落成式上棟式 日支事變起る
近衛文麿 十三年	中村敬道				
平沼騏一郎 昭和十四年	島山昌福	二六〇一	一九四一	一六	◎昭和十六年三津山保太郎村長となる
昭信 十四年	福本柳一	二六〇三	一九四三	一八	◎二回風水害あり寶泉川客之宮附近土手決潰 北吉井村大火事、川上村警防團出動大畑へガソリン ポンプを運搬す
米内光政 十五年	相川勝六	二六〇四	一九四四	一九	◎南方二の關大工事(沖之町区請合) 拜志村下林重信川堤破れ家屋及田百四十町歩流失本 村より消防團出動
近衛文麿 十五年	西澤千代治	二六〇五	一九四五	二〇	◎三内村岡石原大水害あり家屋田地流失す
東條英機 十六年	土肥米之	二六〇六	一九四六	二一	◎國道筋に地下電話線施設村民工事に従事 ◎立方米掘費二四〇錢 ◎一月廿日寶泉川荷稻橋附近流失す各区より一戸一人役 宛復旧從事す
小磯國昭 十九年	豊島章太郎	二六〇七	一九四七	二二	◎國民總躍起太平洋戦争決戦
幣原	青木重臣	二六〇八	一九四八	二三	◎米空軍松山市大空襲全焼す(七月二十六日) ◎八月十四日大日本帝國遂に降伏す
吉田	松下一	二六〇九	一九四九	二四	◎大洪水ありて寶泉川、本谷川の堤防決潰法界門橋流 失高木の流失 表川柳土手増水の爲天神町南側家屋流 失致軒に及ぶ
芦田	大西時久	二六〇一〇	一九五〇	二五	◎新園切換、通貨封鎖 ◎年末強震ありて村の夜燈石塔家屋等の倒れ又人畜 に少數の被害あり
吉田	青木重臣	二六〇一一	一九五〇	二五	◎川上中學校新築川上小中學校PTA發足 ◎キジア台風來襲稲作二割減收
吉田	青木重臣	二六〇一二	一九五〇	二五	◎川上校開校六十周年紀念十二月十七日式典舉行 記念事業村の面影編纂(川上村PTA主催)

川上小學校名簿

(川上尋常高等小學校、川上国民學校)

氏名	本籍地	在職年数
金子 長齊	山 市	明三・一〇〇七
芥川 信康	同	明三・一〇〇七
服部 信康	同	明三・一〇〇七
穂坂 利久	同	明三・一〇〇七
宇高 利久	同	明三・一〇〇七
宇野 実	同	明三・一〇〇七
今城	同	明三・一〇〇七
橋本	同	明三・一〇〇七
相原 直温	同	明三・一〇〇七
金子元太郎	久米郡川上村大字北方	明三・一〇〇七
德永	同	明三・一〇〇七
奥平 貞固	同	明三・一〇〇七
越智 新	同	明三・一〇〇七
近本 光藏	同	明三・一〇〇七
穂坂 元享	同	明三・一〇〇七
山内	同	明三・一〇〇七
戸塚	同	明三・一〇〇七
三宅 克徳	同	明三・一〇〇七
高本 共之	同	明三・一〇〇七
乃万源三郎	同	明三・一〇〇七
河東小學校	同	明三・一〇〇七
松尾小學校	同	明三・一〇〇七
白杵小學校	同	明三・一〇〇七

氏名	本籍地	在職年数
金子元太郎	久米郡川上村大字南方	明三・一〇〇七
宇和川太郎	同	明三・一〇〇七
曾根 龜彌	久米郡小野村大字水泥	明三・一〇〇七
正岡 宗円	同	明三・一〇〇七
細野 詢	同	明三・一〇〇七
野本 英知	同	明三・一〇〇七
大内 毅親	同	明三・一〇〇七
宮原 坦	同	明三・一〇〇七
大泉 知之	同	明三・一〇〇七
坂本 里信	同	明三・一〇〇七
千賀 愛敬	同	明三・一〇〇七
戸塚 篤	温泉郡雄群村藤原	明三・一〇〇七
村上 礼重	松山市歩行町	明三・一〇〇七
宇和川太郎	久米郡川上村川上駅	明三・一〇〇七
竹内貞二郎	下浮穴郡原町村	明三・一〇〇七
森 正方	松山市三番町	明三・一〇〇七
下村 安広	松山市鉄砲町	明三・一〇〇七
田中千重郎	下浮穴郡原町村	明三・一〇〇七
高宮 常久	松山市弁天町	明三・一〇〇七
小倉 季吉	東宇和郡溪筋村	明三・一〇〇七
小原 林治	和氣郡三津浜町	明三・一〇〇七
玉井林三郎	和氣郡御幸村山越	明三・一〇〇七
三瀬金十郎	松山市	明三・一〇〇七

明治二十年以前の学校沿革誌、先覚者の記憶に訴えたもので僅に大要を知るだけである。

長曾我部由雄 温泉郡三内村 //四・三二六・三
 竹内 顕雄 温泉郡三内村 //四・三二一〇・四三
 北野伊勢一 温泉郡川上村北方 //四・三二一〇・四三
 大西 隆雄 伊予郡松前村 //四・三二一〇・四三
 未光 匡義 温泉郡北吉井村 //四・三二一〇・四三
 北野佐十郎 温泉郡川上村北方 //四・三二一〇・四三
 小泉 進 //四・三二一〇・四三
 相原 豊房 温泉郡南吉井村 //四・三二一〇・四三
 大野鬼千三 温泉郡南吉井村 //四・三二一〇・四三
 戒能 通清 温泉郡三内村 //四・三二一〇・四三
 長尾 春与 上浮穴郡久方町 //四・三二一〇・四三
 渡部 彌平 温泉郡川上村南方 //四・三二一〇・四三
 三好 市松 伊予郡北伊予村 //四・三二一〇・四三
 大窪 貞範 上浮穴郡柳谷村 //四・三二一〇・四三
 伊賀上寅五郎 温泉郡北吉井村 //四・三二一〇・四三
 野口 秀明 温泉郡川上村 //四・三二一〇・四三
 長井ヨシミ 松山市魚町 //四・三二一〇・四三
 仙波 宗茂 温泉郡川上村大字北方 //四・三二一〇・四三
 山本ヤエノ 温泉郡川上村大字北方 //四・三二一〇・四三
 大塚 義雄 松山市三番町 //四・三二一〇・四三
 岡田 義忠 温泉郡南吉井村 //四・三二一〇・四三
 大北順太郎 温泉郡南吉井村 //四・三二一〇・四三
 波示 倫朝 温泉郡久枝村 //四・三二一〇・四三
 西原房太郎 越智郡清水村 //四・三二一〇・四三
 篠原 タニ 温泉郡在原村 //四・三二一〇・四三
 三谷 貞一 温泉郡素鷲村 //四・三二一〇・四三

牧 末四郎 温泉郡南吉井村 //二・一〇二・二
 渡部 セキ 伊予郡北伊予村 //二・一〇二・二
 河本金十郎 温泉郡浮穴村 //二・一〇二・二
 伊藤 斐雄 松山市玉川町 //二・一〇二・二
 西岡 敏夫 温泉郡三津浜 //二・一〇二・二
 宮内 常義 温泉郡小野村 //二・一〇二・二
 大石利三郎 温泉郡川上村松瀬川 //二・一〇二・二
 小原 セツ 松山市南堀端 //二・一〇二・二
 牧 知忠 温泉郡南吉井村北野田 //二・一〇二・二
 金子 泰 温泉郡川上村北方 //二・一〇二・二
 佃 松太郎 松山市御室町 //二・一〇二・二
 丹生谷 馨 温泉郡在原村 //二・一〇二・二
 相原 一茂 温泉郡浮穴村 //二・一〇二・二
 一井 齊 温泉郡三内村大字河之内 //二・一〇二・二
 木村 ウメ 温泉郡雄群村 //二・一〇二・二
 永井 信之 温泉郡素鷲村 //二・一〇二・二
 伊賀 利幸 温泉郡北吉井村 //二・一〇二・二
 高須賀品一 温泉郡三内村 //二・一〇二・二
 和田シカエ 温泉郡北吉井村 //二・一〇二・二
 仙波 イク 温泉郡河野村 //二・一〇二・二
 矢野 トモ 松山市北京町 //二・一〇二・二
 丹生谷博季 温泉郡北吉井村 //二・一〇二・二
 影浦 賤哉 松山市港町 //二・一〇二・二
 藤井晴二郎 温泉郡川上村北方 //二・一〇二・二
 須賀 ダイ 松山市南八坂町 //二・一〇二・二
 松崎 花 松山市港町 //二・一〇二・二

篠浦 清隆 温泉郡在原村 //四・一〇一
 野村 彦道 松山市一番町 //五・三二一〇・六三
 木原 ヒロ 新居郡中萩村 //五・三二一〇・六三
 石丸勝太郎 温泉郡西中島村 //五・三二一〇・六三
 和田 義白 温泉郡北吉井村 //五・三二一〇・六三
 東村又五郎 温泉郡南吉井村 //五・三二一〇・六三
 森 正秀 温泉郡生石村 //五・三二一〇・六三
 浅野 清長 温泉郡三内村河之内 //五・三二一〇・六三
 黒田 トシ 温泉郡北吉井村 //五・三二一〇・六三
 影浦 コト 温泉郡久米村 //五・三二一〇・六三
 浅井 副爾 温泉郡久米村 //五・三二一〇・六三
 郷田 義男 温泉郡生石村 //五・三二一〇・六三
 成谷 薫 松山市南八坂町 //五・三二一〇・六三
 作道 亀市 温泉郡粟井村 //五・三二一〇・六三
 坂本ミチヨ 西字和郡川之石町 //五・三二一〇・六三
 岩田弁次郎 温泉郡拜志村 //五・三二一〇・六三
 土居 坂利 温泉郡垣生村 //五・三二一〇・六三
 田所 実 温泉郡久枝村 //五・三二一〇・六三
 田井モリノ 温泉郡川上村松瀬川 //五・三二一〇・六三
 稲葉 利幸 温泉郡南吉井村 //五・三二一〇・六三
 相原 フジ 温泉郡南吉井村 //五・三二一〇・六三
 八原 ハル 温泉郡三津浜町 //五・三二一〇・六三
 松沢鹿太郎 温泉郡小野村 //五・三二一〇・六三
 林 静子 温泉郡湯山村 //五・三二一〇・六三
 杉野 寅市 温泉郡河野村 //五・三二一〇・六三
 河野 シン 松山市北歩行町 //五・三二一〇・六三

和田 逐郎 温泉郡北吉井村 //八・三二一〇・九七
 藤井 徳代 松山市富町 //八・三二一〇・九七
 洲之内富子 温泉郡川上村北方 //八・三二一〇・九七
 梶野シヅエ 三津浜久室町 //八・三二一〇・九七
 清水 俊雄 温泉郡味生村 //八・三二一〇・九七
 野中 重徳 温泉郡小野村 //八・三二一〇・九七
 宮内庫太郎 伊予郡松前村 //八・三二一〇・九七
 三好 磯一 温泉郡中島村 //八・三二一〇・九七
 平野 清 松山市二番町 //八・三二一〇・九七
 森(崎)龍馬 松山市出淵町 //八・三二一〇・九七
 中村典三郎 伊予郡砥部郡 //八・三二一〇・九七
 加藤 静 松山市豊坂町 //八・三二一〇・九七
 宮内銃三郎 温泉郡小野村 //八・三二一〇・九七
 松田 恵雄 宇和島町 //八・三二一〇・九七
 升田 繁一 伊予郡岡田村 //八・三二一〇・九七
 矢野 大 越智郡宮窪村 //八・三二一〇・九七
 杉田 茂一 北条町 //八・三二一〇・九七
 越智良太郎 温泉郡古三津村 //八・三二一〇・九七
 仙波 直記 温泉郡川上村北方 //八・三二一〇・九七
 二神 政数 温泉郡川上村北方 //八・三二一〇・九七
 田井 皇代 温泉郡川上村大字松瀬川 //八・三二一〇・九七
 八東 寿弘 温泉郡在原村 //八・三二一〇・九七
 山本健太郎 松山市北夷子町 //八・三二一〇・九七
 岡山 正則 温泉郡北吉井村 //八・三二一〇・九七
 大西 秀雄 温泉郡川上村大字吉久 //八・三二一〇・九七

伊藤元三郎 新居郡大生院村 // 三三〇〇〇〇八
 熊野盛十郎 温泉郡坂本村 // 三三〇〇〇〇七
 野中トヨ 温泉郡川上村大字北方 // 三三〇〇〇〇六
 長曾我部吉太郎 温泉郡三内村大字則之内 // 三三〇〇〇〇五
 八木タマエ 温泉郡川上村吉久 // 三三〇〇〇〇四
 玉井 忠温 松山市新玉町 // 三三〇〇〇〇三
 未広 賀治 西字和郡伊方村 // 三三〇〇〇〇二
 曾我部熊五郎 周桑郡榎森滑川 // 三三〇〇〇〇一
 大野 太平 温泉郡石井村大字今在 // 三三〇〇〇〇〇
 越智キクヨ 温泉郡新浜村 // 三三〇〇〇〇〇
 菅 晓 温泉郡川上村大字南方 // 三三〇〇〇〇〇
 菅野 義計 // 三三〇〇〇〇〇
 篠塚 清子 温泉郡興居島村 // 三三〇〇〇〇〇
 屋内 積行 温泉郡小野村 // 三三〇〇〇〇〇
 惣野 政市 伊予郡岡田村 // 三三〇〇〇〇〇
 大西 朝英 温泉郡荏原村 // 三三〇〇〇〇〇
 渡部 満房 温泉郡川上村大字北方 // 三三〇〇〇〇〇
 藤原 武雄 温泉郡浮穴村 // 三三〇〇〇〇〇
 森 時忠 温泉郡小野村 // 三三〇〇〇〇〇
 古川 小秋 温泉郡朝美村 // 三三〇〇〇〇〇
 岡部 経宇 三津浜栗町 // 三三〇〇〇〇〇
 越智 竹一 周桑郡榎木村 // 三三〇〇〇〇〇
 渡部 正子 温泉郡川上村大字北方 // 三三〇〇〇〇〇
 藤岡 愛子 松山市港町 // 三三〇〇〇〇〇
 安永織三郎 温泉郡久米村 // 三三〇〇〇〇〇
 酒井国太郎 温泉郡三内村大字井内 // 三三〇〇〇〇〇
 遠藤 貞式 温泉郡五明村 // 三三〇〇〇〇〇

五十崎ヨシエ 三津浜広町 // 三三〇〇〇〇七
 渡部 茂作 周桑郡榎樹村 // 三三〇〇〇〇六
 田中 四郎 温泉郡川上村大字北方 // 三三〇〇〇〇五
 橋 輝 温泉郡坂本村 // 三三〇〇〇〇四
 野中 種一 温泉郡川上村大字北方 // 三三〇〇〇〇三
 渡部キヨ子 松山市北原町 // 三三〇〇〇〇二
 野本喜代子 道後湯之町 // 三三〇〇〇〇一
 高須賀ツネ子 温泉郡川上村大字南方 // 三三〇〇〇〇〇
 村上マサヨ 松山市新玉町 // 三三〇〇〇〇〇
 武智 元衛 温泉郡三内村大字則之内 // 三三〇〇〇〇〇
 三宗為太郎 松山市杉谷町 // 三三〇〇〇〇〇
 星野 清 北条町字辻 // 三三〇〇〇〇〇
 高橋 栄 西中島栗井 // 三三〇〇〇〇〇
 高橋ヒサコ 道後湯之町 // 三三〇〇〇〇〇
 友近 敦子 荏原村大字西野 // 三三〇〇〇〇〇
 野中 実 小野村大字平井 // 三三〇〇〇〇〇
 近藤 和雄 三内村河之内 // 三三〇〇〇〇〇
 武田 是 余戸村大字竹宮 // 三三〇〇〇〇〇
 竹宮 憲一 北条町辻 // 三三〇〇〇〇〇
 束村 若枝 北吉井村志津川 // 三三〇〇〇〇〇
 堀内 隆幸 石井村和泉 // 三三〇〇〇〇〇
 田中ヨシエ 久米村窪田 // 三三〇〇〇〇〇
 別府スミエ 小野村平井 // 三三〇〇〇〇〇
 柳原美重里 伊予郡北伊予村 // 三三〇〇〇〇〇
 加藤 功 小野村水堀 // 三三〇〇〇〇〇
 岡本 貞吉 道後湯之町 // 三三〇〇〇〇〇

渡部 茂作 小野村平井 // 三三〇〇〇〇〇
 榊久 薫 膝野村野忽那 // 三三〇〇〇〇〇
 森田 政雄 今治市米屋町 // 三三〇〇〇〇〇
 渡部 常盤 北吉井村山之内 // 三三〇〇〇〇〇
 竹政 英基 荏原村上野 // 三三〇〇〇〇〇
 榎垣 忠美 北条町辻 // 三三〇〇〇〇〇
 中平 郷志 西字和郡八幡浜町 // 三三〇〇〇〇〇
 山本 タネ 松山市港町 // 三三〇〇〇〇〇
 森 善吾 余戸村余戸 // 三三〇〇〇〇〇
 中山 亀美 松山市 // 三三〇〇〇〇〇
 高橋 登美 松山市中歩行町 // 三三〇〇〇〇〇
 清水 清高 粟井村久保 // 三三〇〇〇〇〇
 伊藤チエ子 新居浜村石風呂 // 三三〇〇〇〇〇
 加藤健一郎 松山市新玉町 // 三三〇〇〇〇〇
 高橋 環 石井村北土居 // 三三〇〇〇〇〇
 武智 惇 久米村高井 // 三三〇〇〇〇〇
 森貞 宗弘 小野村北梅ノ本 // 三三〇〇〇〇〇
 高市 晴雄 小野村平井 // 三三〇〇〇〇〇
 関谷 辰子 味生村南斎院 // 三三〇〇〇〇〇
 平田 俊子 松山市衣山 // 三三〇〇〇〇〇
 三津田田津三 松山市末広町 // 三三〇〇〇〇〇
 仙波 貞子 小野村平井 // 三三〇〇〇〇〇
 好光 半平 久米村南土居 // 三三〇〇〇〇〇
 高橋 茂雄 石井村北土居 // 三三〇〇〇〇〇
 橋 彦 浮穴村北門 // 三三〇〇〇〇〇
 三好 英之 久米村来住 // 三三〇〇〇〇〇
 大北 徳一 南吉井村牛淵 // 三三〇〇〇〇〇

武田マサヨ 三津浜町 // 三三〇〇〇〇〇
 篠森 信一 北吉井村志津川 // 三三〇〇〇〇〇
 御手洗三郎 松山市花園町 // 三三〇〇〇〇〇
 和田 千代 北吉井村樋ノ口 // 三三〇〇〇〇〇
 永木 良 垣生村今出 // 三三〇〇〇〇〇
 竹政 精 石井村東石井 // 三三〇〇〇〇〇
 岡 数太郎 越智郡菊間町 // 三三〇〇〇〇〇
 榎垣 長慶 湯山村 // 三三〇〇〇〇〇
 安井タマコ 久米村字鷹の子 // 三三〇〇〇〇〇
 水口 進 荏原村恵原町 // 三三〇〇〇〇〇
 宇和川 一 三内村則之内 // 三三〇〇〇〇〇
 中村(渡部猪之吉) 久米村高井 // 三三〇〇〇〇〇
 仙波タケ子 久米村北久米 // 三三〇〇〇〇〇
 是沢 数子 伊台村下伊台 // 三三〇〇〇〇〇
 仙波 巖 南吉井村牛淵 // 三三〇〇〇〇〇
 藤井 彰子 川上村北方 // 三三〇〇〇〇〇
 八木 茂 南吉井村牛淵 // 三三〇〇〇〇〇
 安平 章 伊予郡原町村 // 三三〇〇〇〇〇
 須之内信一 和氣村太山寺 // 三三〇〇〇〇〇
 八木 久徳 小野村平井 // 三三〇〇〇〇〇
 久保 達徳 松山市魚町 // 三三〇〇〇〇〇
 高須賀ヨリ 北吉井村志津川 // 三三〇〇〇〇〇
 大原 房江 松山市泉町 // 三三〇〇〇〇〇
 浜松 義種 河野村中須賀 // 三三〇〇〇〇〇
 松田 清 松山市蚕屋町 // 三三〇〇〇〇〇
 平松 瑛子 松山市土橋町 // 三三〇〇〇〇〇

永井 修 粟井村麓 〇八三
 高橋 真一 伊台村 〇八三
 山名(仙波) 昇 久米村 〇九三
 丸尾 文省 西中島村 〇九三
 佐伯 義朝 三内村河之内 〇九八
 山口 光彦 松山市木屋町 〇九八
 松本 知一 五明村 〇九八
 渡部佐一郎 北吉井村山之内 〇九八
 高市タキ子 余土村余戸 〇九八
 河本 恒子 久米村来住 〇九八
 相原チサト 坂本村 〇九八
 寺田ヨシヲ 川上村松瀬川 〇九八
 立石ヘル子 松山市 〇九八
 佐伯 惟揚 三内村河之内 〇九八
 渡部 桂 久米村 〇九八
 渡部 照子 松山市魚町 〇九八
 北条喜代子 松山市小坂 〇九八
 和田 三郎 北吉井村西岡 〇九八
 伊賀嘉三郎 北吉井村西岡 〇九八
 日下部正剛 松山市松前町 〇九八
 渡部 清子 川上村北方 〇九八
 東 富子 南吉井村田窪 〇九八
 野口 寛 坂本村淨瑠璃寺 〇九八
 平松 瑛子 松山市土橋町 〇九八
 渡部鹿太郎 川上村南方 〇九八
 武智 成彬 北吉井村志津川 〇九八

大西堅九郎 伊予郡中村下吾川 〇八三
 藤岡宇佐男 北吉井村樋の口 〇八三
 洲之内千代香 久枝村 〇八三
 大森 俊子 荏原村 〇八三
 渡部ミネヨ 川上村 〇八三
 渡部 好子 川上村北方 〇八三
 二神 秀雄 川上村北方 〇八三
 大西 忠義 南吉井村田窪 〇八三
 得居 衛 正岡村 〇八三
 本田 武八 余土村 〇八三
 奥村百合子 小野村太積寺 〇八三
 渡部 茂子 松山市萱町 〇八三
 玉井 清吉 久枝村東長戸 〇八三
 夷子 正英 川上村北方 〇八三
 橋本鬼子男 余戸村余戸 〇八三
 諏訪 照子 北吉井村志津川 〇八三
 高須賀ヨリ 興居島村 〇八三
 石丸 省三 小野村北極本 〇八三
 渡部 久則 松山市三番町 〇八三
 松本 直子 北吉井村志津川 〇八三
 安平 正子 松山市住吉町 〇八三
 中野 篤子 川上村松瀬川 〇八三
 白方ヨシエ 松山市杉谷町 〇八三
 今井 百恵 松山市杉谷町 〇八三
 古茂田次男 五明村字城山 〇八三
 野本 頼雄 〇八三

岡田 好春 北条町北条 〇八三
 菅野 良知 川上村南方 〇八三
 藤田千代子 北吉井村樋の口 〇八三
 沢田栄太郎 道後湯之町 〇八三
 武智 忠章 久米村大字南久米 〇八三
 田中 花子 川上村大字南方 〇八三
 村尾キヨ子 川上村大字南方 〇八三
 松本 孝 北吉井村志津川 〇八三
 池内ノブ子 三内村大字河之内 〇八三
 佐伯 愛子 南吉井村田窪 〇八三
 中野 和子 北吉井村大字志津川 〇八三
 高市 昌勲 小野村大字平井 〇八三
 大西 伍郎 川上村吉久 〇八三
 宮内 敏之 石井村大字東石井 〇八三
 高橋 豊 南吉井村大字牛淵 〇八三
 山内 純 川上村大字北方 〇八三
 田中 亘 川上村大字北方 〇八三
 森 孝三 南吉井村大字牛淵 〇八三
 中村 房子 北吉井村大字志津川 〇八三
 池内 嘉晴 北伊予村大字神崎 〇八三
 菅野 寛子 川上村大字南方 〇八三
 藤内マスマ 松山市大字南吉田 〇八三
 近藤カズノ 三内村大字河之内 〇八三
 加藤 栄安 三内村大字井内 〇八三
 白石 芳晴 松山市竹原町 〇八三
 吉川喜代国 北吉井村志津川 〇八三

岡本みち子 三内村大字則之内 〇八三
 井上 次雄 揮志村大字下林 〇八三
 大西 保 石井村大字南土居 〇八三
 前島十三子 南吉井村大字牛淵 〇八三
 高須賀 茂 南吉井村大字田窪 〇八三
 渡部 一正 北吉井村大字志津川 〇八三
 宮内 正 小野村大字北極本 〇八三
 池川 啓司 南吉井村大字見奈良 〇八三
 野中ユリ子 揮志村大字下林 〇八三
 岡山 久子 北吉井村大字樋の口 〇八三
 花山(野口) 瑠璃子 川上村大字北方 〇八三
 古田百合野 川上村大字吉久 〇八三
 神野 義道 川上村大字北方 〇八三
 玉田 恒 松山市大字西垣生 〇八三
 高須賀 章 南吉井村田窪 〇八三
 江戸 圭介 川上村大字北方 〇八三
 渡部みね子 川上村大字南方 〇八三
 佐伯 貞子 川上村大字北方 〇八三
 石丸 富江 越智郡下朝倉村 〇八三
 田井キクミ 川上村大字松瀬川 〇八三
 小川サヨ子 徳島県美馬郡 〇八三
 久保 文子 小野村大字南極本 〇八三
 大原 利博 石井村大字星岡 〇八三
 渡部 富子 北吉井村大字志津川 〇八三
 渡部アツ子 川上村大字南方 〇八三
 松末 鈴子 川上村大字吉久 〇八三

渡部カヲリ 川上村大字北方 // 三三・三一
 原 かず 松山市住吉町 // 三三・三一
 和田トヨ子 北吉井村大字樋之口 // 三三・六一〇〇〇三六
 竹内いつみ 北吉井村大字樋之口 // 三三・三一
 高須賀妙子 川上村大字南方 // 三三・三一
 岡田 都子 南吉井村大字見奈良 // 三三・三一
 和田喜志夫 北吉井村大字山之内 // 三三・三一
 堀内 梨 小野村北極本 // 三三・三一
 渡部 豊重 川上村大字北方 // 三三・三一
 徳本 豊 久米村郷の子 // 三三・三一
 武智 蛸子 久米村南久米 // 三三・三一
 宮内 栗忠 北吉井村志津川 // 三三・三一
 野首 芳美 川上村大字南方 // 三三・三一
 戒能 猛 三内村大字則之内 // 三三・三一
 近藤 成子 三内村大字河之内 // 三三・三一
 曾我部 要 川上村大字北方 // 三三・三一

補習學校 青年學校、中學校名簿

大野鬼千三 温泉郡南吉井村田窪八二戸 明四、三三—大九、三三
 松田 恵雄 字和島町大字大石町五、 大九、三三—大九、六二五
 八束 寿弘 温泉郡在原村上野甲七一 // 九六、五—一〇三、三三
 伊藤元三郎 新居郡大生院村六八戸 // 〇四、六—一四八、三三
 齊藤 セツ // 三三、三三—四一、三三
 近藤 和雄 温泉郡三内村大字河之内 // 四八、三三—昭四、三三
 大北 タケ 温泉郡南吉井村大字牛淵 大四、一三—大五、三三
 小林 栄 大五、三三—大五、八三
 村尾 シゲ 大五、九一—昭四、二八

高橋 定雄 温泉郡石井村大字北土居屋戸 昭三、三三—三五、八
 戒田澄之助 周桑郡桶河村大字桶九六戸 // 三五、七一—四三、三三
 高橋 環 温泉郡石井村大字北土居 // 四四、二一—八三、三三
 好光 半平 温泉郡久米村 // 四三、三三—二、三三
 寺田 秀 松山市 // 四一、三三—九、三三
 永井 ナヲ 松山市 // 五四、〇一—六三、三三
 安平 章 伊予郡原町村 // 八三、三三—一〇三、三三
 富岡千代子 岡山県吉備郡池田三三三三 // 九九、五—一〇八、三三
 寺田 秀 温泉郡川上村大字松瀬川 // 一〇八、三三—一六一、〇
 相原チサト // 二八、三三—三三、三三
 渡部佐一郎 温泉郡北吉井村大字山之内 // 〇三、三三—二三、三三
 今井 和夫 新居郡垣生村 昭二、三三—二三、三三
 渡部鹿太郎 温泉郡川上村大字南方 // 三三、三三—六八、九〇
 高須賀トミ 温泉郡川上村大字北方 // 三三、三三—一五、八三
 大西堅九郎 伊予郡郡中町下吾川 // 三三、三三—一四三、三三
 丸尾 文省 温泉郡西中島村大字字和間 // 四三、三三—一五三、三三
 野口 覚 温泉郡坂本村大字瑠璃瑠寺 // 四三、三三—六三、三三
 渡部ミ子 温泉郡川上村大字南方 // 四一、〇八—一五、三三
 玉井 清吉 松山市萱町 // 五三、三三—三〇、三三
 田中 一子 今治市大字今治村 // 二五、三三—二六、三三
 田中 稔 伊予郡北伊予村大溝 // 二五、三三—六三、三三
 佐伯 惟揚 温泉郡三内村大字河之内 // 二五、三三—二七、三三
 佐伯カヲリ 温泉郡三内村大字河之内 // 二六、三三—同日解雇
 渡部 勉 伊予郡西伊予村 // 二六、三三—一七、五〇三
 寺田 秀 温泉郡川上村大字松瀬川 // 二六、五〇—一九、八三
 吉金 三清 温泉郡五明村 // 二六、五三—二六、八三
 仙波 由井 温泉郡川上村大字松瀬川 // 二四、四一—二六、七、三

弓立 安吉 伊予郡郡中町字港町 // 二六、八三—二六、三三
 渡部ミヨ子 温泉郡川上村大字南方 // 二六、一〇一—三三、三三
 策原美代子 温泉郡拜志村大字上林 // 二六、三三—二八、三三
 渡部 要雄 温泉郡川上村大字北方 // 二七、三三—三三、三三
 矢野 花子 松山市弁天町 昭二、七三—一九、三三
 村瀬 文雄 松山市道後湯之町 // 二七、八—二八、三三
 井上 邦子 松山市紙屋町 // 二七、七、六一—二八、五、〇
 細川 繁一 温泉郡川上村大字南方 // 二八、三三—三、六〇
 塩見 静子 越智郡瀧浦村大字椋名 // 二八、三三—三〇、九三
 石丸 省三 温泉郡興居島村 // 二八、三三—二八、五三
 大西 忠義 温泉郡南吉井村大字田窪 // 二八、三三—二八、五三
 橋本鬼士男 温泉郡川上村大字北方 // 二八、三三—二八、五三
 仙波 直記 温泉郡川上村大字北方 // 二八、三三—二九、八一
 字和川 一 温泉郡三内村大字則之内 // 二八、六一—三〇、三三
 橋本 靖 温泉郡在原村大字東方 // 二八、六一—三〇、三三
 戒能 順太 温泉郡三内村大字井内 // 二八、六一—二二、五三
 仙波 堆数 温泉郡川上村大字北方 // 二八、六一—三〇、三三
 河野 広市 温泉郡河野村 // 二八、六一—二九、三三
 北条 胤美 温泉郡三内村大字則之内 // 二八、二、五—三〇、九〇
 大野トシ子 温泉郡小野村大字平井 // 二九、六一—三〇、八三
 松田 正代 温泉郡石井村大字今在家 // 二八、六一—三三、三三
 須川 千歳 温泉郡北吉井村大字志津川 // 二八、六一—三〇、三三
 松島すみ子 伊予郡原町村大字麻生 // 二八、六一—三〇、八三
 大西八重子 温泉郡南吉井大字田窪 // 二九、九〇—二九、三三
 河本 隆 温泉郡石井村大字南戸井 // 二九、五、一—三〇、三三
 渡部豊三郎 温泉郡川上村大字南方 // 二八、三、三一—三三、三三

指導員名簿

松本 喜作 温泉郡川上村大字北方 // 二九、七、三一—三〇、九〇
 菅 原明 温泉郡川上村大字南方 // 二九、三三—二、三三
 戸井 覚一 温泉郡川上村大字北方 // 二九、七、三一—三〇、三三
 都子野清茂 温泉郡垣生村 // 二九、八、七一—三〇、三三
 佐伯 惟揚 温泉郡三内村大字河之内 // 二九、三三—三三、三三
 酒井国太郎 温泉郡三内村大字井内 // 二八、六、〇—二、三三
 城野 重武 松山市 // 二八、六、〇—二八、九、〇
 安井 弘 温泉郡南吉井村大字野田 // 二八、九、〇—二、三三
 森 節子 温泉郡拜志村大字下林 // 一〇一、一〇—
 渡部 常盤 温泉郡北吉井村大字山之内 // 一〇三、三三—三三、三三
 渡部 豊重 温泉郡川上村大字北方 // 一〇三、三三—三〇、九〇
 佐伯 義朝 温泉郡三内村大字河之内 // 一〇三、三三—三三、三三
 青木 徳 温泉郡小野村大字平井 // 一〇三、三三—三三、八三
 字和川民恵 温泉郡三内村大字則之内 // 一〇三、三三—三三、五三
 池内 嘉明 伊予郡北伊予村 // 一〇三、三三—三三、三三
 大西 百合 温泉郡川上村大字吉久 // 一〇八、八三—三〇、九〇
 平岡 安子 温泉郡石井村大字星之岡 // 一〇八、八三—三三、三三
 高橋香寿子 温泉郡川上村大字南方 // 一〇九、〇一—三三、三三
 菅野 牟雄 川上村大字南方 大五、六、〇—昭八、三三
 渡部 薫 右全 昭三、七、三—昭五、三三
 牛田 広一 右全 // 三三、三一—四三、三三
 桑原 時雄 川上村大字北方 // 三七、三三—五三、三三
 今井 衛 川上村大字松瀬川 // 五三、三三—八三、三三
 大西 駒一 川上村大字吉久 // 八四、三一—九四、三〇
 細川 繁一 川上村大字南方 // 九四、三〇—一四九、五

野口 進	川上村大字北方	〃七八、三〃〃九八、三
江口 公雄	右全	〃九八、三〃〃二、一〇
渡部 勳滋	川上村大字南方	〃一〇七、一〃〃二、三三
渡部 久雄	川上村大字北方	〃二、二〇〇〃〃六二、八
和田 要	川上村大字南方	〃一〇七、一〃〃二、三三
宮本 操	右全	〃二、四二六〃〃二、八、九
篠森門三郎	川上村松瀬川	〃二、四、一〃〃二、九、五
江戸源三郎	川上村大字北方	〃二、七、八〃〃二、九、五
渡部 辰雄	川上村松瀬川	〃二、一〇、一〃〃三、八、一
今井 賢一	右全	〃三、四、三、五〃〃三、四、三〇
桑原 時雄	川上村北方	〃三、四、二、一〃〃二、六、一、九
菅野 頼一	川上村南方	〃三、四、二、七〃〃四、三、三
大西政之進	川上村吉久	〃四、三、三、一〃〃六、三、三
三津山啓三	川上村松瀬川	〃四、八、二、一〃〃三〇、九、三〇
梅崎 正信	川上村北方	〃四、九、五、一〃〃七、三、三
細川 繁一	川上村南方	〃六、二、八、一〃〃八、三、三
相原 寿秋	右全	〃六、三、三
渡部 弘	右全	〃六、六、一、九〃〃七、三、三
大西政之進	川上村吉久	〃七、三、三、一〃〃八、三、三
伊藤 胤近	川上村南方	〃七、三、三、一〃〃七、二、七
仙波 堆数	川上村北方	〃七、二、一〇、一〃〃八、五、三
日下部正剛	松山市松前町	〃八、三、三、一〃〃八、五、三
渋谷 要	温泉郡川上村大字松瀬川	〃八、八、三、一〃〃九、七、三
高須賀 守	温泉郡川上村大字南方	〃八、六、三、一〃〃八、三、三
渡部 寛吾	温泉郡川上村大字北方	〃八、八、三、一〃〃八、三、三
坂本 清	温泉郡三内村大字河之内	〃八、六、三、一〃〃八、三、三

菅野 峰雄	温泉郡川上村大字南方	〃三〇、二、四〃〃三〇、九、三〇
渡部慶次郎	温泉郡川上村大字南方	〃三〇、二、四〃〃三〇、六、六
武田 隆親	温泉郡川上村大字南方	〃三〇、二、四〃〃三〇、九、三〇
行元 義丸	温泉郡川上村大字南方	〃三〇、四、一〃〃三〇、三、三〇
伊藤 茂男	温泉郡川上村大字北方	〃三〇、六、一〃〃三〇、九、三〇
井上 光枝	温泉郡拜志村大字下林	〃三〇、九、三〇〃〃三〇、三、三
高橋 政雄	温泉郡河野村	〃三〇、九、三〇〃〃三〇、三、三
森 茂喜	温泉郡小野村大字平井	〃三〇、九、三〇〃〃三〇、三、三
藤内 郁美	松山市	〃三〇、九、三〇〃〃三〇、三、三
仙波 ユイ	温泉郡川上村大字松瀬川	〃三〇、二、一〇〃〃三〇、三、三
高岡 正明	温泉郡三内村大字河之内	〃三〇、四、三〇〃〃三〇、三、三
相原 芳明	温泉郡川上村大字吉久	〃三〇、二、六、一〃〃三〇、三、三
宮内 百造	温泉郡石井村東石井	〃三〇、三、三、一〃〃三〇、三、三
菊地 文枝	温泉郡北吉井村大字志津川	〃三〇、四、三〇〃〃三〇、三、三
窪田 儀政	温泉郡北吉井村大字樋田	〃三〇、三、三、一〃〃三〇、三、三
片山タミ子	温泉郡三内村大字河之内	〃三〇、三、三、一〃〃三〇、三、三
田中 芳野	温泉郡川上村大字北方	〃三〇、三、三、一〃〃三〇、三、三
加藤 榮安	温泉郡三内村大字井内	〃三〇、三、三、一〃〃三〇、三、三
近藤 仙	温泉郡三内村大字河之内	〃三〇、四、三〇〃〃三〇、三、三

川上中學校職員名簿

田中 良雄	温泉郡北吉井村大字樋田	昭三、四、一〃〃四、一、七
森 悦三郎	拜志村大字上林	〃三、四、一〃〃三、三、三
日下部正剛	松山市松前町	〃三、四、一〃〃現在
奥村 上	温泉郡川上村大字北方	〃三、四、一〃〃三、三、三
佐伯 武	三内村大字河之内	〃三、四、一〃〃三、三、三
井上 好子	大阪市天王寺区清水谷西之町	〃三、四、一〃〃三、三、三

松瀬川教員名簿

橋本鬼土男	温泉郡川上村大字北方	〃三、四、一〃〃現在
田中 花子	川上村大字南方	〃三、四、一〃〃現在
神野 義寛	川上村大字北方	〃三、四、一〃〃三、二、三
渡部 福三	川上村大字南方	〃三、四、二〃〃至現在
渡部 碩雄	新瀨島新瀨島市西堀町	〃四、一、三〃〃至現在
渡部 要雄	温泉郡川上村大字北方	〃三、四、二〃〃至現在
渡部美智恵	川上村大字松瀬川	〃三、四、一〃〃現在
森 茂喜	小野村	〃三、四、一〃〃現在
立花俊之助	浮穴村大字井門	〃三、四、一〃〃三、三、三
渡部豊三郎	川上村大字南方	〃三、四、一〃〃三、三、三
田中 芳野	川上村大字北方	〃三、四、一〃〃三、三、三
渡部ミネヨ	川上村大字南方	〃三、四、一〃〃三、三、三
高橋香寿子	川上村大字南方	〃三、四、一〃〃三、三、三
大西 光信	温泉郡川上村大字吉久	〃三、三、三、一〃〃三、三、三
原 彌夫	松山市住吉町	〃三、三、三、一〃〃現在
藤田 保一	温泉郡北吉井村大字樋田	〃三、三、三、一〃〃現在
久保 正文	小野村大字南梅本	〃三、三、三、一〃〃現在
露口 武保	吉井村大字志津川	〃三、三、三、一〃〃現在
白石 芳武	拜志村大字下林	〃三、三、三、一〃〃三、三、三
徳本 豊	久米村大字鷹之子	〃三、三、三、一〃〃三、三、三
山本 尙郷	川上村大字南方	〃三、四、一、一〃〃三、三、三
戸田 昇	川上村大字北方	〃三、四、一、一〃〃三、三、三
渡部 涉	南吉井村大字牛淵	〃三、四、一、一〃〃現在
水口 千枝	北吉井村大字志津川	〃三、四、一、一〃〃三、三、三
高市 道子	小野村大字平井	〃三、五、三〃〃現在

千賀 愛敬	本郡小野村大字畑中	明五、一〇、三、一〃〃元、四
土岐 贊穆	松山市	〃元、五、一〃〃不詳
岡山 正割	北吉井村樋田	〃四、六、三、一〃〃三、一、
川崎 正吉	不詳	〃四、九、五、一〃〃元、二、
熊 輝三郎	久米村	〃五、一、元、一〃〃元、一、
渡部 タカ	川上村北方	〃五、二、二、一〃〃元、二、
為川 正房	不詳	〃六、二、六、一〃〃元、七、
池川磯太郎	南吉井村見奈良	〃元、七、八、一〃〃四、一、
村上 信子	不詳	〃元、二、一〃〃四〇、一、
辨久 美嘉	不詳	〃四〇、四、一〃〃四〇、七、
高須賀 実	不詳	〃四〇、八、一〃〃四、一、
十亀 久	不詳	〃四、五、一〃〃四、六、
正岡 景敏	松山市	〃四、一、一〃〃四、六、
渡部豊三郎	川上村南方	〃四、一、一〃〃四、三、
伊賀寅五郎	北吉井村西岡	〃四、六、一〃〃四、一〇
河野 イト	不詳	〃四、七、一〃〃四、二、
多々良タキヨ	不詳	〃四、三、一〃〃四、一、
山田 キク	松山市南八坂町	〃四、二、三、一〃〃四、三、三
渡部 彦市	川上村北方	〃四、三、三、一〃〃六、三、三
金子本太郎	川上村北方	〃四、三、三、一〃〃六、三、三
小原 セツ	松山市南堀端	〃四、三、三、一〃〃六、三、三
長曾我部由雄	三内村大字則出内	〃六、二、一〇〃〃三、九、三
赤尾 千代	越智郡亀岡村大字種	〃六、三、三、一〃〃四、四、四
野間 武一	松山市柳井町	〃六、三、三、一〃〃四、四、四

和田 キヨ 小野村大字平井谷 大五、九、三〇—四、四、一
 高市賢次郎 荏原村 大四、四、七—七、三、三
 篠原ユキエ 荏原村字東方 // 四、四、七—六、三、三
 浅野 清長 三内村字河之内 // 六、四、九—九、三、五
 山本 愛子 松山市北夷子町 // 六、四、九—八、七、一
 近藤 和雄 三内村字河之内 // 七、五、六—九、三、六
 田井 義代 川上村松瀬川 // 八、六、一—九、四、二
 土居源太郎 温泉郡垣村字西垣生 // 九、三、七—一〇、三、七
 宇和川良太郎 三内村字河之内 // 九、四、七—一〇、三、三
 土居 トシ 温泉郡垣生村字西垣生 // 九、四、九—一〇、三、三
 則内 輝雄 温泉郡栗井村字安岡 // 一〇、四、四—一〇、一〇、四
 逸見毅三郎 五明村 // 一〇、一〇、八—一〇、一、一、三
 佐伯熊三郎 松山市鉄砲町 大二、三、三—三、一、三
 大塚 義雄 松山市三番町 大二、三、三—三、一、三
 矢野 庄平 越智郡津倉村字仁江 大二、五、五—二、八、三
 豊田 スズ 小野村大字平井 // 二、九、三—三、三、三
 森 コウ 松山市一万町 // 三、三、三—三、三、三
 谷 信實 松山市柳井町 // 三、三、三—三、三、三
 田中稔之助 河野村字善心寺 大三、三、三—三、三、三
 村上 在徳 松山市築山町 大三、三、三—三、三、三
 杉原ゆき亥 三内村字則之内 大四、三、三
 (加藤ト改姓) 本籍伊予郡砥部村大南 昭三、三、三
 中村典三郎 松山市竹原 大四、三、三—二、五、三、三
 中須賀好保 温泉郡久米村北窪田 大四、三、三—二、五、三、三
 合田 ハル 松山市通町一六 大四、〇、七—昭三、三、三
 新部 勸 松山市新玉町一丁目四二 大五、三、三—昭三、三、三
 青木 善子 松山市南京町二六 大五、三、三—昭三、三、三

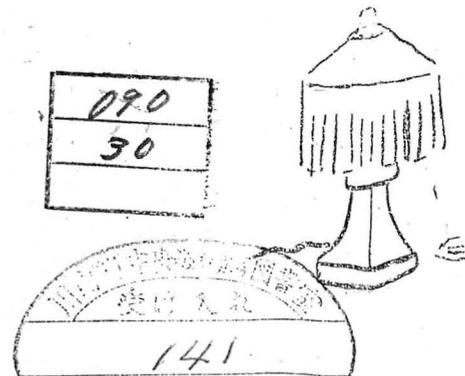
忽那 亨 温沿郡久米村字高井 大五、三、三—昭五、三、三
 嶋田恵美子 上浮穴郡小田町村字寺村 昭二、三、三—二、四、八
 関谷 辰子 温泉郡味生村字鹿院 昭二、五、二—四、三、三
 大堀 隆俊 温泉郡北条町字安居島 昭三、三、三—六、三、三
 小川 静子 松山市旭町七四 昭三、三、三—六、三、三
 和田 角郎 北吉井村字楠古 昭五、三、三—八、三、九
 武田徳右衛門 温泉郡三津浜町字中須賀 // 六、三、三—二、四、三、三
 武田マサヨ 同右 // 六、三、三—二、三、三
 二神 英三 松山市港町四丁目六八 // 七、三、三—一〇、八、三
 中島 友重 三内村字河之内 // 七、三、三—一〇、三、三
 佐伯 義朝 三内村字河之内 昭七、八、三—九、八、三
 得居 衛 正岡村字神田 昭六、八、三—二、三、三
 小原 一衛 浮穴村字森松 昭〇、八、三—二、三、三
 菅野 良知 川上村大字南方 昭二、三、三—昭七、三、三
 鶴川利太郎 喜多郡柳沢村字田所 昭二、三、三—三、三、三
 渡部 竹雄 温泉郡久米村字窪田 昭三、三、三—五、三、三
 大野トキエ 温泉郡新浜村 昭二、三、三—三、三、三
 十川 翠子 字摩郡金生村下分 昭三、三、三—三、三、三
 今井 百恵 川上村字松瀬川 昭三、三、三—三、三、三
 渡部利夫(女) 川上村字南方 昭三、三、三—三、三、三
 仙波 恒彦 温泉郡久米村字南久米 昭四、三、三—五、三、三
 高須賀朋子 河野村字別府 昭四、三、三—昭六、三、三
 佐伯 惟揚 三内村字河之内 昭五、三、三—七、三、三
 越智 金吾 拜志村字下林 // 五、三、三—九、三、三
 中村 房子 北吉井村字志津川 // 五、三、三—七、六、三〇

佐伯カホル 三内村字河之内 // 二、六、三—七、三、三
 村瀬 文雄 昭七、三、三—八、三、三
 尾林 敏子 温泉郡久米村字南久米 // 七、三、三—七、六、三〇
 黒田美恵子 坂本村字久谷 // 七、六、〇—九、三、三
 井上 邦子 松山市紙屋町七 // 七、六、〇—八、七、三
 河野 広市 湯山村青波 // 八、三、一—三、四、一
 森 千代子 川上村字松瀬川 // 八、八、三—至現在
 近藤カズノ 三内村字則之内 昭九、三、三—九、三、三
 田中 円平 川上村字南方 昭九、三、三—昭二、三、三
 (旧姓今井) 昭二、三、三
 若江 百恵 松山市須先町三四 昭二、三、三—昭四、一、一
 宇和川ミノル 三内村字則之内 昭二、三、三—昭四、一、一
 日下部正剛 松山市松前町一丁目四 昭二、三、三—昭四、一、一
 酒井 美江 三内村字井内 // 一〇、一〇、三—一三、三、二
 横山 明 松山市不詳 // 一〇、一〇、三—一三、三、二
 野口 晃 川上村字南方 昭三、三、三—昭四、三、三〇
 篠森チエコ 川上村字松瀬川 昭三、三、三—昭三、四、三
 八木 久徳 小野村字平井 昭三、四、一—三、三、三
 矢野 貞 松山市南堀端町八 昭三、四、一—三、三、三
 久保 達徳 川上村南方 昭三、四、一—三、三、三
 渡部 綾子 川上村大字松瀬川 昭三、六、〇—至現在
 渡部千奈美 川上村大字松瀬川 昭三、一、〇—至現在
 (小) 安人 三内村字則之内
 (中) 昭三、三、三—一四、九、三
 (小) 昭三、三、三—一四、九、三
 (中) 昭三、三、三—一四、九、三

(小中兼務) 森貞 宗弘 小野村字北梅本 昭四、三、三—至現在
 (小) 藤岡宇佐男 北吉井村字樋口 昭四、三、三—二、四、六、三〇
 (小) (坪内) 高須賀 章 南吉井村字田窪 昭四、三、三—至現在
 (小) 大原 利博 石井村字星岡 昭四、三、三—三、三、三
 (中) 大西 忠義 南吉井村字田窪 (中) 昭四、三、三—一四、八、三〇
 (小) 二神 政数 川上村字北方 昭四、三、三—至現在
 (中) 神野 林子 川上村字北方 昭四、三、三—至現在
 (中) 大西 光信 川上村吉久 昭四、三、三—至現在
 (中) 高須賀英一 川上村字南方 昭四、八、〇—至現在
 (小) 河原三和子 北吉井村志津川 昭四、八、〇—一五、三、三
 (小) 森 輝秀 余土村字余戸 昭五、三、三—至現在
 (小) 岩田 進 拜志村字上村 昭五、三、三—至現在

佐伯 照彌 茶中堂 父 久吉 東 義弘 東村 父 和五郎 高須賀 廣孝 吉久 父 儀行

柴波	仙波	篠森	寺田	渡部	白田	名越	黒川	桑原	田中	渡部	和田	大西	桑原	大石	田井野	梅崎	寺崎	渡部	渡部	高須賀	渡部	高市	丹生谷	渡部	渡部	田井野	渡部	高須賀	友近	
定行	周吉	春重	知一	豊	繁男	時久	進	明雄	輝雄	正文	一男	一男	伝	四郎	喜義	武雄	芳雄	三郎	久雄	満	利一	信儀	美雄	哲夫	昇一	好文	好文	義次	堅	
板戸	原中	川筋	宮東	森山	松山	齊木	竹ノ	下ノ	今古	下古	余古	且上	道向	川筋	森古	西古	西古	森古	西中	竹ノ	下古	北八	上砂	三軒	市屋	森古	上古	原中	松山	
父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄	父兄
民三郎	伸平	万四郎	小四郎	ヨシノ	暢夫	貞行	盛子	マサコ																						
和田	渡部	井上	藤本	下南	磯丸	齊藤	中内	中島	近藤	松本	田辺	塚本	和田	松本	石原	中村	今井	越知	大和	七条	戸田	黒河	二神	菅本	森彦	近藤	和田	渡部	和田	鶴原
実	綱興	五月	知	勲	茂丸	重憲	芳一																							
余土	添東	宮東	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側	西側
母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父	母父
シズエ	熊吉	フサヨ	トシミ	マサノ	リウ	良枝	幸三郎	實三郎	豊吉	庄松	シカ	庄次郎	庄次郎	美佐子	樋藏	チヨ	サツヨ	シゲヨ	清太郎	マツエ	ミヅキ	セツエ	亀市	兵吉	マサヲ	ナツ子	ヤス子	庄作	時寛	房太郎



あとがき

校正を終えて、ふとみる庭の水仙の花が、今日は、こよなく美しい。重い大役を果たしたせいだろうか。

昨年の八月PTAからこの仕事を仰せつかった時はとても無理と思つておことわりしたが許されず、この上はと幼い時から歴史好きの心と愛郷の一念でやせ馬にむちうつようにして、こよまで来た、そのあとを今ふりかえつてみると、よくまあと、冷汗三斗の思ひがする、しかし貧しいながらも今まで懸声だけに終つてしまつた、この種のものでどうやらつくりあけることが出来たのは、渡部PTA会長や顧問の方や各地区の古老や各編纂委員のおかげである。編纂に資料蒐集に高所から指示下された、愛媛図書館司書 三宅千代二氏や三津山保太郎氏野口秀明氏渡部彦市氏三顧問の力となつてつくつて頂いた菊沢よしゑ、樋口久子、渡部教太、三委員、企画に調査に執筆に直接たづさはつて懸命の努力を拂はれた曾我部要、高須賀茂、渡部一正、菅野良知、堀内裕、和町喜志夫、渡部要雄、原暢夫、企画に執筆に率先部下を率いられた加藤栄安、渡部渉両校長、淨書、文体変更の御協力を仰いだ小中学の先生方に今心から感謝の意を捧げると共に出版に當つてその難しい交渉を引受けて下さつた川上村全景図を寄贈された

松山攝陽写真館主安永常美氏とこの出版を引受けて良心的に作製して頂いた松山印刷有限会社に深甚の謝意を表す次第である。

最後にこの書は短日月の間につくられたもの故もとより多大の不備は免れない、幸ひ村民各位の御批判と御助言をいただき將來生れるであらう川上村誌の先駆となれば私の本懐之にすぎるものはない。

昭和二十六年二月 渡部 高 義

昭和二十六年三月二十五日印刷
昭和二十六年三月二十五日発行

編集兼発行人 渡部 高 義
印刷所 松山印刷有限會社
松山市木屋町二丁目

発行所 愛媛縣温泉郡川上村
川上小中學校PTA